

令和6(2024)年度版 三重県サステナビリティレポート

令和6(2024)年10月

三 重 県



「三重県サステナビリティレポート」の発刊にあたって

三重県知事 一見 勝之

気候変動、生物多様性の損失および汚染といった環境問題は、国際社会において一層の関心の高まりを見せています。

令和5（2023）年7月には、グテーレス国連事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」という表現を用いて警鐘を鳴らしました。また、11月の国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）では、令和12（2030）年までに再エネ発電容量を世界全体で3倍にする目標の策定等、持続可能なライフスタイルへの移行が決定されました。

さらに、令和6（2024）年4月の「G7トリノ気候・エネルギー・環境大臣会合」では、昨年のG7広島サミットの成果に盛り込まれた循環経済原則、重要鉱物の国際リサイクル、ネイチャーポジティブ経済、侵略的外来種対策、プラスチック汚染対策等を更に推進することが確認されました。

国内においては、本年5月に閣議決定された「第六次環境基本計画」において、地上資源基調の無形の価値、心の豊かさも重視した「循環・高付加価値型の経済社会システム」への転換が求められています。気候変動に関しては、脱炭素先行地域の創出や、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」を通じ、脱炭素化を図ることでウェルビーイングを実感できる「暮らし」の実現を進めていくこととしています。

また、本年5月に成立した「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」に基づき、脱炭素化と再生資源の質と量の確保を一体的に進め、循環経済への移行を実現していくこととしています。

県では、令和3（2021）年10月に国が「地球温暖化対策計画」を改定したことを受け、削減目標を見直すとともに削減取組を強化するため、令和5（2023）年3月に三重県地球温暖化対策総合計画を改定しました。新たな計画では、令和12（2030）年度の三重県の温室効果ガス排出量を平成25（2013）年比で47%削減するという国を上回る挑戦的な削減目標を掲げ、太陽光発電設備の導入促進など、脱炭素社会の実現に向けた具体的な取組を着実かつ強力に推進しています。

また、海岸漂着物については、これまで「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、回収処理や発生抑制などに取り組んできましたが、伊勢湾流域圏自治体の緊密な連携のもと、更に強力に対策を推進していく必要があることから、本年3月に、三県（岐阜県、愛知県、三重県）が共同して、全国初となる広域的な地域計画を策定したところです。

私たちの身近な暮らしの中にも、環境保全への課題は存在しています。健全で豊かな三重の環境を次世代へ継承していくには、県民の皆さん一人ひとりがこれらの問題と向き合い、行動していくことが重要です。皆さんで共に力を合わせて取り組んでいきましょう。

本サステナビリティレポートは、持続可能（サステナブル）な社会の実現に向けて取り組んでいくという思いを込めて、本県の環境の状況や環境保全に関する施策の進捗状況を取りまとめた年次報告書です。本書を通じて、県民の皆さんに環境へのご理解を深めていただければ幸いです。

令和6（2024）年10月

第1部 総説	1
第1章 三重県の実施策の概要	1
第1節 三重県サステナビリティレポートの位置づけ	1
第2節 実施策の方向性・実施体系等	2
第2章 環境を取り巻く情勢	5
第3章 三重県の動向	9
第2部 三重県環境基本計画の各実施策の取組	13
第1章 低炭素社会の構築	13
第1節 環境基本計画の実施目標	13
第2節 令和5年度の取組概要と成果等	13
第3節 令和6年度以降の取組方向	20
第2章 循環型社会の構築	26
第1節 環境基本計画の実施目標	26
第2節 令和5年度の取組概要と成果等	26
第3節 令和6年度以降の取組方向	39
第3章 自然共生社会の構築	50
第1節 環境基本計画の実施目標	50
第2節 令和5年度の取組概要と成果等	50
第3節 令和6年度以降の取組方向	62
第4章 生活環境保全の確保	70
第1節 環境基本計画の実施目標	70
第2節 令和5年度の取組概要と成果等	70
第3節 令和6年度以降の取組方向	93
第5章 共通基盤実施策	102
第1節 令和5年度の取組概要と成果等	102
第2節 令和6年度以降の取組方向	116
第3部 参考資料	121

コラム

コラム①

県有施設などの三重県庁における温室効果ガス排出削減取組 ～PPAを活用した県有施設への太陽光発電設備の導入～	24
---	----

コラム②

宅配事業者等と連携した再配達削減の取組	25
---------------------------	----

コラム③

災害廃棄物の仮置場の設置・運営に係る実地訓練の実施 ～災害からの迅速な復旧・復興をめざして～	42
---	----

コラム④

プラスチックに係る資源循環の取組	44
------------------------	----

コラム⑤

PCB 廃棄物とは！ ～適正な処理に向けた県の取組～	46
----------------------------------	----

コラム⑥

三重県の不法投棄対策(廃棄物スマホ 110 番、法令周知マンガ)	48
--	----

コラム⑦

みえ生物多様性推進プラン(第4期)の策定	66
----------------------------	----

コラム⑧

海のゆりかご「藻場」の再生に向けて	68
-------------------------	----

コラム⑨

広域連携による海洋ごみ対策の推進 ～「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」の策定～	98
---	----

コラム⑩

三重県の大気の現状 ～光化学オキシダントと自動車から排出される窒素酸化物に関する調査～	100
--	-----

第1部 総説

第1章 三重県の環境施策の概要

第1節 三重県サステナビリティレポートの位置づけ

「三重県サステナビリティレポート」は、三重県環境基本条例に基づき、県内の環境の状況や県が取り組む環境の保全に関する施策等について取りまとめた「年次報告書」であり、令和元（2019）年度まで「環境白書」として作成してきた報告書の後継として位置づけられるものです。

本県では、令和2（2020）年3月、環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランである「三重県環境基本計画」の全面的な改定を行いました。この新たな計画は、令和12（2030）年度を目標とする長期的な計画であり、持続可能な社会の実現に向け、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も取り入れ、協創を通じた分野横断的な取組の推進を基本方針として、環境、経済、社会の統合的向上の実現をめざすこととしています。

また、環境基本計画では、目標年度である令和12（2030）年度のめざすべき姿やそれを実現するための施策体系と施策展開の方向性、そして計画の実施に向けた推進体制等について定めており、「三重県サステナビリティレポート」を同計画に基づく取組の着実な実施に向けた進行管理に活用していくこととしています。

この環境基本計画の全面改定を機に、新たな計画で重視する「持続可能性(サステナビリティ)」という考え方等をふまえ、令和2（2020）年度版以降の年次報告書から、従前の環境白書を「三重県サステナビリティレポート」としてリニューアルしています。

三重県サステナビリティレポートにおいては、本県の環境の状況の概況等に加え、新たな環境基本計画の基本方針(持続可能な社会の実現に向けて協創を通じた分野横断的な取組を推進することなど)やそれに基づく取組状況等について報告するとともに、県民や事業者の具体的な取組事例を「コラム」として紹介しています。

第2節 環境施策の方向性・施策体系等

(1) 三重県環境基本条例

本県では、環境保全に関する基本理念や環境保全に関する施策の基本的な事項等を定めた三重県環境基本条例を平成 7（1995）年 3 月に制定しました。

平成 25（2013）年には、低炭素社会や自然共生社会の実現等の新たな環境課題への対応策を明確にするため、環境基本条例を改正し、これに基づき、低炭素社会、循環型社会および自然共生社会づくりを総合的、計画的に進めているところです。

三重県環境基本条例

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が良好なものとして将来の世代に継承され、将来にわたって自然と人との共生が確保されることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、温室効果ガスの排出の抑制その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、全てのものの公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全は、地域における多様な生態系の均衡を維持し、および回復し、並びに自然が有する自らを再生しようとする能力を発揮できるようにするとともに、自然と人との触れ合いを保つことにより、自然と人との共生並びに県民生活に欠くことのできない安らぎと潤いのある快適な環境を確保することを目的として、全てのものの英知を集めて行われなければならない。

4 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深く関わっていることに鑑み、全てのものの事業活動および日常生活において推進されるとともに、県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

(2) 三重県環境基本計画

本県では、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に進めていくため、取り組むべき環境施策の方向性を整理し、「三重県環境基本計画」として取りまとめています。

地球温暖化・気候変動対策、廃棄物・資源対策、生物多様性の保全等のテーマについては、それぞれの分野で個別計画を策定していますが、環境基本計画は、それらのベースとなるような基本的な環境施策の方向性を示す計画（マスタープラン）としての位置づけとなっています。

平成 9（1997）年に環境基本計画を策定した後、平成 24（2012）年に 10 年後を見据えた改定を行い、環境保全の取組を進めてきましたが、その間、平成 27（2015）年には国連総会で持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、平成 28（2016）年には「パリ協定」が発効されるなど、環境を取り巻く世界の状況は大きく変化してきました。このような状況に対応するため、2 年前倒しで計画の見直しを行い、令和 2（2020）年 3 月、令和 12（2030）年度を目標年度とする新たな環境基本計画を策定しました。

新たな環境基本計画では、脱炭素社会を見据えた「低炭素社会」、資源循環の促進が図られ、廃棄物の排出が極力抑制された「循環型社会」、生物多様性の保全等が進められた「自然共生社会」、大気・水環境が保全され、安心・安全で快適な「生活環境保全が確保された社会」の構築をあるべき姿として掲げ、環境・経済・社会の統合的向上が図られた持続可能な社会「スマート社会みえ」の実現をめざすこととしています。この「スマート社会みえ」の実現に向け、「Ⅰ 低炭素社会の構築」「Ⅱ 循環型社会の構築」「Ⅲ 自然共生社会の構築」「Ⅳ 生活環境保全の確保」の各分野に応じた 4 つの施策に加え、各施策を推進していくエンジン（駆動力）となる「Ⅴ 共通基盤施策」を合わせた 5 本の柱で取組を推進していきます。（図 1-1-1）

また、こうした環境基本計画に基づく取組を着実に実施するため、県や学識経験者、県民、事業者等で構成する「サステナビリティ委員会」を設置し、計画の推進・進捗状況の確認を行います。

「持続可能性(サステナビリティ)」について

持続可能性(サステナビリティ)という言葉については、SDGsの「SD (Sustainable Development)」にあたる「持続可能な開発」の概念を理解することが重要です。持続可能な開発(発展)とは、「環境と開発に関する世界委員会」(委員長:ブルントラント・ノルウェー首相(当時))が昭和62(1987)年に公表した報告書「Our Common Future」の中心的な考え方として取り上げた概念で、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発(発展)」のことを言います。

「持続可能性」は、この「持続可能な開発(発展)」の考え方をふまえた概念であり、環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つものであり、私たち、一人ひとりが、将来(世代)への責任を持って行動しなければならないという考え方につながる重要なコンセプトであると考えられます。



図 1-1-1 施策体系図

第 2 章 環境を取り巻く情勢

(1) 社会の動き

今日の世界の経済・金融界における潮流は、利益だけでなく、気候変動をはじめとした環境性、社会性を重視する傾向にあります。環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の要素を考慮する「ESG 投資」が拡大しており、SDGs へのコミットメントが企業理念に掲げられる事例も多くみられるようになっていきます。以前は環境保全と経済成長はトレードオフの関係にあるとする見方が主流でしたが、今日では環境課題や社会問題に貢献する事業の推進がビジネスになるという考え方が広がり、「環境・経済の両立」をめざすという基本認識が世界的に普及しつつあります。

こうした中、近年、気候変動などの国境のない地球規模の環境問題については、国際社会が誓約した令和 12（2030）年までの目標達成に向け、先進国・途上国の区分を超えて、分断ではなく、共に取り組む「協働」の重要性がかつてなく高まっています。

令和 6（2024）年 4 月の G7 トリノ気候・エネルギー・環境大臣会合では、気候変動、生物多様性の損失および汚染という 3 つの世界的な危機に対処するために、必要な取組間のシナジーの推進が重要であることが確認され、新興国を含む G20 でも令和 5（2023）年 9 月の G20 ニューデリー・サミットにおいて、環境・気候問題への統合的な対処へのコミットや、パリ協定およびその気温目標の完全かつ効果的な実施の強化等が確認されました。

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs は、平成 27（2015）年 9 月の国連総会において、全会一致で採択されたもので、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12（2030）年を年限として、17 の国際目標と 169 のターゲットで構成されています。SDGs の特徴の 1 つとして、開発途上国だけでなく先進国も対象となっており、全てのステークホルダー（利害関係者）が参画し、環境、経済、社会の統合的向上に取り組むことが挙げられます。

国内においては、平成 28（2016）年 5 月に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs 推進本部」が設置され、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制が整えられました。さらに、同本部の下で、行政、民間セクター、NGO・NPO、有識者、国際機関、各種団体等を含む幅広いステークホルダーによって構成される「SDGs 推進円卓会議」における対話を経て、同年 12 月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs 実施指針」が決定されました。

加えて、SDGs の推進にあたっては、多様なステークホルダー（利害関係者）との連携が必要であることから、官民連携の促進を目的として「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」が設置され、マッチングイベントや分科会開催等による支援が実施されています。

また、令和 3（2021）年 6 月の第 10 回推進本部会合においては、平成 29（2017）年以来、2 回目となる自発的国家レビューが決定されるなど、SDGs 達成に向けた取組が進められています。

(3) 気候変動

平成 27（2015）年に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された温室効果ガス排出削減等の国際枠組であるパリ協定の運用が令和 2（2020）年から本格的に開始されました。パリ協定では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つことなどが規定され、歴史上初めて全加盟国が温室効果ガス削減に参加する制度の構築に合意がなされました。

その後、平成 28（2016）年 5 月に開催された「G7 伊勢志摩サミット」で、平成 28（2016）年内でのパリ協定発効という目標が首脳宣言に盛り込まれ、同年 11 月、採択から 1 年以内という早さで協定の発効が実現しました。

一方、国連環境計画（UNEP）が令和 4（2022）年に公表した報告書では、世界は未だパリ協定の目標達成には及ばず、1.5℃に向けた信頼性の高い経路に乗れていないと結論づけられました。また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が令和 5（2023）年 3 月に公表した統合報告書では、人間活動が主に温室効果ガスの排出をとおして地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がないこと、継続的な温室効果ガスの排出はさらなる地球温暖化をもたらす、短期間のうちに約 1.5℃に達するとの厳しい見通しが示されました。この 10 年間の選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つとされており、気候変動の問題が危機的な状況にあることを示唆しています。

国内においては、令和 2（2020）年 10 月、内閣総理大臣が令和 32（2050）年に温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現をめざすことを宣言しました。また、令和 3（2021）年 4 月には、令和 12（2030）年度において温室効果ガスを平成 25（2013）年度から 46%削減すること、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明し、この新たな目標の達成に向け、同年 10 月には、地球温暖化対策計画が改定されました。

また、令和 3（2021）年 6 月には、令和 32（2050）年カーボンニュートラルを基本理念として法定化した改正地球温暖化対策推進法が公布されるとともに、12（2030）年度までに少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」をつくり、重点対策を実行していく地域脱炭素ロードマップが制定されるなど、脱炭素社会の実現に向けた取組が加速しています。さらに令和 5（2023）年 2 月に「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定され、同年 5 月には GX 経済移行債等を活用した 20 兆円規模の大胆な先行投資、カーボンプライシングによる GX 投資先行インセンティブ等の早期具体化および実行に向けて GX 推進法が成立するなど、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置づけ、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換が進められつつあります。

(4) 資源循環

平成 28（2016）年 5 月に開催された G7 富山環境大臣会合において、持続可能な開発目標（SDGs）およびパリ協定の実施を見据え、国際的に協調して資源効率性や 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組むという強い意志を示した国際的枠組である「富山物質循環フレームワーク」が採択されました。同フレームワークの推進については、直後の平成 28（2016）年 5 月の「G7 伊勢志摩首脳

宣言」にも盛り込まれており、資源効率性向上や 3R に関する取組の推進は、国際的な潮流となりつつあります。

国内では、令和 4（2022）年 9 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」の「第 2 回点検及び循環経済工程表」が策定され、令和 32（2050）年を見据え、持続可能な社会を実現するため、循環経済のアプローチを推進することによる循環型社会の方向性が示されています。令和 5（2023）年 6 月には、令和 32（2050）年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化をふまえ、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更が行われました。令和 6（2024）年 8 月には、「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環経済への移行を国家戦略として推進していくこととしています。

また、生態系破壊や人体への健康被害、沿岸部の経済社会へのダメージ等の海洋プラスチックごみ問題が懸念されていることから、令和 4（2022）年 3 月開催の第 5 回国連環境総会再開セッションで「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力の国際約束に向けて」が採択され、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉が開始されています。このことは、令和 5（2023）年 4 月の G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合においても議論がなされ、政府間交渉委員会に G7 が積極的かつ建設的に参加し、野心的かつ包摂的な枠組をめざすこととされました。また、同会合においては、令和元（2019）年 6 月に開催された G20 大阪サミットにおいて共有された海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和 32（2050）年までにゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」での目標を 10 年前倒しし、令和 22（2040）年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心に合意がなされ、これらは G7 広島首脳宣言にも反映されました。

令和元（2019）年 5 月には、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進することを目的とした「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和 4（2022）年 4 月にプラスチック資源循環促進法が施行されました。同法では、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、「3R+Renewable」の原則に則り、あらゆる主体のプラスチックに係る資源循環の促進等を図ることとしています。

（5）生物多様性

平成 22（2010）年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）では、令和 2（2020）年までの世界目標として「戦略計画 2011-2020」が採択されました。しかし、目標の最終年である令和 2（2020）年 9 月、国連が各国から提出された報告書や生物多様性に関する研究成果等の分析結果をまとめた「地球規模生物多様性概況第 5 版（Global Biodiversity Outlook5

（GB05）」において、戦略計画 2011-2020 で掲げられた 20 の個別目標（愛知目標）について、ほとんどの目標についてかなりの進捗が見られたものの、完全に達成できたものはないと指摘され、愛知目標と同時に決められた令和 32（2050）年までの生物多様性の長期目標である「自然との共生」の達成には、「今までどおり（business as usual）」から脱却し、気候変動対策などの複数分野と連携した行動が必要とされています。

また、令和 3（2021）年 10 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）第一部が中国・昆明で開催され、令和 4（2022）年の COP15 第二部におけるポスト 2020 生物多様性枠組の採択に向けた決意を示す「昆明宣言」が採択されました。令和 4（2022）年 12 月にはカナダ・モントリオールで開催された COP15 第二部において、愛知目標の後継となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。同枠組では、2030 年ミッションにネイチャーポジティブ（生物多様性の損失を止め、反転させる）の考え方が取り入れられ、令和 12（2030）年までに陸と海の 30%以上を保全する 30by30 目標など 23 のグローバルターゲットが設定されたことや「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されるなどしました。そして、それをふまえ、令和 5（2023）年 5 月には世界目標や国家戦略等の生物多様性に係る国内外の動向が反映されるなどして再度内容を全面的に改めた「生物多様性地域戦略策定の手引き（令和 5 年度改定版）」が作成されました。

国内では、ポスト 2020 生物多様性枠組の採択後、速やかにその国内実施を進めるため、COP15 に先立ち、令和 3（2021）年 8 月より、次期生物多様性国家戦略の検討が開始され、令和 5（2023）年 3 月には、令和 32（2050）年までの自然共生社会の実現をめざし、令和 12（2030）年までに達成すべき目標・取り組むべき施策が盛り込まれた「生物多様性国家戦略 2023-2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～」が策定されました。

令和 5（2023）年度からはネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組が開始されました。

第3章 三重県の動向

本県では、四日市公害への取組における硫黄・窒素酸化物の「総量規制」や環境影響評価（環境アセスメント）、産業廃棄物税の導入など、全国に先駆けた取組を含めて、時代に応じた環境施策を実施してきました。近年では、地球温暖化対策や循環型社会の構築に向けた「3R+R」や循環関連産業の振興等に向けた取組を推進しています。

（1）脱炭素社会の構築

本県では、平成 24（2012）年 3 月に「三重県地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量を令和 2（2020）年度までに平成 17（2005）年度比で 20%（平成 2（1990）年度比で 10%）削減する目標を掲げ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進してきました。平成 25（2013）年 12 月には、県、事業者および県民の責務や地球温暖化対策の推進に関する事項を定めた三重県地球温暖化対策推進条例を制定し、温室効果ガスの排出抑制を計画的に推進するとともに、事業者および県民の地球温暖化対策に対する意識を高め、自主的かつ積極的な取組を促進しています。

令和元（2019）年 12 月、令和 32（2050）年までに県域からの温室効果ガス排出実質ゼロとすることをめざし、脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を発表しました。脱炭素社会の実現のため、令和 3（2021）年 3 月には、2030 年度までの具体的な温室効果ガス削減の取組と気候変動影響への適応策をまとめた「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定しました。こうした中、国において令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を 46%削減（2013 年度比）する新たな削減目標が示されたことから、令和 4（2022）年 3 月、三重県環境審議会に諮問し、削減目標の見直しや新たな施策の追加等に関する検討が重ねられました。令和 5（2023）年 3 月、「三重県地球温暖化対策総合計画」を改定し、県域からの温室効果ガス排出量を国の目標を上回る 47%削減とするなどの新たな削減目標を掲げ、具体的な削減に向けた取組を進めています。

また、再生可能エネルギーの導入等の大規模な開発事業等が環境の保全に配慮して行われるよう、「三重県地球温暖化対策総合計画」において太陽光発電施設促進区域に関する三重県基準を定めるとともに三重県環境影響評価条例の対象事業として風力発電所を追加しました。

（2）循環型社会の構築

持続可能な循環型社会の構築をめざし、廃棄物の安全・安心の確保を前提に、SDGs と Society5.0 の考え方を取り入れ、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展とプラスチックごみ問題や食品ロスの削減などの社会的課題の解決の両立に向け、令和 3（2021）年 3 月、「三重県循環型社会形成推進計画」を策定しました。

プラスチックごみ対策については、使用済みプラスチックの情報について、排出事業者が容易に登録でき、リサイクル事業者が効率的に取得できるオンライン上のマッチングシステム「三重県プラスチッ

クリサイクルマッチングシステム」(通称「みえプラ」)を構築し、普及・運用をとおして、事業者によるマテリアルリサイクルの促進を図るとともに、海洋プラスチックごみ対策として、ごみ拾い SNS アプリを活用したごみ拾いの見える化など、楽しみながらできる取組を通じて散乱ごみ対策に取り組んでいます。食品ロス削減については、令和 3 (2021) 年 7 月に運用を開始した「三重県食品提供システム」(通称「みえ〜る」)の参加企業・団体の拡大に取り組むとともに、令和 5 (2023) 年度は外食産業と連携し、飲食店における食べ残し削減を呼びかける箸袋を作成・配布しました。また、「みえスマートアクション宣言事業者登録制度」により、事業者における「資源のスマートな利用」を推進するとともに、循環関連産業における脱炭素化や ICT の活用を促進するためのセミナー等も開催しています。

さらに、南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合に生じる災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に向けては、近年発生した災害の対応事例や国の災害廃棄物対策指針の改定内容等をふまえ、令和 2 (2020) 年 3 月に改定した「三重県災害廃棄物処理計画」に基づき、人材育成等の体制整備に取り組んでいます。

(3) 自然共生社会の構築

生態系ネットワークの形成を促進し生物多様性を保全するため、令和 6 (2024) 年 3 月に「みえ生物多様性推進プラン (第 4 期)」を策定しました。生物多様性の重要性に関する理解のさらなる向上を図り、さまざまな主体の連携による取組を推進しています。また、県民や NPO、事業者等、さまざまな主体による「みえ生物多様性パートナーシップ協定」の締結を推進するとともに、県内の希少野生動植物種の生息・生育状況調査や里地・里山等の保全活動を実施しています。

令和 4 (2022) 年度からは、「三重県レッドデータブック 2015」を改訂するために、県内における最新の野生生物の生息・生育状況を調査・整理しており、令和 6 (2024) 年度末の発刊を目標に、有識者とともに検討を進めています。

(4) 生活環境保全の確保

本県では、大気・水環境等の保全を目的に、工場・事業場等における法令の遵守状況を確認し、必要な指導を行っています。

近年の大気環境は、おおむね良好な状況が継続しています。また、環境基準を達成していない光化学スモッグについては、予報・注意報等の情報をウェブサイトや電子メールにより県民へ提供しています。

水環境については、河川や海域における環境基準の達成率は向上しており、水質は改善傾向にあります。しかし、閉鎖性海域の伊勢湾では、貧酸素水塊の長期化や拡大傾向がみられ、生物生産性の低下等がおこっています。そのため、「きれいさ」だけでなく「豊かさ」の観点を取り入れた総合的な水質管理施策の推進にあたり、令和 4 (2022) 年 10 月に策定した「第 9 次総量削減計画」に基づき、藻場・

干潟・浅場の保全再生や、流域下水道の管理運転などに取り組んでいます。また、家庭からの生活排水を処理するため、「生活排水処理アクションプログラム」に基づいて、下水道や合併処理浄化槽の整備を促進しています。

海岸漂着物対策については、平成 24（2012）年 3 月に策定した「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づいて、回収処理や発生抑制を実施するとともに、海岸管理者、県民、民間団体、企業等さまざまな主体が協働、連携して海岸、河川の清掃に取り組む「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を、東海三県一市（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）で展開するなど、広域的な発生抑制対策に取り組んでいます。また、令和 6（2024）年 3 月に、海岸漂着物処理推進法の規定に基づく広域的な地域計画となる「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」を、三県（岐阜県、愛知県、三重県）共同で策定しました。

土砂等の崩落、飛散または流出による災害の未然防止や生活環境の保全を目的とした「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（以下「土砂条例」）を令和 2（2020）年 4 月から施行し、土砂等の埋立てを行う者に対して許可制度を設け、土砂条例の遵守状況を確認するため立入検査を実施しています。

令和 3（2021）年 7 月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことをきっかけに、「宅地造成等規制法」が改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」）が令和 5（2023）年 5 月に施行されました。土砂条例には土砂の流出による災害を未然に防止するための規定が含まれていますが、崖崩れまたは土砂の流出による災害の防止を目的とした盛土規制法にも災害の未然防止の規定が含まれていることから、土砂条例の規制のあり方について、検討が必要となっています。

SDGsの各ゴールの詳細



目標1 貧困をなくそう
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行う



目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る



目標11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する



目標13 気候変動に具体的な対策を
気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標15 陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する



目標17 パートナリシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



目標2 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標4 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標8 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標10 人や国の不平等をなくそう
国内および各国間での不平等を是正する



目標12 つくる責任つかう責任
持続可能な消費生産形態を確保する



目標14 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

第2部 三重県環境基本計画の各施策の取組

第1章 低炭素社会の構築



第1節 環境基本計画の施策目標

- ・気候変動対策として、温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する「緩和策」や、既に起こりつつある温暖化の影響や中長期的に避けられない影響に対して適切に対応する「適応策」が着実に進み、長期ビジョン（2050年目標）で掲げる「脱炭素社会」の実現につながるような「低炭素社会」を構築
- ・再生可能エネルギーの導入、イノベーションの創出や活用を通じて、低炭素社会を実現
- ・Society5.0の実現により、生活の快適性や産業の生産性の向上が図られるとともに、イノベーション・エコシステムの構築が進められ、資源効率・炭素生産性の高い社会を実現

第2節 令和5年度の取組概要と成果等

1 温室効果ガスの排出削減

1-1 地球温暖化対策の推進

(1) 県における取組

本県では、さまざまな主体の連携により、新たな豊かさを実感できる低炭素社会の実現をめざすため、「三重県地球温暖化対策実行計画」（平成24（2012）年3月策定）に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進してきました。

令和元（2019）年12月には、令和32（2050）年までに県域からの温室効果ガス排出実質ゼロをめざす脱炭素宣言「ミッションゼロ2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を行いました。

この宣言をふまえ、国内外の気候変動対策を取り巻く状況の変化等に対応するため、「三重県地球温暖化対策実行計画」を改定するとともに、現在および将来の気候変動影響による被害を防止・軽減するため、三重県の特성에即した適応策を推進する計画を新たに盛り込んだ「三重県地球温暖化対策総合計画（計画期間：令和3（2021）年度から令和12（2030）年度まで）」を令和3（2021）年3月に策定しました。さらに、令和3（2021）年10月に国が「地球温暖化対策計画」

を改定したことをふまえ、温室効果ガスの削減目標を見直すとともに削減取組を強化するため、令和5（2023）年3月に計画の改定を行いました。

脱炭素社会の実現に向け、産官学等さまざまな主体からなる「ミッションゼロ2050 みえ推進チーム」により「再生可能エネルギーの利用促進」「脱炭素経営の促進」「COOL CHOICE（賢い選択）」の3つを柱に取組を進めました。令和5（2023）年度には、小売電気事業者が提供する三重県産再エネ電力プランの周知や三重県産再エネ電力利用事業者の認定の実施、みえ省エネ家電推進協力店舗と連携した省エネ家電の普及啓発等の事業を行いました。また、同協力店舗を対象として、省エネ家電を一定額購入した県民に対してキャッシュレスポイントの付与を行う「みえ省エネ家電購入応援キャンペーン」を実施しました。

令和3（2021）年度における本県の温室効果ガス排出量は24,427千t - CO₂でした（図2-1-1）。森林吸収量を含む排出量は、23,760千t - CO₂で、平成25（2013）年度比12.9%減となっています。

温室効果ガスの大半を二酸化炭素が占めており、本県における令和 3（2021）年度二酸化炭素排出量は 22,832 千 t - CO₂ であり、全国の排出量 1,064 百万 t - CO₂ の約 2% を占めています。部門別にみると、産業部門の割合が 57.1% となっており、全国の産業部門の割合（35.1%）より高くなっています（図 2-1-2）。

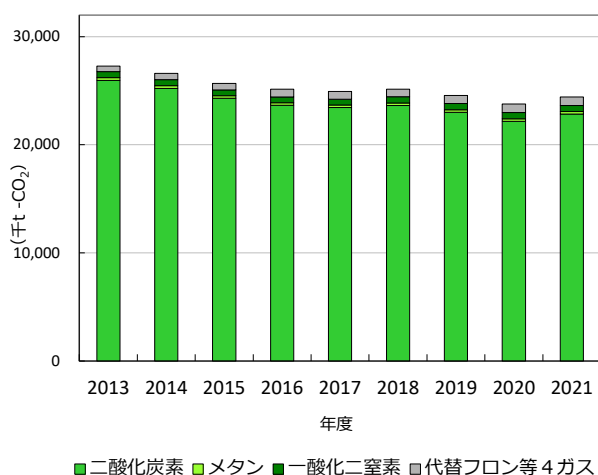


図 2-1-1 県域の温室効果ガス排出量の推移

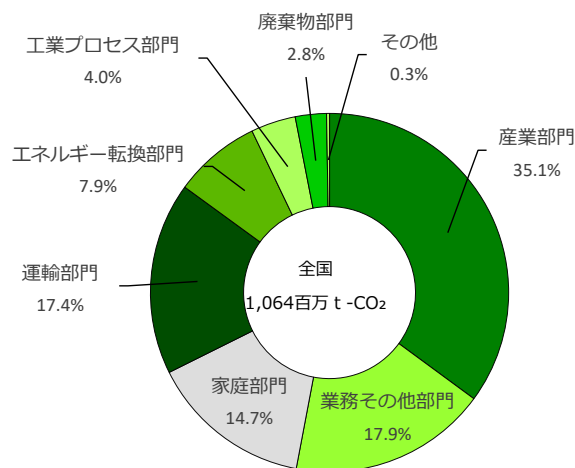
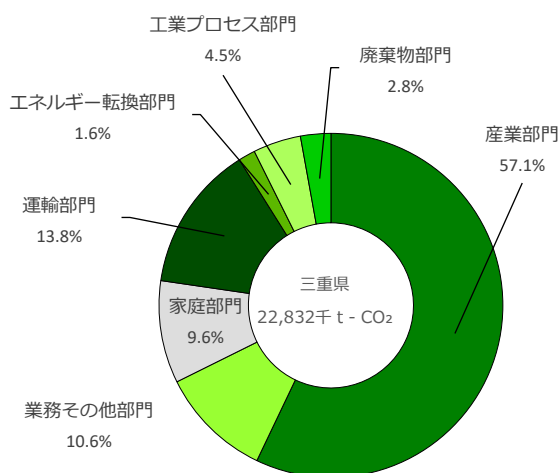


図 2-1-2 部門別二酸化炭素排出量の構成 (令和 3 (2021) 年度)

① 産業・業務部門の対策

三重県地球温暖化対策推進条例に基づき、第一種および第二種エネルギー管理指定工場等に対し、令和 5（2023）年度から令和 7（2025）年度までの 3 か年における自主的な温室効果ガスの排出抑制などに関する計画（地球温暖化対策計画書）の作成を求め、公表しています。令和 5（2023）年度には指定工場等に、県の技術支援員が訪問し、取組状況の確認や国の補助制度などの情報提供を行うなど、事業者の自主的な温室効果ガス排出削減の取組を一層促進しました。

また、県内企業等における脱炭素経営を促進するため、脱炭素経営に取り組んでいく意欲がある県内企業を公募し、応募のあった 4 社に対して、アドバイザーを派遣するなどし、脱炭素経営の理解促進、温室効果ガス排出量の現状確認や SBT（Science Based Targets）に整合した温室効果ガス削減目標の設定などの支援を実施しました。

② 運輸部門の対策

自動車等の通勤から、二酸化炭素排出量の少ない交通手段であるバス等の公共交通機関による通勤への転換を促すため、「公益社団法人三重県バス協会」と連携して、「みえエコ通勤デー」（毎週水曜日）を実施しています。「みえエコ通勤デー」にバス運賃が半額となる「エコパ（みえエコ通勤バス）」登録者数は、令和 6（2024）年 3 月末現在で 590 人となりました。

また、低炭素な移動手段である次世代自動車を普及するため、令和 5（2023）年度には公用車

として電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車を計 13 台導入しました。

電気自動車の利用者の利便性を高めるため、平成 28（2016）年 4 月から県営サンアリーナで、平成 30（2018）年 2 月から県本庁舎で、同年 12 月からは、桑名、伊勢、尾鷲の 3 庁舎で、それぞれ電気自動車用充電器の供用を開始しています。

四日市市霞ヶ浦地区の 29 企業・1 組合で構成する「霞ヶ浦地区環境行動推進協議会」（KIEP'S）では、これまでエコ通勤やライトダウン等の活動が継続されており、県も参画してエコ通勤を支援しました。

③ 家庭部門の対策

平成 16（2004）年度から地球温暖化防止活動の拠点として、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を指定しており、平成 22（2010）年度からは一般財団法人三重県環境保全事業団が運営しています。

当センターでは、令和 5（2023）年 12 月 10 日にメッセウイング・みえで「未来のために今、私たちができること」をテーマとして「みえ環境フェア 2023」を開催する（来場者数約 5,000 名）など、温室効果ガス排出削減に係る取組について普及啓発や情報発信を行っています。

また、地域における活動の推進役として「地球温暖化防止活動推進員」を県内で 80 名に委嘱（令和 5（2023）年 4 月 1 日現在）し、県内小中高等学校の授業や、一般向けの学習会等への出前講座を 166 回（参加人数 6,364 名）実施しています。

（2）三重県庁の温室効果ガスの排出削減

県庁では、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）や「三重県地球温暖化対策総合計画」に基づいて、電気使用量や廃棄物の減量化など温室効果ガス排出量の低減に取り組んでいます。

「三重県地球温暖化対策総合計画」では、県の事務事業の実施により排出される温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度に基準（平成 25（2013）年度比で 52%削減すること）を目標としています（表 2-1-1）。

令和 4（2022）年度の温室効果ガスの排出量は、基準年度と比べて 23.5%減少しました。

項目別にみると「電気」は 26.0%減少、「公用車燃料」は 21.0%減少、「庁舎使用燃料等」は 16.1%減少、「その他」は 30.4%減少しています。

表 2-1-1 三重県庁の温室効果ガス排出量

項目	H25年度 (2013年度) (t-CO ₂)	R4年度 (2022年度) (t-CO ₂)	基準年度比	R12年度 (2030年度) 目標
電気	38,711	28,627	-26.0%	計 28,286 (t-CO ₂)
公用車燃料	7,601	6,007	-21.0%	
庁舎使用燃料等	11,511	9,655	-16.1%	
その他	1,107	770	-30.4%	
合計	58,930	45,059	-23.5%	-52.0%
流域下水道事業 (県土整備部)	26,115	26,602	1.9%	別途目標設定
水道・工業用水道事業 (企業庁)	27,356	24,794	-9.4%	別途目標設定

注 1）「その他」は、水田の耕作、家畜の飼養等から排出される温室効果ガスです。

注 2）合計については、端数処理の関係で合わない場合があります。

1-2 フロン対策の推進

（1）フルオロカーボン（フロン）対策の推移

フロンとは、フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称で、化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく、人体への毒性が小さいといった性質を有していることから、冷蔵・冷凍庫やエアコンの冷媒、建物の断熱材などとして、広く使用されてきました。

しかし、フロンは、太陽から降り注ぐ有害な紫外線を吸収し地球上の生物を守るオゾン層を破壊することや、二酸化炭素と比較し非常に高い温室効果をもつものがあることが明らかになりました。

このため、国際的には、オゾン層の保護を目的としたウィーン条約が昭和 60（1985）年に採択され、これに基づくモントリオール議定書（昭和 62（1987）年採択）により、フロンの生産・使用の段階的削減が進められており、平成 7（1995）年末には先進国、平成 21（2009）年末には発展途上国における、クロロフルオロカーボン（CFC）の生産および輸出入が全廃されました。ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）については、先進国では令和 2（2020）年、発展途

上国では令和 12 (2030) 年に原則全廃することとなっています。

なお、平成 28 (2016) 年 10 月には、オゾン層を破壊する物質ではないものの高い温室効果をもつハイドロフルオロカーボン (HFC) を対象物質に追加し、段階的に生産および消費を削減する議定書改正が採択されました。

国においても、昭和 63 (1988) 年に、オゾン層を破壊する物質の生産および消費規制のため、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (オゾン層保護法) が制定されました。

その後、平成 10 (1998) 年に家庭用エアコンおよび家庭用冷蔵庫に冷媒として使用されているフロン回収および再利用または破壊などを義務づけた、特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法) が制定されました。

また、平成 13 (2001) 年には、業務用冷凍空調機器 (第一種特定製品) およびカーエアコン (第二種特定製品) からフロンを放出することを禁止し、機器が廃棄される際にフロンの回収等を義務づけた特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 (フロン回収・破壊法) が制定、平成 14 (2002) 年 4 月に第一種特定製品に係る規定が施行、同年 10 月に第二種特定製品に係る規定を含め、本格施行されました。その後、平成 17 (2005) 年 1 月の使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) の本格施行に伴い、第二種特定製品に係る規定については自動車リサイクル法に移行しました。

(2) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)

① フロン排出抑制法の制定

平成 25 (2013) 年 6 月、フロン回収・破壊法はフロン排出抑制法に改められ、第一種特定製品の管理者をはじめ、フロンの製造から廃棄にいたるまでのライフサイクル全体を対象として、新たな義務が課されました。改正法は、平成 25 (2013) 年 9 月に一部規定 (再生業の許可申請など) が施行され、平成 27 (2015) 年 4 月に全面施行されました。また、令和 2 (2020) 年 4 月には、第一種特定製品を廃棄する際の規制強化等に係る改正法が施行されました。

② フロン排出抑制法に基づく充填回収業者の登録

業務用冷凍空調機器からフロンを充填・回収する業者 (第一種フロン類充填回収業者) は、フロ

ン排出抑制法に基づく都道府県知事の登録が必要です。また、フロン類破壊業者およびフロン類再生業者は、主務大臣 (経済産業大臣および環境大臣) の許可が必要です。

なお、令和 6 (2024) 年 3 月 31 日現在の第一種フロン類充填回収業者 (三重県知事登録事業者) 数は、1,232 です。

1-3 カーボン・オフセットの推進

自らの取組だけでは削減できない温室効果ガス排出量の全部または一部を、他の場所での排出削減や吸収量で埋め合わせをすることを、カーボン・オフセットといいます。

令和 5 (2023) 年 12 月 10 日の「みえ環境フェア 2023」では、カーボン・オフセットを行うことで温室効果ガスを排出しないイベントとして開催するとともに、カーボン・オフセット商品を展示するなどして啓発を行いました。

2 気候変動への適応

(1) 気候変動適応

地球温暖化による気候変動の影響は、既に国内のさまざまなところに現れています。これまでは地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスの排出抑制等を行う「緩和」の取組が進められてきましたが、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応」の取組を進めることについても重要になっています。このため、気候変動適応の推進を目的とした、気候変動適応法が平成 30 (2018) 年 12 月に施行されるとともに、国が実施する気候変動適応に関する施策の基本的方向等を示した「気候変動適応計画」が平成 30 (2018) 年 11 月に策定されました。

また、令和 5 (2023) 年 5 月に改正気候変動適応法が公布され、新たに熱中症対策に関する規定が追加されました。

県内においても気候変動による影響があらわれています。例えば、平均気温の上昇や真夏日および熱帯夜の増加、さらにその影響としてコメの品質の低下、黒ノリ養殖期間の変化などが確認されています。また、土砂災害等の発生リスクの増大、ウンシュウミカンの栽培適地の変化や熱中症搬送者数の増加など、さまざまな面で生じると予測されています。

こうした情報を広く周知するため、県では、「三重県の気候変動影響と適応のあり方について (平

成 28 (2016) 年 3 月)」を作成するとともに、平成 31 (2019) 年 3 月には「三重県気候変動影響レポート 2018～いま始まる適応への挑戦～」を、令和 6 (2024) 年 3 月には「三重県気候変動影響レポート 2023～未来のために、今私たちができること～」を作成しました。

また、令和 5 (2023) 年度は県内の気候変動に関するイベントや身近な話題などをまとめた情報誌を 2 回発行し、広く周知しました。

さらに、気候変動影響とその対策への理解を深めるため、県と津地方気象台との共催により、令和 5 (2023) 年 11 月 15 日から令和 6 (2024) 年 1 月 26 日までの公開期間で「三重県気候講演会」をオンライン開催しました。

気候変動適応法に基づく、気候変動適応に関する三重県における情報収集等の拠点として、一般財団法人三重県環境保全事業団が、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日「三重県気候変動適応センター」を開設しています。

当センターでは、令和元 (2019) 年度に農水産物の生産者や学校関係者等から気候変動影響の現状等について情報収集し、「私たちの暮らしと気候変動フィールドワーク 2019」を作成しました。また、令和 2 (2020) 年度から令和 3 (2021) 年度には、三重県沿岸域における気候変動影響に係る将来予測計算を行い、将来的な海水温の変化に伴う養殖水産物（黒ノリ、真珠（アコヤガイ）、マダイ）への影響を定量的に予測し、令和 4 (2022) 年度には、得られた調査結果をリーフレットにまとめ、広く周知しました。

（２）農業生産における適応の取組の推進

高温によるコメの品質低下への対策として、耐暑肥（肥料の追加による暑さ対策）の施用や高温登熟性に優れる品種「三重 23 号」（令和 5 (2023) 年度作付け 262ha）、「なついろ」（同 369ha）の普及を進めました。

また、野菜や果樹においても、気候変動の影響を受けにくい品種の普及（かおり野（イチゴ）令和 5 (2023) 年度作付け 14.8ha）や栽培管理技術の活用（灌水設備、令和 5 (2023) 年度導入面積 0.45ha）を推進しました。

（３）林業分野における適応の取組の推進

病虫害や野生鳥獣による森林被害の調査を実施しました。調査結果では、県内における松くい虫被害は、長期的には昭和 56 (1981) 年をピークに減少しており、令和 5 (2023) 年度はピーク時の 1 % 未満になっていますが、高温少雨の気候が続けば、再び被害が拡大するおそれもあり、予断を許さない状況にあります。このため、松くい虫被害防除のための薬剤散布時期をより的確に把握するため、マツノマダラカミキリ発生予察事業を実施し、関係市町に情報提供を行いました。

（４）水産分野における適応の取組の推進

黒ノリ養殖では、ICT ブイによる水温等環境情報のリアルタイム提供、貧栄養による色落ちを予測し早期収穫を促す「色落ちアラート」の配信を行うとともに、貧栄養等、漁場環境の変化に適応する新品種の開発を進めました。

また、カキ養殖では、高水温期のへい死の低減に向けて、漁場環境のモニタリングを実施するとともに、本県よりも海水温の高い西日本産種苗の導入試験を実施しました。

さらに、真珠養殖では、アコヤガイのへい死の低減に向けて、海水温をもとにストレス緩和対策に取り組む「アコヤタイムライン」を運用するとともに、産官連携の「アコヤシードバンク」のもと、系統保存や高水温に適応する新品種の作出を進めました。

3 再生可能エネルギーの開発・活用促進

3-1 エネルギー・資源の利用状況

（１）電気

令和 4 (2022) 年度における県内総発電量は $17,869 \times 10^6 \text{kWh}$ で、その内訳は図 2-1-3 のとおりです。

一方、令和 4 (2022) 年度の県内総需要量は $19,699 \times 10^6 \text{kWh}$ であり、需要量の内訳は、一般家庭等の低圧の電力使用量が 23.7%、業務用等の高圧の電力使用量が 28.7%、特別高圧の電力使用量が 47.6%となっています（図 2-1-4）。

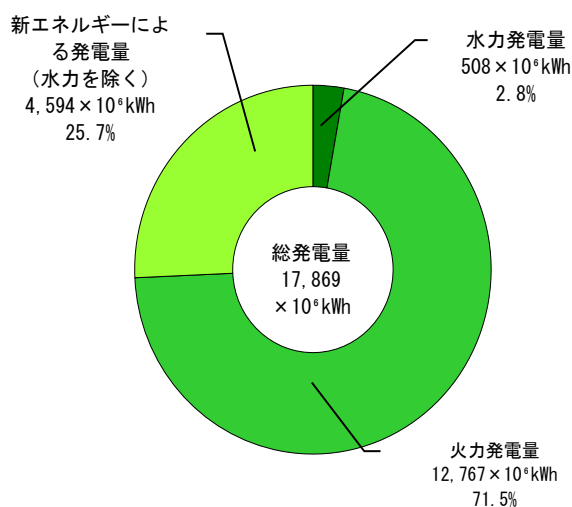


図 2-1-3 三重県の総発電量（令和 4（2022）年度）

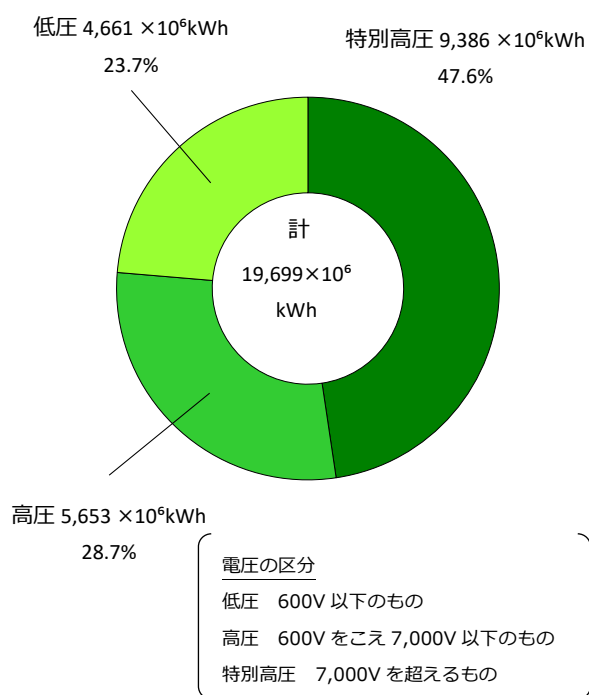


図 2-1-4 三重県の電力需要実績
（令和 4（2022）年度）

（2）ガス

令和 3（2021）年度の県内のガス消費量は 1,113 億 MJ で、その内訳は家庭用 5.5%、工業用が 89.4%、商業用が 5.0%、その他が 0.1% でした。

本県のガス消費量の推移は図 2-1-5 のとおりです。

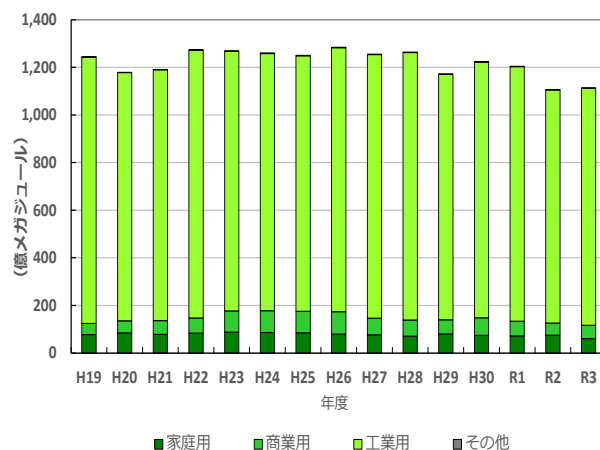


図 2-1-5 三重県のガス消費量の推移

3-2 導入への取組

（1）三重県新エネルギービジョン

令和 5（2023）年 3 月に改定した「三重県新エネルギービジョン」に基づき、令和 12（2030）年度までに、一般家庭 104.7 万世帯のエネルギー消費量に相当するエネルギーを県内に導入することを目標としました（表 2-1-2）。

この計画の推進にあたっては、県、市町のほか、県民、事業者、地域団体等のさまざまな主体の協創により、新エネルギーの導入促進、省エネの推進、創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくり、環境・エネルギー関連産業の振興等に取り組むこととしています。

表 2-1-2 新エネルギー導入量
（令和 4（2022）年度末）

	ビジョン策定時 H26年度末	R4年度末 導入実績	R8年度末 中期目標	R12年度末 導入目標
太陽光発電 (万kW)	64.6	279.9	267.8	285.3
太陽熱利用 (万kI)	0.17	0.20	0.50	0.70
風力発電 (万kW)	7.3	20.3	26.4	32.6
バイオマス発電 (万kW)	7.3	15.7	16.1	16.7
バイオマス熱利用 (万kI)	5.5	5.4	7.6	10.2
中小水力発電 (万kW)	0.60	0.64	0.82	1.00
コージェネレーション (燃料電池を除く) (万kW)	44.3	54.3	52.4	56.7
燃料電池 (万kW)	0.2	0.6	2.4	3.9
次世代自動車 (万台)	9.4	23.1	31.7	40.6
ヒートポンプ (万台)	9.8	18.4	20.8	24.6
従来型一次エネルギーの削減量合計 (世帯数換算) (万世帯)	38.4	90.4	94.0	104.6

(2) 木質バイオマス発電の推進

平成 24 (2012) 年 7 月から始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、間伐材等の未利用資源の活用と山村経済の活性化を図るため、木質バイオマス発電を推進しています。

令和 5 (2023) 年度末現在、県内 6 か所で木質バイオマス発電所が稼働しています。

(3) 農業用水を活用した小水力発電の導入

農村地域において、農業用水等を利用した小水力発電の整備の促進を図り、農村の生活環境や生産基盤整備、防災対策を通じて、生産性の向上や安全・安心な農山漁村づくりを進めています。

(4) 水道施設への小水力発電の導入

水道管内の水が持つ余剰エネルギーを有効利用するため、小水力発電設備を導入しています。

4 資源利用の高効率化(省エネルギー等)

4-1 省エネルギー化の推進

(1) 省資源・省エネルギー対策の推進

地球温暖化を防止するためには、節電や省エネルギーによる温室効果ガスの排出削減が不可欠であることから、県民、事業者、行政が一体となって省エネルギー化を推進しています。

具体的な取組例としては、中部圏知事会の構成団体とともに、「サマーエコスタイルキャンペーン」への参加を県内の事業所や市町等に呼びかけ、夏季の適正冷房(室温 28℃)の徹底とノーネクタイ、ノージャケット等の軽装勤務を促しています。このほか、みえ省エネ家電推進協力店舗制度による家電販売店舗と連携し、省エネ家電の買い替え促進に向けた取組「みえデコ活！省エネ家電購入応援キャンペーン」を実施しました。また、「みえ環境フェア」の開催等をとおして、県民、事業者在省エネ・節電の普及啓発を行っています。

さらに、夏季と冬季においては電力需要が大きくなることから、安定した電力供給が行われるよう、県民、事業者等に省エネ・節電の呼びかけを行っています。

(2) LED 式信号灯器の整備

信号交差点に設置している白熱電球式信号灯器を LED 式信号灯器に更新し、消費電力の削減を図りました。

5 森林吸収源の整備

森林は、水源のかん養、土砂災害防止をはじめ、保健・文化・教育的利用の場の提供など多様な機能を有するとともに、二酸化炭素を吸収する働きにより地球温暖化防止にも貢献しています。

こうした森林の機能を発揮するには、適正な管理を継続的に行うことが必要であり、林業は木材生産活動を通じて、その役割を担ってきました。

しかしながら、林業を取り巻く情勢は厳しく、採算性の悪化や高齢化等による担い手不足から放置された森林が増加しており、間伐や主伐後の再造林等の森林整備を継続的に実施していくための取組が必要となっています。公益的機能の発揮を目的とした間伐等の森林整備を計画的に実施するため、造林事業や林道事業、荒廃山地の復旧等を行う治山事業、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくり等の取組を実施しました。

また、森林所有者から経営管理を行うための権利を取得し、市町が経営管理を行う、もしくは意欲と能力のある林業経営者へ経営管理の権利を委ねる「森林経営管理制度」において市町が重要な役割を担うことになるため、制度が円滑に進むよう市町への支援に取り組むとともに、市町との相互連携を図りました。

第3節 令和 6 年度以降の取組方向

1 温室効果ガスの排出削減

(1) 総合的な温暖化対策の推進

令和 5（2023）年 3 月に改定した「三重県地球温暖化対策総合計画」の令和 12（2030）年度における三重県の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 47%削減するという目標を達成し、令和 32（2050）年の脱炭素社会の実現につなげるため、計画に基づく取組を県民、事業者、市町等と連携して進めます。また、計画を着実に推進し、実効あるものとしていくため、県民、事業者、有識者等で構成する「三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会」を開催し、計画の進捗状況等の評価や、必要な対策の追加・拡充、見直しを行います。

県においては、県域および県庁の事務事業の実施に伴い排出される温室効果ガスの排出削減を推進するため、「三重県脱炭素社会推進本部」を活用し、組織間での情報共有や関係部署との連携・調整を図ります。

また、脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ」の実現に向けて産官学等さまざまな主体と連携して「再生可能エネルギーの利用促進」「脱炭素経営の促進」などの取組を引き続き、進めるとともに、脱炭素の取組を県全体に広げるため、みえデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らし）に関する事業を進めていきます。

(2) 産業・業務部門における対策の推進

県内における二酸化炭素の排出量の 57.1%を占める産業部門および 10.6%を占める業務その他部門において、三重県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画書制度により排出量の削減に努めてきたところ、令和 3（2021）年度は平成 25（2013）年度に比べて二酸化炭素の排出量が 8.7%減少しており、自主的な取組の効果があらわれています。

このため、三重県地球温暖化対策推進条例に基づき、エネルギー使用量が一定規模以上の工場・事業場を対象として地球温暖化対策計画書の提出および実績の報告を求め、二酸化炭素排出量が

より少ない設備への更新や再生可能エネルギーの導入など、事業者の自主的な温室効果ガス排出削減の取組を促進します。

また、地球温暖化対策計画書の進捗状況の調査等を実施することで、事業者の自主的な温室効果ガス排出削減をより一層促進します。

さらに、県内企業等における脱炭素経営を促進するため、脱炭素経営に取り組んでいく意欲のある県内企業等にアドバイザーを派遣するなどの個別支援を行います。

(3) 運輸部門における対策の推進

「みえエコ通勤デー」（毎週水曜日）の取組を実施するとともに、自動車やバイクによる通勤から、二酸化炭素排出量の少ない公共交通機関や自転車等による通勤への転換を促すため、企業等と連携し、普及・啓発を進めていきます。

次世代自動車の普及を促進するため、引き続き、県が率先して公用車として電気自動車など次世代自動車の導入を進めるとともに、県有施設に整備した電気自動車用充電設備の一般供用等により利便性の向上を図ります。

(4) 家庭部門における対策の推進

地球温暖化防止の活動拠点として指定した「三重県地球温暖化防止活動推進センター」において、市町や事業者、環境活動団体、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員等と連携し、地球温暖化防止の普及啓発活動を行います。

また、みえデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らし）の推進を図り、脱炭素ライフスタイルへの転換のため、宅配事業の効率化や省エネ家電の買換え促進について、再配達削減に係る啓発や「みえデコ活！省エネ家電購入応援キャンペーン」の実施等により、さまざまな主体と連携した取組を行います。

地球温暖化防止の普及啓発の一環として小中学生を対象に、地球温暖化防止に関するポスターを募集します。

(5) カーボン・オフセットの推進

イベント等で排出される二酸化炭素をオフセットする取組を進めるほか、各種イベントでカーボン・オフセットに取り組んでいる事業者をPRする機会を設けるなど、普及啓発を行うことで事業者の取組を促進します。

(6) フロン対策の推進

フロン排出抑制法に基づき、フロン類の大気中への放出を抑制するため、第一種特定製品の管理の適正化とフロン類の確実な回収破壊処理を推進します。

第一種フロン類充填回収業者に対しては、法で定められた適正な業務の徹底を図るため、立入検査等を実施します。

第一種特定製品の管理者に対しては、パンフレット、ホームページ等でフロン排出抑制法で定められた管理義務の周知を図り、フロン類の適正な管理と処理について、普及啓発に取り組みます。

(7) 部門・分野横断的な対策の推進

市町や地域で活動する環境団体等と連携し、地域住民向けのセミナーや環境イベントの開催等により、低炭素なまちづくりを促進するための啓発活動を実施するほか、県、市町等で構成する「低炭素なまちづくりネットワーク会議」を通じた先進事例等の共有や気候変動対策に関する計画の策定支援など、市町等が地域特性や地域のニーズにあった取組を推進するための支援を行います。

家庭、事業所において、太陽光発電設備や蓄電池の共同購入希望者を募り、スケールメリットにより価格低減を促し、普及拡大を図る「三重県太陽光発電設備等共同購入事業」を実施するほか、「三重県産再生エネルギー利用促進事業」により地域資源である県内産再生可能エネルギーの需要拡大を図ります。

2 気候変動への適応

(1) 気候変動適応の取組の推進

気候変動適応法に基づく本県における気候変動適応の施策に関する計画である「三重県地球温

暖化対策総合計画」(令和5(2023)年3月改定)に基づき、取組を進めていきます。「三重県気候変動適応センター」と連携し、既に起きつつある気候変動の影響や適応策についての情報収集を行うとともに、県民や事業者への普及啓発を行い、気候変動適応の取組を促進します。

また、津地方気象台と連携し、講演会の開催等による、県民の気候変動影響とその対策への理解を深めるための取組を行います。

県内の気候変動に関するイベントや身近な話題などをまとめた情報誌を作成し、広く県民等に啓発することで、県民や県内事業者の気候変動適応に関する理解を深めるなど、適応の取組を進めます。

さらに、気候変動適応法の改正により、熱中症対策が規定されたことから、ホームページやラジオ等を活用して、熱中症の予防等に関する周知を図ります。

(2) 農業生産における適応の取組の推進

高温によるコメの品質低下への対策として、耐暑肥(肥料の追加による暑さ対策)の施用や高温登熟性に優れる品種「三重23号」「なついろ」の普及を図るとともに、高温登熟性に優れた新品種の育成を進めます。また、野菜や果実においても、気候変動の影響を受けにくい品種の普及や「日焼け果軽減」技術の活用を進めていきます。

(3) 林業分野における適応の取組の推進

病害虫や野生鳥獣による森林被害の調査を実施するとともに、松くい虫被害防除のための薬剤散布時期をより的確に把握するため、マツノマダラカミキリ発生予測事業を実施します。

(4) 水産分野における適応の取組の推進

黒ノリ養殖では、ICTブイによる水温等環境情報のリアルタイム提供、貧栄養による色落ちを予測し早期収穫を促す「色落ちアラート」の配信を行うとともに、貧栄養等、漁場環境の変化に適応する新品種の開発を進めます。

また、カキ養殖では、高水温期のへい死の低減に向けて、漁場環境のモニタリングや本県よりも

海水温の高い西日本産種苗の導入試験を継続します。

さらに、真珠養殖では、アコヤガイのへい死の低減に向けて、「アコヤタイムライン」を運用するとともに、産官連携の「アコヤシードバンク」のもと、系統保存や高水温に適応する新品種の作出を進めます。また、生産の安定を図るため、水温が下がる秋季における養殖業者への稚貝供給に取り組めます。

3 再生可能エネルギーの開発・活用促進

(1) 県施設への率先導入

令和5(2023)年5月に改定した「公共施設等への新エネルギーの導入指針」に基づき、引き続き、県施設へ新エネルギーの導入を進めます。

(2) 新エネルギーの導入支援

新エネルギーの種類に応じて、導入促進に向けた普及啓発を行うとともに、必要に応じて導入に向けた体制づくりを支援します。

(3) 新エネルギーの適正導入

大規模な太陽光発電施設については、防災、景観保全、自然保護等の観点から、地域との調整が不十分なまま設置が進んでいる事例もあり、地域との調和が課題となっていることから、事業者に遵守を求める事項等を示した「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を平成29(2017)年6月に策定、令和5(2023)年4月に改訂しました。

事業の計画段階から地域住民、市町、県に情報が提供され、設計、施工、運用、廃止の各段階で地域との調和が図られるよう取り組みます。

(4) 普及啓発活動

① セミナー等の開催

新エネルギーに関する知識、理解を広げるため、セミナー等の機会を活用し、事業者とも連携しながら普及啓発に取り組めます。

② 市町との連携

市町における新エネルギー導入や普及啓発活動について、「三重県新エネルギー政策連絡会議」等により市町と情報共有を図りながら、連携して取り組みます。

(5) 木質バイオマスの安定供給体制の構築

木質バイオマスの発電等への利用を進めるためには、原料となる未利用間伐材等の安定供給体制を構築することが重要です。

このため、木質バイオマスを供給する事業者の高性能林業機械等の導入経費の支援を行うなど、木質バイオマスの安定供給体制づくりに取り組みます。

(6) 農業用水を活用した小水力発電の導入

小水力発電に関するマスタープランをもとに、導入に向けた普及啓発に取り組むなど、農村地域において、農業用水等を利用した小水力発電の整備の促進を図り、農村の生活環境や生産基盤整備、防災対策を通じて、生産性の向上や安全・安心な農山漁村づくりを進めます。

4 資源利用の高効率化(省エネルギー等)

(1) 省資源・省エネルギー対策の推進

地球温暖化を防止するためには、節電や省エネルギーによる温室効果ガスの排出削減は不可欠であることから、引き続き、県民、事業者、行政が一体となって省エネルギー化を推進します。

「みえ省エネ家電推進協力店舗制度」を活用した、家電販売店舗との連携による省エネ家電の普及啓発として、令和6(2024)年3月より開始した「みえデコ活！省エネ家電購入応援キャンペーン」を実施するほか、「みえ環境フェア」といったイベントの開催等をとおして、県民、事業者に対して省エネ・節電の普及・啓発を行います。

さらに、夏季と冬季においては電力需要が大きくなることから、安定した電力供給が行われるよう、県民、事業者等に省エネ・節電の呼びかけを行います。

（２）LED 式信号灯器の整備

信号交差点に設置している白熱電球式信号灯器を LED 式信号灯器に更新し、消費電力を削減することで省エネルギー化を図っていきます。

（３）県有施設の照明の LED 化

県有施設の照明の LED 化を進め、省エネルギー化を図るとともに、県庁の事務事業の実施に伴い排出される温室効果ガスの排出削減を進めます。

５ 森林吸収源の整備

地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収・固定量の増加や水源かん養等の森林が持つ公益的機能の高度発揮を目的として、地域と行政とが一体となった森林の公的管理など森林吸収源対策を進めます。

コラム①

県有施設などの三重県庁における温室効果ガス排出削減取組 ～PPA を活用した県有施設への太陽光発電設備の導入～

県では、令和 5（2023）年 3 月に「三重県地球温暖化対策総合計画」を改定し、令和 12（2030）年度における県域から排出される温室効果ガスを平成 25（2013）年度比で 47%削減、三重県庁（県の事務事業）において排出される温室効果ガスを平成 25（2013）年度比で 52%削減するという目標を掲げ、その達成に向けた取組を進めています。

三重県庁における取組では、再生可能エネルギーを県有施設に率先して導入することを基本方針の一つとして掲げ、具体的な取組として「自家消費型太陽光発電設備の導入促進」および「PPA モデル等による再エネ電力の導入」を進めています。

令和 5（2023）年度は、伊賀庁舎に本県の県有施設で初めて PPA を活用した自家消費型太陽光発電設備等を導入しました。PPA とは、Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略称であり、県の保有する施設の屋根や遊休地に電力販売事業者が発電設備を設置し、発電した電力を県が使用することで、初期投資なしに再生可能エネルギーを導入することができる仕組みです。

また、伊賀庁舎では太陽光発電設備で発電した電気により電気自動車の充電を行うゼロカーボンドライブの取組も開始しました。

（太陽光発電設備等）

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| ・ 名称 | 三重県伊賀庁舎太陽光発電所 |
| ・ 所在地 | 三重県伊賀庁舎（伊賀市四十九町 2802） |
| ・ PPA 事業者 | 上野ガス上野ハウス共同事業体 |
| ・ 発電開始 | 令和 6（2024）年 4 月 1 日 |
| ・ 発電期間 | 20 年 |
| ・ 太陽電池 | 173.02kW（単結晶シリコン 410W×422 枚） |
| ・ 発電出力 | 134.9kW（PCS 62.5kW× 2 台+4.95kW× 2 台） |
| ・ 蓄電池 | 30kWh（15kWh× 2 台） |
| ・ 年間発電電力量 | 160,800kWh（1 年目（見込み）） |
| ・ 自家消費量 | 発電電力量の全てを伊賀庁舎で消費 |

（ゼロカーボンドライブ）

- | | |
|---------|-------------------------|
| ・ 電気自動車 | 3 台（普通車× 2 台、軽自動車× 1 台） |
|---------|-------------------------|



図 PPA を活用した自家消費型太陽光
発電設備等の導入



図 ゼロカーボンドライブ

コラム②

宅配事業者等と連携した再配達削減の取組

近年、ライフスタイルが多様化し、宅配便の取扱い個数が増加している一方で、再配達に伴う二酸化炭素排出量が増加しています。宅配便の約 11%（2023 年 10 月国土交通省「宅配便再配達実態調査」）が再配達となっており、再配達に伴う二酸化炭素排出量は年間で約 42 万トン（2015 年国土交通省調査）と推計されています。

県では、県域全体での再配達に伴う二酸化炭素排出量の削減を目的に、荷物の多様な受け取り方を周知するポスターおよびチラシの作成・配布や Web 広告、自治体施設への宅配便ロッカー（PUDO）の設置等、継続的に宅配事業者等と連携した再配達削減の啓発に取り組んでいます。

宅配便を利用して荷物を受け取る際は、できるだけ 1 回で受け取っていただくよう、多様な受け取り方を積極的にご活用ください。

【多様な受け取り方を紹介します】

①日付・時間帯を指定して、自宅で確実に受け取る！

- ◆確実に受け取れる日付や時間帯を指定する。
- ◆送付する日時を、送付先（受け取る人）に事前に伝える。

②自宅以外での受取方法を活用しよう！

- ◆スーパー等に設置された宅配便ロッカーや、コンビニ受取を利用する。
- ◆配達先に宅配営業所等を指定する。

③宅配事業者が提供するお届けサービスを利用しよう！

- ◆それぞれの宅配事業者が提供するお届けサービスを利用することで、配達予定のお知らせの受信や配達状況の確認、配達前の受取日時・場所等の変更を行う。

④宅配ボックスや置き配を利用しよう！

- ◆宅配ボックスや置き配を利用して、配達先を自宅玄関前や車庫等に指定することで、不在時でも荷物を受け取れるようにする。



図 多様な受け取り方を周知するチラシ

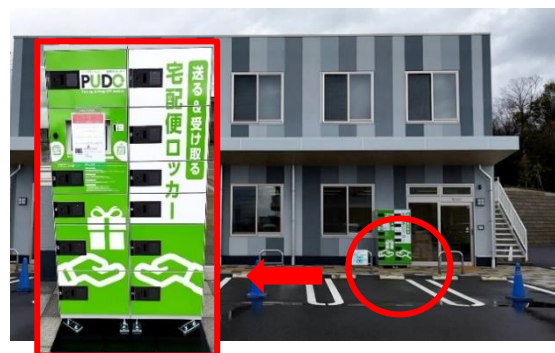


図 桑名市自治体施設（桑名福祉ヴィレッジ）に設置された宅配便ロッカー（PUDO）

第2章 循環型社会の構築



第1節 環境基本計画の施策目標

- ・ライフサイクル全体で、資源の有効利用、資源循環の促進等が図られ、廃棄物の発生・排出が極力抑制された資源生産性の高い循環型社会を実現
- ・排出された廃棄物は地域の資源として最大限活用しつつ、近接する地域間で互いの特性に応じて資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」を形成
- ・廃棄物の不法投棄等の不適正処理がなく、適正処理が徹底され、県民が安心して快適に暮らせる社会を実現

第2節 令和5年度の取組概要と成果等

1 持続的な資源循環

これまで、大量生産、大量消費型の社会経済活動により発生する大量の廃棄物に対しては、さまざまな主体による3Rの取組が進められ、廃棄物の最終処分量は大幅に減少してきました。

近年、世界的な人口の増加や新興国における経済成長に伴う天然資源の需要の増加により、今後、資源制約の深刻化が見込まれることから、限りある資源の有効活用が求められており、また、世界的な海洋プラスチックごみ対策や脱炭素化の動きが加速しています。

こうした状況をふまえ、本県では、持続可能な循環型社会の構築をめざし、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、SDGsとSociety5.0の考え方を取り入れ、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向け、「三重県循環型社会形成推進計画」（計画期間：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）を令和3（2021）年3月に策定しました。

持続可能な循環型社会の構築をめざし、「ごみゼロ社会の実現」に向けた考え方を施策のベースとしながら、新たな知見や技術を積極的に取

り入れるとともに、市町、事業者、NPO等さまざまな主体とのパートナーシップを強化し、廃棄物の「3R+R」の促進および廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組みます。その中で新たに、本県における循環関連産業の振興に注力するとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス対策を推進していくことで、社会的課題の解決につなげていきます。

「三重県循環型社会形成推進計画」においては、今後5年間の取組について表2-2-1のとおり5つの取組方向を定めており、施策毎に目標を設定し、取組を進めていきます。また、計画の進捗状況については、「三重県循環型社会形成推進会議」において点検・評価を行い、翌年度の取組の改善につなげることで、計画の実効性を担保していきます。

なお、旧「三重県廃棄物処理計画」で目標項目としていた一般廃棄物の「1人1日あたりのごみ排出量」「資源化率」「最終処分量」や、産業廃棄物の「排出量」「再生利用率」「最終処分量」についても、継続的にその状況を確認するため、モニタリング指標として毎年度確認していきます。

表 2-2-1 「三重県循環型社会形成推進計画」 5 年間（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）の取組方向
※目標項目については、主なものを記載しています。

取組方向	施策
1 パートナーシップで取り組む「3R+R」	1-1 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進 (目標項目：令和 7 年度の目標値) ・「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数（累計）：1,500 件
	1-2 市町との連携の推進
2 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進	2-1 循環関連産業の育成及び支援 (目標項目：令和 7 年度の目標値) ・高度な資源循環や環境負荷の低減に資する設備を導入又は研究を実施した件数（累計）：15 件
	2-2 資源の循環的利用の促進
3 廃棄物処理の安全・安心の確保	3-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保 (目標項目：令和 7 年度の目標値) ・産業廃棄物処理業の優良認定業者委託率：50%
	3-2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正 (目標項目：令和 7 年度の目標値) ・建設系廃棄物の不法投棄件数：10 件以下 ・人材育成のための講習会等への参加人数（累計）：5,000 人
	3-3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進 (目標項目：令和 7 年度の目標値) ・不適正処理 4 事案に係る環境修復の進捗率：100%
	3-4 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進 (目標項目：令和 7 年度の目標値) ・県が災害廃棄物に関する研修会等を開催し育成した人材の数：78 人
4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決	4-1 プラスチック対策の推進 (目標項目：令和 7 年度の目標値) ・廃プラスチック類の再生利用率：70%（令和 6 年度） ・プラスチックの資源循環の高度化等に係る仕組みの構築に向けた取組の件数（累計）：10 件
	4-2 食品ロス等対策の推進 (目標項目：令和 7 年度の目標値) ・食品ロス削減率：家庭系 10% 減、事業系 10% 減（令和 6 年度） ・食品ロス削減モデル取組数（累計）：5 件
5 人材育成と ICT の活用	5-1 循環型社会の構築に向けた人材の育成
	5-2 スマートなシステムの体制整備と情報発信

2 パートナーシップで取り組む「3R+R」

2-1 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進

（1）みえスマートアクション宣言事業所登録制度

持続可能な循環型社会を構築するためには、資源確保から製品の生産、流通、販売、廃棄等に至るライフサイクル全ての段階で資源循環を徹底する、「資源のスマートな利用」を促進することが必要です。このことから、「資源のスマートな利用」を宣言し新しく自主的な取組を実施する事業所を応援するため、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」を令和 2（2020）年 10 月 30 日に創設しました。

多くの事業者に本取組に参加いただき、かつ、さらなる取組が促されるよう、事業者への参加の働きかけを行っており、1,296 事業所（令和 6（2024）年 3 月末現在）がみえスマートアクション宣言事業所として登録されています。

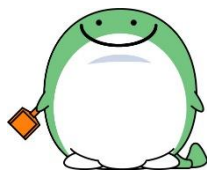
（2）多量排出事業者等の産業廃棄物の発生・排出抑制およびリサイクルの推進

産業廃棄物の発生・排出抑制およびリサイクルを推進するため、環境技術指導員を配置し、産業廃棄物の多量排出事業者に対して、産業廃棄物の処理計画の策定等に関するマニュアルに基づいた産業廃棄物処理計画書等の策定・報告を指導し、インターネットにより公表しました。

2-2 市町との連携の推進

(1) ごみ減量化の促進

ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」の活用や、出前授業等により、県のごみ減量化の取組について PR を行いました。



ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」

(2) ICT を活用した啓発

市町のごみ分別アプリ等を活用した資源循環に関する普及啓発に取り組みました。令和 5(2023)年度においては、食品ロス削減や海ごみ対策などに関する啓発を、13 市町でのべ 67 件行いました。

3 循環関連産業の振興による「3R+R」

3-1 循環関連産業の育成および支援

(1) 企業および排出事業者等への支援

産業廃棄物税を財源として、企業間連携による再資源化に向けた取組や、排出事業者による発生抑制・循環的な利用・減量化の研究、技術開発に対する支援等を行っています。

3-2 資源の循環的利用の促進

(1) 認定リサイクル製品の利用推進

三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき、リサイクル製品の認定を進めるとともに、県の公共工事等における使用・購入に努めました。

なお、令和 5(2023)年度の県の使用・購入実績は約 4 億 7 千万円でした。(令和 6(2024)年 3 月末時点の認定製品数：63 製品)

また、認定事業者から提出される認定基準適合状況報告書および立入検査等により、認定リサイクル製品の品質および安全性の確保に努めています。

(2) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

公共工事の実施にあたり、建設廃棄物の発生量の抑制・適正処理とともに、再利用を中心とする適切な循環型社会を形成することが求められています。

このため、県では、建設副産物情報交換システムを活用し、建設副産物の発生・利用状況を把握するとともに、再生砕石、再生アスファルト等の利用を推進しています。

(3) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建設資材廃棄物の分別と再資源化を促進するため、必要な情報提供を行い、再生資材の利用推進を図っています。

(4) 下水道汚泥の有効利用

令和 4(2022)年度末に県内で稼働中の下水処理施設は、流域下水道の 6 処理場を含めて 36 か所であり、その汚泥発生量は、75.8 千 t/年です。このうち、96.6%にあたる 73.2 千 t/年をセメント原料化や堆肥化等に有効利用しました。
※データ未判明のため、更新予定

(5) 浄水場の汚泥の有効利用

企業庁の 8 浄水場において、浄水処理に伴い発生した汚泥について、令和 5(2023)年度はその全量約 4,800m³を園芸用土や埋め戻し材等として有効利用しました。

(6) 家畜排せつ物の堆肥化等の促進

家畜ふん尿については、悪臭や水質汚濁等の環境問題の原因となりますが、適切な堆肥化処理により有機質肥料等としての利用が可能となります。

畜産経営に起因する環境問題の解決や未然防止のため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)に基づき、適切な堆肥化処理が実施されるよう畜産農家への指導・助言を行うとともに、耕種部門との連携による適正な農地還元を推進しました。

(7) 事業所や行政等と連携して取り組むグリーン購入

県内の事業所、各種団体、行政機関等により構成する「みえグリーン活動ネットワーク（現：三重グリーン購入ネットワーク）」（令和6（2024）年3月末現在会員数：33団体）」と連携し、グリーン購入、SDGs・ESG投資への理解、エコ通勤、廃棄物削減、地球温暖化防止、環境教育、自然保護等の環境保全など、幅広い分野の環境活動を行っています。

また、毎年東海三県一市の広域連携で、事業者・団体・行政と協働して消費者に対する啓発キャンペーンを実施しており、令和6（2024）年1月9日から1か月間、東海三県一市内4,319店舗（うち三重県内587店舗）において展開しました。

(8) 使用済自動車等の適正処理の推進

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく許可および登録事務を厳正かつ速やかに行うとともに、関連事業者への使用済自動車の引き取りや引渡しに関する指導を行い、使用済自動車の適正な処理および資源の有効利用等の確保に努めました。

なお、令和5（2023）年度末における許可および登録業者数は引取業者718、フロン回収業者173、解体業者104、破砕業者（破砕前処理工程のみ）20となっています。

4 廃棄物処理の安全・安心の確保

4-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保

(1) 一般廃棄物処理施設の状況

① ごみ処理施設

令和4（2022）年度末におけるごみ処理施設は、8市3町4事務組合等に18施設（新設（建設中）、休廃止施設を除く。）が設置されており、県全体の処理能力合計は2,151t/日です（表2-2-2）。

表 2-2-2 ごみ処理施設数等

（令和4（2022）年度末）

施設種別	焼却施設			ごみ 燃料化 施設	合 計
	全連続	准連続	バッチ		
施設数	11	0	5	2	18
処理能力（t/日）	1,925	0	185	41	2,151

② 粗大ごみ処理施設

令和4（2022）年度末における粗大ごみ処理施設は、4市1町4事務組合等に11施設（建設中、休廃止施設を除く。）が設置されており、県全体の処理能力合計は342t/日です（表2-2-3）。

表 2-2-3 粗大ごみ処理施設数等

（令和4（2022）年度末）

施設種別	破砕施設	圧縮施設	併用施設	合 計
施設数	8	0	3	11
処理能力（t/日）	292	0	50	342

③ 最終処分場

令和4（2022）年度末における最終処分場は、11市6町3事務組合等に25施設（新設（建設中）、休廃止施設を除く。埋立終了施設は含む。）が設置されており、全体容量は4,919,079 m³です。

なお、残余容量は480,677 m³となっており、その残余年数は、年間埋立量17,137m³から推定すると約28.0年分となっています（表2-2-4）。

表 2-2-4 最終処分場数（令和4（2022）年度末）

施設種別	山間	平地	計
施設数	20	5	25
全体容量（m ³ ）	4,623,284	295,795	4,919,079
残余容量（m ³ ）	424,755	55,922	480,677

(2) ごみの収集および処理の状況

① 収集形態

ごみの収集運搬業務の内訳は、市町（事務組合を含む。）の直営または委託業者による収集が 380,789 t/年と収集量全体の 72.7%を占め、残りの 143,331 t/年が許可業者による収集となっています（表 2-2-5）。

表 2-2-5 ごみの収集形態（令和 4（2022）年度）

区 分		収集量（t/年）	比率（%）
市町・組合 による収集	直 営	95,961	18.3
	委 託	284,828	54.3
	小 計	380,789	72.7
許可業者による収集		143,331	27.3
計		524,120	100.0
災害廃棄物		0	0.0
合 計		524,120	100.0

② 処理形態

令和 4（2022）年度のごみ処理量は 585,838 t/年で、令和 3（2021）年度に比べて 15,577 t/年（2.6%）減少しました。ごみ処理の内訳は直接焼却が 494,498 t/年（84.4%）、直接埋立が 5,265 t/年（0.9%）、直接資源化が 25,248 t/年（4.3%）などとなっています。

(3) 一般廃棄物処理施設の整備促進

廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、市町等が策定する「循環型社会形成推進地域計画」において、一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう助言等を行いました。

(4) 市町における分別収集の推進

容器包装リサイクル法に基づく市町の「第 10 期分別収集計画（計画期間：令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度まで）」に基づき、市町の第 10 期分別収集計画の円滑な推進を支援し、容器包装廃棄物のリサイクルの推進を図りました。

(5) ポスト RDF への支援

ポスト RDF に向けて、関係市町のごみ処理が滞りなく行われるよう、市町等における新ごみ処理施設整備等に向けた支援などを行いました。

(6) し尿処理体制の整備の促進

下水道等の整備に伴い、一般廃棄物処理業者が受ける影響の緩和と適切な一般廃棄物処理事業の遂行がなされるよう、合理化事業について関係市町に対する助言を行いました。

(7) 産業廃棄物処理施設の状況

本県における産業廃棄物中間処理施設は 505 施設あり、北勢地域に多く立地しており、種類別では、汚泥の脱水施設やがれき類等の破碎施設が多く、最終処分場は安定型、管理型を合わせて 30 施設となっています（表 2-2-6、2-2-7）。

表 2-2-6 産業廃棄物処理施設の地域別設置状況（令和 5（2023）年 3 月末現在）

地域事務所名	設置数	
	中間処理施設	最終処分場
桑 名	74	6 (0)
四 日 市	115	9 (4)
鈴 鹿	38	3 (2)
津	59	3 (2)
松 阪	44	4 (0)
南 勢 志 摩	44	1 (1)
伊 賀	95	4 (2)
紀 北	12	0 (0)
紀 南	13	0 (0)
本庁（県外移動式施設）	11	—
計	505	30 (11)

注) 最終処分場の（ ）内は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の許可を受けた施設のうち、埋め立て中のものを示します。

表 2-2-7 産業廃棄物処理施設（中間処理施設）の
種類別設置状況・中間処理施設
（令和 5（2023）年 3 月末現在）

施設の種類の			設置数
中 間 処 理 施 設	汚泥の脱水施設		125
	乾 汚 泥 の 施 設	汚泥の乾燥施設（機械）	11
		汚泥の乾燥施設（天日）	4
		小計	15
	廃油の油水分離施設		6
	廃酸・廃アルカリの中和施設		1
	水銀を含む汚泥のばい焼施設		0
	廃石綿等又は石綿含有廃棄物の熔融施設		1
	PCB廃棄物の分解施設		1
	廃プラスチック類の破碎施設		76
	木くず又はがれき類の破碎施設		224
	焼 却 施 設	汚泥の焼却施設	14
		廃油の焼却施設	14
		廃プラスチック類の焼却施設	12
		PCB廃棄物の焼却施設	1
		焼却施設(汚泥、廃油、廃プラ、PCBを除く)	15
	小計		56
	計		505

注) 設置数は複数の機能を持つ施設については、それぞれの項目で積算した延べ数です（例：汚泥と廃油の焼却施設 1 基 → 汚泥の焼却施設 1、廃油の焼却施設 1）。

（8）PCB 廃棄物の適正処理の推進

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、熱的、化学的に非常に安定した物質であり高い絶縁性能を有することから、変圧器やコンデンサー用の絶縁油等に広く用いられてきました。

しかし、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあることが明らかとなり、PCB による環境汚染を防止し、人の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、平成 13（2001）年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が制定され、PCB 廃棄物を保管する事業者等は処分期間内に PCB 廃棄物を適切に処分することが義務づけられました。

平成 28（2016）年の法改正によって、本県における高濃度 PCB 廃棄物の処分期間は、安定器および汚染物等が令和 3（2021）年 3 月末まで、変圧器およびコンデンサーが令和 4（2022）年 3 月末までとされましたが、処理対象量の増加等により、令和 5（2023）年度まで期間が延長さ

れました。また、低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は令和 9（2027）年 3 月末までとされています。

県では、PCB 廃棄物等が処分期間内に適正処分されるよう、「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、未だに把握されていない PCB 廃棄物等の掘り起こし調査を実施するとともに、PCB 廃棄物を保管する事業者等に対して指導を行っており、令和 5（2023）年度には、615 の事業場から PCB 廃棄物等の保管および処分状況等の届出が提出されています。

なお、令和 4（2022）年度末時点の PCB 廃棄物の保管状況は表 2-2-8 のとおりです。

表 2-2-8 PCB 廃棄物保管状況
（令和 4（2022）年度末時点）

PCB廃棄物の種類		事業場数	数量	単位
高 濃 度	変圧器（トランス）	0	0	台
	柱上変圧器（柱上トランス）	0	0	台
	コンデンサー（3kg 以上）	6	8	台
	その他の機器等	0	0	台
	P C B を含む油	2	104	kg
	コンデンサー（3kg 未満）	4	181	台
	安定器	14	993	台
	感圧複写紙	0	0	kg
	ウエス	1	37	kg
	汚泥	1	20,840	kg
	その他	2	35,805	kg
低 濃 度	変圧器（トランス）	246	556	台
	柱上変圧器（柱上トランス）	4	22	台
	コンデンサー（3kg 以上）	85	133	台
	その他の機器等	71	129	台
	P C B を含む油	33	7,214	kg
	コンデンサー（3kg 未満）	16	258	台
	安定器	1	4	台
	感圧複写紙	0	0	kg
	ウエス	10	301	kg
	汚泥	3	6,089	kg
	その他	41	38,062	kg

注 1) 表内の事業場数は種類ごとに集計しています。

注 2) 「安定器」は蛍光灯用安定器、ナトリウム灯用安定器、水銀灯用安定器、安定器（用途不明）、ネオン変圧器をいいます。「安定器」は重量で届出されたものは、3kg=1 台に換算して計上しています。

注 3) 「PCB を含む油」は、変圧器油（トランス油）、熱媒体油、柱上変圧器油（柱上トランス油）、コンデンサー油、その他 P C B を含む油をいいます。

注 4) 「PCB を含む油」「感圧複写紙」「ウエス」「汚泥」「その他」について、容量で届出されたものは、1ℓ=1 kg に換算して計上しています。

注 5) 「その他の機器等」は、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器、整流器等をいいます。

(9) 優良産廃処理業者認定制度

平成 22 (2010) 年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「廃棄物処理法」) の改正により、平成 18 (2006) 年度から運用してきた「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」に替わり、新たに「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。

この制度は、「遵法性」「事業の透明性」「環境配慮の取組の実施」「電子マニフェストの利用」「財務体質の健全性」という 5 つの基準に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定し、認定を受けた優良認定処理業者については、通常 5 年の許可の有効期間を 7 年とするなど特例を付与するというもので、平成 23 (2011) 年度から施行されています。

本県における優良認定処理業者数は、表 2-2-9 のとおりです。

表 2-2-9 優良認定処理業者件数
(令和 6 (2024) 年 3 月末現在)

許可区分	優良認定処理業者数		
	県外事業者	県内事業者	計
産業廃棄物収集運搬業	240	47	287
産業廃棄物処分業	0	34	34
特別管理産業廃棄物収集運搬業	131	30	161
特別管理産業廃棄物処分業	0	7	7
計	371	118	489

(10) 電子マニフェストの利用促進

電子マニフェストは、産業廃棄物の排出事業者や処理業者にとって、廃棄物に係る情報管理の合理化および情報の偽造防止が図られるメリットがあり、法令遵守の面で優れていることなどから、その普及が強く求められています。

電子マニフェストの利用には、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の 3 者全てが、システムに加入している必要があるため、関係団体に導入の働きかけを行うなどの普及啓発により、電子マニフェストの活用率は 78.2% (令和 4 (2022) 年度) になりました (表 2-2-10)。

表 2-2-10 電子マニフェスト活用率

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
活用率 (%)	49.5	55.5	61.1	65.8	69.7	73.7	76.5	78.2

(11) 環境保全型畜産の推進

家畜排せつ物法に基づき、家畜ふん尿処理施設の管理基準を遵守し、適切な堆肥化処理が行われているかを確認するために、必要に応じて畜産農家への立入検査を実施しました。

(12) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進

県や市町等の公共工事発注機関は、廃棄物の発生量の抑制・再利用を推進するとともに、適正処理の徹底を図っています。

4-2 不適正処理の未然防止

(1) 不法投棄の状況

大部分の産業廃棄物は、排出事業者自らまたは許可業者への委託により適正に処理されており、不法投棄件数は、平成 15 (2003) 年度の 92 件をピークに徐々に減少傾向にありましたが、令和元 (2019) 年度が 58 件、令和 2 (2020) 年度が 40 件、令和 3 (2021) 年度が 34 件、令和 4 (2022) 年度が 53 件、令和 5 (2023) 年度が 40 件であり、依然として後を絶たない状況です。

また、一般廃棄物の不法投棄も、産業廃棄物に比べると個々の量は少ないものの、道路、河川、山林等で多く発生しています。

不法投棄・不適正処理の状況を公害事犯に関する検挙件数で見ると、その推移は図 2-2-1 のとおりであり、近年の産業廃棄物に係る検挙件数は 20 件以内で推移しています。

なお、令和 5 (2023) 年度の産業廃棄物の不法投棄等に関する検挙件数は 9 件でした。

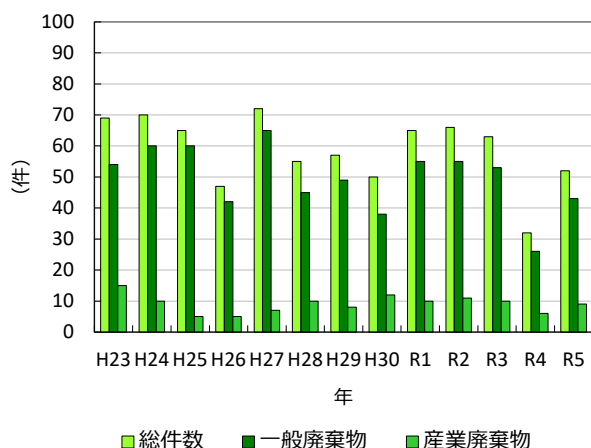


図 2-2-1 廃棄物の不法投棄・不適正処理に係る検挙件数の推移

(2) 廃棄物の苦情等の状況

廃棄物に係る苦情発生状況は、表 2-2-11 および表 2-2-12 に示すとおりです。その苦情の具体的な内容は、野外焼却による大気汚染や不法投棄、不適正保管に関するものが多くなっています。

表 2-2-11 廃棄物に係る苦情発生件数

発生源の施設の種類 年度	ごみ処理場	し尿処理場	産業廃棄物	計
R1	0	0	253	253
R2	1	0	282	283
R3	0	0	258	258
R4	1	0	266	267
R5	0	0	264	264

表 2-2-12 廃棄物に係る苦情発生内容
(令和 5 (2023) 年度)

発生源の施設の種類	苦情内容						合計
	大気汚染	水質汚染	悪臭	ねずみ・昆虫	騒音	その他	
ごみ処理場	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
し尿処理場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
産業廃棄物	12 (7)	5 (4)	6 (4)	1 (0)	3 (6)	237 (245)	264 (266)
計	12 (8)	5 (4)	6 (4)	1 (0)	3 (6)	237 (245)	264 (267)

(3) 廃棄物処理施設等における不適正処理の状況

令和 5 (2023) 年度の廃棄物処理施設等への立入検査の実施状況は、表 2-2-13 のとおり、3,369 件です。

この結果、取消・停止命令を 14 件 (10 事業者) 発出しました。

表 2-2-13 立入検査実施状況

(令和 5 (2023) 年度)

検査対象	立入検査件数	措置						告発
		改善・措置命令	事業停止命令	事業許可取消	施設使用停止命令	施設許可取消	(警告・勧告・文書指導)	
産業廃棄物排出事業場	1,406 (1,209)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	68 (37)	0 (0)
産業廃棄物処理業者	981 (1,078)	0 (0)	6 (9)	7 (6)	0 (0)	1 (2)	20 (14)	0 (0)
その他	982 (1,011)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (11)	0 (0)
計	3,369 (3,298)	2 (0)	6 (9)	7 (6)	0 (0)	1 (2)	92 (62)	0 (0)

注 1) 欠格要件 (他府県の取り消し等) による許可取消等は、含めていません。

注 2) その他、口頭指導 計 1,192 件、始末書提出 計 19 件。

(4) 監視・指導の強化

① 効果的な監視指導

プライオリティ (優先度) の設定による効果的な監視活動を実施するとともに、不法投棄等に対しては、スピード感を重視した是正措置を行っています。また、不法投棄事案の発生場所付近や市町から要望のあった場所等に不法投棄監視カメラを設置して重点的に監視しました。

平成 29 (2017) 年度から無人航空機ドローンを導入し、測量システムを用いた不法投棄等不適正処理事案の改善指導等にも活用しています。

② 通報制度

県民から広く不法投棄等の情報を入手する目的で、廃棄物ダイヤル 110 番、ファクス 110 番およびメール 110 番による通報制度を設け、県民等からの不法投棄等の情報に迅速、的確に対応を行い、早期是正を図っています。

令和4（2022）年10月からは、位置情報や写真を添付した上で現場からの通報を可能とした廃棄物スマホ110番の運用を開始しています。

また、森林組合、民間事業所等計21事業者と情報提供協定を締結し、不法投棄等の情報を入手する体制を整えています。

なお、令和5（2023）年度に環境共生局に寄せられた通報件数は148件（うち、廃棄物ダイヤル110番等に係るものは102件）であり、不法投棄、野外焼却に関するものが79%を占めていました（図2-2-2）。

③ 民間パトロール

土日祝日および早朝の巡回監視については、民間警備会社に業務委託（1年間）を行い、より間隙のない監視活動を行っています。

④ 広域連携

広域にわたる不法投棄に対応するため、近隣県市（愛知県、奈良県、名古屋市、岐阜県、滋賀県、和歌山県）や環境省中部地方環境事務所と連携した合同監視を実施しています。

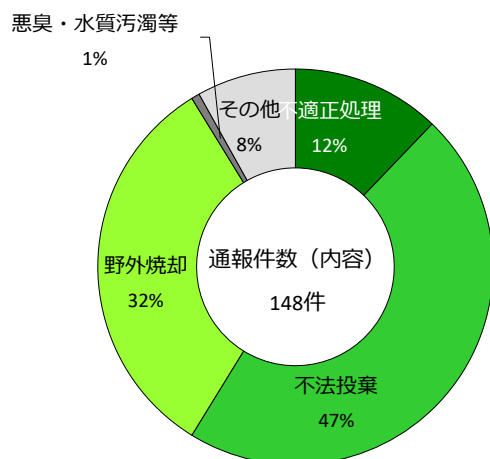


図 2-2-2 環境共生局への通報内容（令和5（2023）年度）

4-3 過去の不法投棄等産業廃棄物の不適正処理の是正措置

生活環境保全上の支障等があった4つの産業廃棄物の不適正処理事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」）による国の財政的支援を得て、行政代執行により対策工事等を実施しました。

対策工事等の完了により、四日市市内山事案については、令和2（2020）年3月31日をもって行政代執行を終了し、残る3事案については、令和5（2023）年3月31日をもって行政代執行を終了しました。

令和5（2023）年度は、行政代執行を終了した4つの事案地において、水質モニタリングや工作物の点検、定期パトロールを実施し、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認しました。

4-4 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進

大規模災害によって発生する災害廃棄物を迅速に処理する体制を整備するため、研修会や図上演習、仮置場の設置・運営に係る実地訓練等を通じて災害廃棄物処理に精通した人材の育成を行いました。

5 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

（1）プラスチック対策の推進

プラスチック対策については、プラスチック資源循環の高度化、海域への流出対策に取り組むこととしています。令和4（2022）年4月からプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」）が施行されたことをふまえ、市町に対する技術的援助や、県民・事業者に対する啓発などプラスチック資源循環の取組を促進しました。

① 三重プラスチックリサイクルマッチングシステム

プラスチックのリサイクルの促進および関連産業の振興を図るため、排出事業者等から排出されるプラスチックの性状、量、種類などの情報とリサイクルを実施するリサイクラーが行う再生方法などの情報について ICT を活用し、両者のマッチングを行うシステム「三重県プラスチックリサイクルマッチングシステム」（通称「みえプラ」）を構築しました。

② 海洋プラスチックごみ対策モデル事業

海洋プラスチックごみ対策として、陸域から海域へのごみの流出防止を図るため、県民や事業者が楽しみながらごみ拾いができるアプリを活用し、身近な環境美化活動の成果を専用ウェブページで見える化する「楽しくひろって三重をきれいに！三重の環境美化プロジェクト」を実施しました。

③ スポ GOMI 大会

「海と日本プロジェクト in 三重県実行委員会」と連携し、伊勢市、紀北町の2か所でスポ GOMI 大会※を開催し、53 チーム計 177 名が参加し、約 176 kg のごみを回収しました。

※スポ GOMI 大会…あらかじめ決められたエリアで、制限時間内に、チームワークでごみを拾い、ゴミの量と質でポイントを競い合うスポーツ。

④ 三重県庁プラスチックスマートアクション

令和元年（2019）年 10 月から、職員によるマイバッグ・マイボトル運動等、次の取組を実施しています。

- ・職員によるマイバッグ・マイボトル運動の実施
- ・会議等におけるペットボトルの提供回避
- ・仕出し弁当におけるワンウェイプラスチックの使用を抑制する取組
- ・プラスチック製事務用品の長期利用の実施
- ・プラスチック使用製品（事務用品、啓発物品）の環境物品等の調達方針に基づく調達

（2）食品ロス等対策の推進

食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）の削減に向けて未利用食品の有効活用が課題となっています。

こうしたことをふまえ、関係団体、NPO、企業等と連携し、生活困窮者等へタイムリーに未利用食品を提供するための ICT を活用したシステム「三重県食品提供システム」（通称「みえ〜る」）を令和 3（2021）年 7 月から開始し、令和 5（2023）年度末で約 21.9t の食品がフードバンク活動団体等に提供されました。

また、「すぐ食べるなら、期限の近い食品から順番に購入する」ことを呼びかけるレールポップをスーパーマーケット、コンビニエンスストア等と連携し、店舗に掲示しました。

このほか、食品ロス削減月間において県内の飲食店と連携して箸袋を用いた啓発活動、県内の飲食店等と連携して外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンに取り組み、啓発活動を行いました。

さらに、令和 4（2022）年 4 月から、フードシェアリングサービス（食品小売業等で売れ残る食品を、購入希望者とのマッチングを行う web サービス）の市町への導入支援を実施しました。令和 5（2023）年度末で、桑名市、亀山市、伊勢市、志摩市が参加し、62 店舗が登録しており、約 4.1t の食品が販売されました。

6 人材育成と ICT の活用

持続可能な循環型社会の構築に向け、循環関連産業における脱炭素化や ICT の活用を進めていただくため、「循環関連産業トップセミナー」や「三重県資源循環セミナー」を開催しました。

7 モニタリング指標の状況

一般廃棄物および産業廃棄物の処理状況のトレンドを継続的に確認するため、モニタリング指標として一般廃棄物の「1 人 1 日あたりのごみ排出量」「資源化率」「最終処分量」、産業廃棄物の「排出量」「再生利用率」「最終処分量」を設定し、毎年度確認していきます。

7-1 一般廃棄物の発生と処理の状況

(1) ごみの状況

令和 4（2022）年度におけるごみ総排出量（注 1）は 595,589 t で、1 人あたりに換算すると、921 g／人・日（注 2）でした。排出量の内訳は図 2-2-3 のとおりで、計画収集量が全体の 88.0%を、直接搬入量が全体の 10.4%を、集団回収量が全体の 1.6%を占めていました。

また、ごみ総排出量および 1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移は、図 2-2-4 のとおりです。

なお、ごみの資源化率は 19.7%となり（図 2-2-5）、ごみの最終処分量は 19,074 t でした（図 2-2-6）。

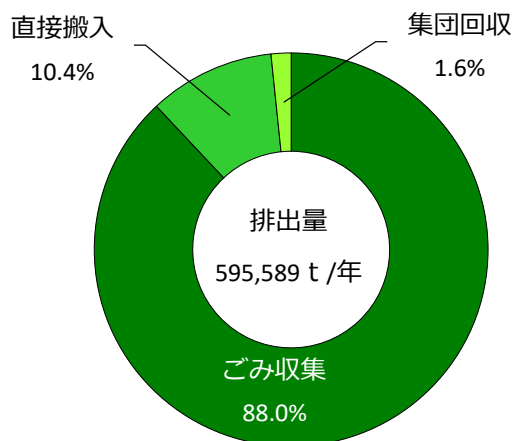


図 2-2-3 ごみ総排出量の内訳
(令和 4（2022）年度)

注 1) 国におけるごみ総排出量の集計方法の見直しに合わせて、平成 17（2005）年度からごみ総排出量の集計方法を次のとおり見直すとともに、過去のデータも含めて修正しています。

【平成 16（2004）年度まで】

ごみ総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 自家処理量

【平成 17（2005）年度から】

ごみ総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

注 2) 平成 16（2004）年度までの集計方法による令和 4（2022）年度の実績は、906g／人・日です。

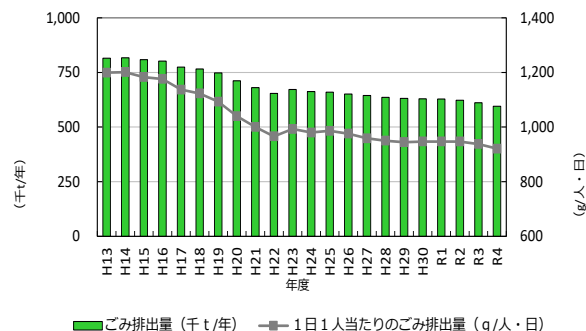


図 2-2-4 ごみ総排出量および 1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移

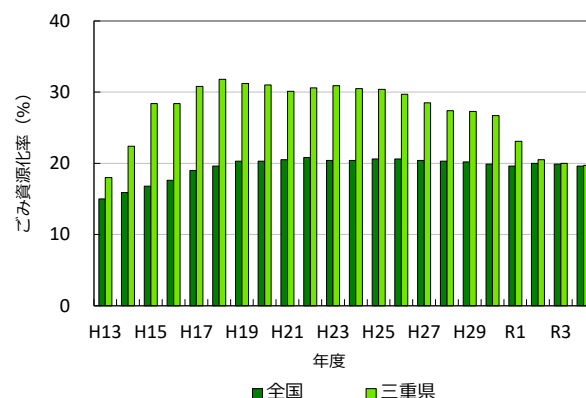


図 2-2-5 ごみ資源化率の推移

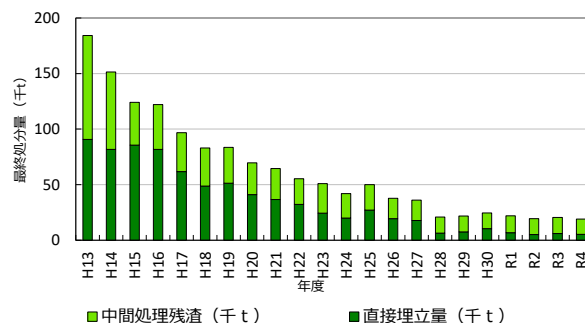


図 2-2-6 ごみの最終処分量の内訳および推移

(2) リサイクルの状況

一般廃棄物のリサイクルについて、本県における資源化率は、令和 4（2022）年度は 19.7%で、全国平均 19.6%と同程度でした。

また、平成 9（1997）年 4 月から缶類、びん類、ペットボトル等 7 品目を対象に施行され、平成 12（2000）年 4 月から本格施行された容器包装リサイクル法に基づく県内市町の分別収集状況は、表 2-2-14 のとおりです。

表 2-2-14 容器包装分別収集実施市町数および収集量

	令和3年度		令和4年度	
	実施市町数	収集量 (t)	実施市町数	収集量 (t)
無色ガラスびん	29	3,215	29	3,118
茶色ガラスびん	29	2,609	29	2,538
その他ガラスびん	29	2,361	29	2,327
その他紙製容器包装	29	1,391	29	1,584
ペットボトル	29	3,039	29	3,035
その他プラスチック製容器包装	25	11,023	25	9,477
うち白色トレイ	8	25	6	18
スチール缶	24	686	24	592
アルミ缶	25	614	25	582
飲料用紙パック	26	141	26	134
段ボール	27	6,051	28	5,860

※「その他紙製容器包装」について、第8期分別収集計画より「その他紙製容器包装」を含む雑紙相当分をリサイクルする場合は実施市町としています。

(3) し尿の状況

令和4(2022)年度における市町等で処理されたし尿等(浄化槽汚泥を含む。以下同じ)の量は575,824 kℓでした。また、処理の内訳は、し尿処理施設における処理が100%でした。し尿等の量および水洗化・非水洗化人口の推移は図2-2-7のとおりで、し尿等の量は長期的には減少傾向を示しています。水洗化人口は増加傾向にありますが、水洗化人口割合95.3%は、全国水準(令和4(2022)年度全国平均:96.1%)に比べるとわずかに低い水準となっています(図2-2-7)。

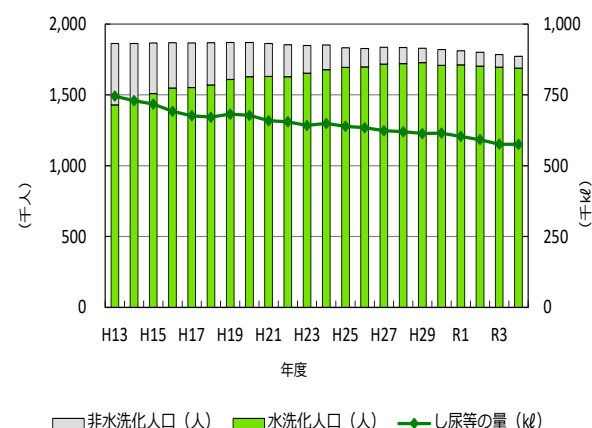


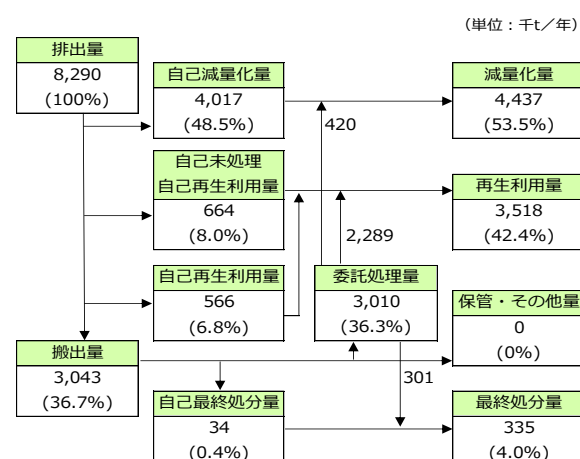
図 2-2-7 し尿等の量および水洗化・非水洗化人口の推移

7-2 産業廃棄物の発生と処理の状況

県では、概ね5年ごとに産業廃棄物に関する実態調査を行っています。

平成30(2018)年度の1年間に県内で排出された産業廃棄物は8,290千tで、その処理状況の概要は、図2-2-8のとおりです。

また、産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移は、図2-2-9のとおりです。



※小数点以下の処理でーの位がずれることがあります。

図 2-2-8 発生および処理状況の概要
(平成30(2018)年度)

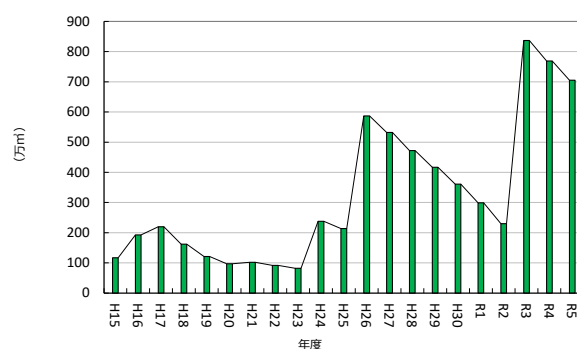


図 2-2-9 産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移

なお、5年ごとの実態調査のほか、毎年度簡易な推計を行っており、令和4(2022)年度における産業廃棄物の総排出量は8,260千t、再生利用率は41.8%、最終処分量は325千tでした。

(1) 種類別の排出状況

平成 30 (2018) 年度の排出量を種類別にみると、汚泥 (58%) が最も多く、次いでがれき類 (16%)、動物のふん尿 (12%) となっており、この 3 種類で全体の 86% を占めています (図 2-2-10)。

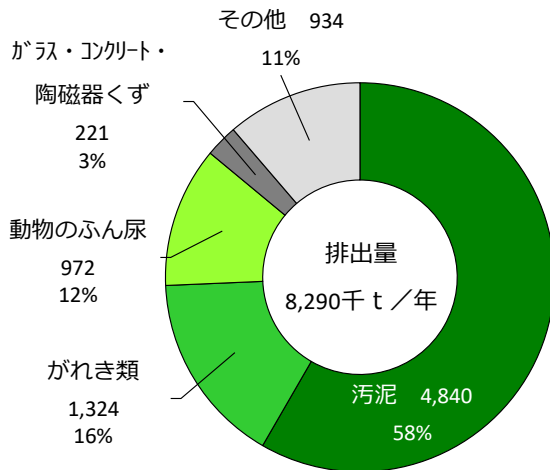


図 2-2-10 種類別の排出量 (平成 30 (2018) 年度)

(2) 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、製造業 (43%) が最も多く、次いで建設業 (18%)、電気・水道業 (13%)、農業 (12%) となっており、この 4 業種で全体の 86% を占めています (図 2-2-11)。

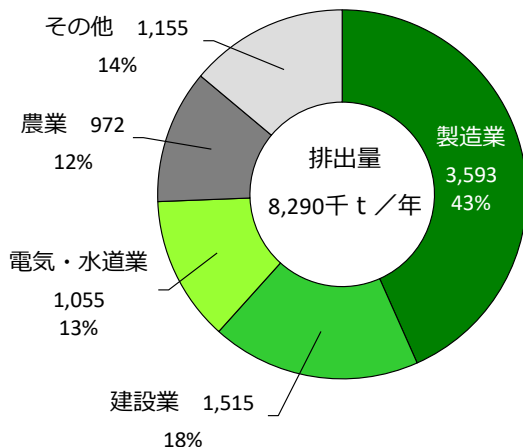


図 2-2-11 業種別の排出量 (平成 30 (2018) 年度)

(3) 種類別の再生利用の状況

再生利用量は 3,518 千 t/年となっており、総排出量の 42% を占めています。

種類別にみると、がれき類 (37%) が最も多く、以下、動物のふん尿 (25%)、汚泥 (16%) となっています (図 2-2-12)。

再生利用量は自己中間処理後再生利用量 566 千 t/年、委託中間処理後再生利用量 2,289 千 t/年、自己未処理自己再生利用量 664 千 t/年に区分されます。

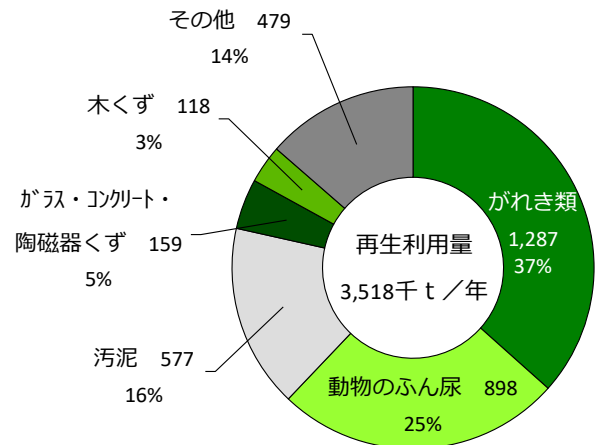


図 2-2-12 種類別の再生利用量 (平成 30 (2018) 年度)

第3節 令和6年度以降の取組方向

1 パートナーシップで取り組む「3R+R」

(1) みえスマートアクション宣言事業所登録制度

本制度を通じて、より多くの事業者「資源のスマートな利用」を宣言し、新しく自主的な取組を実施していただき、かつ、さらなる取組が促されるよう、事業者への参加の働きかけを行います。

(2) ごみ減量化の促進

ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」の活用や各種イベントへの参加、出前授業等さまざまな啓発手段により、県民の「もったいない」意識を醸成します。



ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」

2 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

(1) 産業廃棄物の発生抑制等の技術開発・施設設備への支援

県内の産業廃棄物排出事業者が、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制やリサイクル等に係る研究開発・機器整備に対して補助を行うことにより、県内の産業廃棄物の発生抑制等を促進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を図ります。

(2) 認定リサイクル製品の利用促進

リサイクル製品の品質および安全性の確保を図るため、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき、的確に審査・事後確認などを実施します。

(3) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建設資材廃棄物の分別解体と再資源化を推進するため、必要な情報提供を行うとともに再生資材の利用を推進します。

(4) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

建設副産物情報交換システムを活用し、建設副産物の発生・利用状況を把握するとともに、リサイクル資材のより一層の利用を推進します。

(5) 下水道汚泥の有効利用

流域下水道事業において、環境に配慮するため、再資源化を推進し、下水道汚泥の有効利用に取り組めます。

(6) 浄水場の汚泥の有効利用

浄水処理に伴って発生した汚泥について、園芸用土や埋め戻し材への有効利用に取り組んでいます。

(7) グリーン購入の取組促進

「三重グリーン購入ネットワーク」と連携し、各年度の取組方針に応じて、グリーン購入の普及等環境活動全般にわたる活動を行い、循環型社会の構築をめざします。

また、東海三県一市の広域連携によるグリーン購入キャンペーンを実施し、グリーン購入の普及啓発と定着を図ります。

(8) 容器包装リサイクルの促進

「第10期三重県分別収集促進計画」(計画期間:令和5(2023)年度~令和9(2027)年度)に基づき、市町の第10期分別収集計画の円滑な推進を支援し、容器包装廃棄物のリサイクルの推進を図ります。

(9) 使用済自動車等の適正処理

① 関連事業者の許可および登録

使用済自動車の引取業者・フロン類の回収業者に関する登録および解体・破碎業者に関する許可事務を的確に行います。

② 対象事業者等に対する啓発および指導等

各自動車関連事業者や県民（自動車所有者）に自動車リサイクル法の理解が深まるよう普及啓発に取り組むとともに、関連事業者の施設整備や使用済自動車の適正処理等について指導等を行います。

(10) 環境保全型畜産の推進

家畜ふん尿は、堆肥化により有機質肥料や土壌改良材として有効利用できます。そのため、家畜排せつ物法に基づき、家畜ふん尿処理施設の管理基準が遵守され、適切な堆肥化処理が行われるよう、必要に応じて、畜産農家への指導・助言を行うとともに、家畜ふん尿処理施設のより一層の整備を推進します。

なお、家畜ふん尿処理施設の整備のための支援制度は、表 2-2-15 のとおりです。

表 2-2-15 環境保全型畜産の主な支援制度

区分	制度名	所轄官庁名
家畜ふん尿処理整備に係る補助	畜産クラスター関連事業	農林水産省
畜産周辺環境の改善に係る補助	強い農業づくり総合支援交付金	農林水産省
融資制度	・農業近代化資金 ・日本政策金融公庫資金 (スーパーL資金、経営体育成強化資金、畜産経営環境調和推進資金)	・農協 等 ・(株) 日本政策金融公庫
リース事業	畜産整備(経営)リース事業	(一財) 畜産環境整備機構

3 廃棄物処理の安全・安心の確保

(1) 産業廃棄物の適正処理の確保

産業廃棄物処理施設の設置や処理業の許可申請等に対し、廃棄物処理法に基づく厳正な審査を実施するとともに、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例や優良産廃処理業者認定制度の的確な運用により、適正処理の確保に努めます。

(2) ポスト RDF への支援

ポスト RDF に向けて、関係市町のごみ処理が滞りなく行われるよう、引き続き、市町等における新ごみ処理施設整備に向けた支援等を行っていきます。

(3) PCB 廃棄物の処理

処理期限までに PCB 廃棄物が確実に適正に処分されるよう、今後も「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、保管事業者等に対し指導を行います。

(4) 優良認定処理業者の利用促進

優良認定処理業者は、遵法性や事業の透明性が高く、財務体質が健全で環境に配慮した事業活動が可能であり、排出事業者が優良認定処理業者へ産業廃棄物処理を委託することは、適正処理を推進するための有効な手段であることから、優良認定処理業者への委託推進に取り組めます。

(5) 廃棄物処理センターの適正処理と整備の促進

一般財団法人三重県環境保全事業団が「廃棄物処理センター」の指定を受けて整備を進めてきた、企業活動により生じる産業廃棄物や災害廃棄物を適正に処理するための公的関与による管理型最終処分場が、平成 26 (2014) 年 3 月末に完成 (平成 24 (2012) 年 12 月に一部供用開始) しました。

「廃棄物処理センター」として同処分場が的確に運営されるよう、必要な指導・監督を行います。

表 2-2-16 最終処分場の整備内容

項 目	許 可 内 容
処分場方式	管理型
処理対象廃棄物 (産業廃棄物)	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず等、鉋さい、がれき類、 ばいじん、処分するために処理したもの
処分場総面積	28.5ha
埋立総容量	1,672,000 m ³

(6) 産業廃棄物処理等の監視指導

処理業者、排出事業者等への立入検査等通常の監視活動のほか、早朝・休日の監視、隣接県市との合同路上検査、スカイパトロール、監視カメラ、無人航空機ドローン等を活用し、より間隙のない監視活動を行うとともに、廃棄物スマホ110番等による通報に即応します。

さらに、県内全市町と締結している産業廃棄物に係る立入検査協定に基づき、市町職員に立入検査権限を付与するとともに、県内自主活動団体に、不法投棄監視パトロールを支援する腕章等の資材を提供し、自主的な監視活動の活性化や定着化を図り、地域自らによる監視の取組を広げるための支援活動を行います。

また、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不適正処理事案等に対する告発を行います。

(7) 環境修復後の不適正処理事案への対応

産廃特措法に基づく国の財政支援を得て対策工事を実施した4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、水質モニタリングや工作物の点検、定期パトロールを継続実施し、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認することにより、地域住民の安全・安心を確保していきます。

(8) 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進

大規模災害によって発生する災害廃棄物を迅速に処理する体制を整備するため、研修会や図上演習等を実施します。さらに、令和6（2024）年度は、市町が選定している仮置場候補地において、仮置場の設置・運営に係る実地訓練を実施

し、災害廃棄物処理に精通した人材の育成を行うとともに、市町の災害廃棄物処理計画の見直しにつなげます。

4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

(1) プラスチック対策

事業者によるマテリアルリサイクルを促進するため、「三重県プラスチックリサイクルマッチングシステム」の普及・運用を行います。

また、ワンウェイプラスチックを削減するため、給水スポットとしてマイボトル用ウォーターサーバーを三重県庁内に設置し、マイボトルの利用を県民や事業者に広く呼びかけます。

海洋へのプラスチックごみの流出防止を図るため、県民や事業者が楽しみながらごみ拾いができるアプリを活用し、「楽しくひろって三重をきれいに！三重の環境美化プロジェクト」を通じて、継続的な散乱ごみ対策を進めていきます。

(2) 三重県庁における取組

「三重県庁プラスチックスマートアクション」として、職員によるマイバッグ・マイボトル運動の推進等の取組を実施していきます。

(3) 食品ロスの削減

「三重県食品提供システム」（通称「みえ〜る」）の運用によって未利用食品が活用されるよう、食品の提供者・受取者となる参加団体の拡大に努めます。

また、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア等におけるレールポップの掲示や、食品ロス削減月間において県内の飲食店と連携して箸袋を用いた啓発活動、飲食店等における外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンに取り組んで啓発を行うなど、さまざまな主体と連携した取組を進めます。

5 人材育成と ICT の活用

循環関連産業の担い手である事業者等を対象に、資源の循環的な利用や ICT の活用を促進するため、脱炭素化や DX に関するセミナー等を開催します。

コラム③

災害廃棄物の仮置場の設置・運営に係る実地訓練の実施 ～災害からの迅速な復旧・復興をめざして～

近年、全国各地で地震災害や風水害など大規模な災害が発生しており、令和6（2024）年1月1日には、石川県能登地方で最大震度7を示す強い地震（令和6年能登半島地震）が発生しました。それに伴い、建物に大きな被害が発生したほか、特に、輪島市街地では火災、沿岸部では津波、山間部では土砂災害が発生しました。

令和6（2024）年2月29日に策定された「令和6年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理実行計画」によると、今後、石川県内で約244万トン（石川県の年間ごみ発生量の約7年分に相当）の災害廃棄物が発生すると推定されており、石川県は、令和7（2025）年度末の処理完了を目標に、その処理を進めています。



図1：令和6年能登半島地震における仮置場

※令和6年2月6日石川県知事記者会見資料から引用

また、南海トラフ地震発生時の緊迫性が高まっており、こうした大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、発災初動期に災害廃棄物の仮置場を適切に設置し、運営していくことが重要な対応の1つとなります。

県では、災害廃棄物処理に精通した県や市町の人材を育成し、現場対応能力の向上と維持継続を図ることを目的に、令和5（2023）年12月27日に鈴鹿市内の体育館の駐車場を仮置場と想定し、市町や民間事業者団体とともに、仮置場の設置・運営をモデル的に行う実地訓練を実施しました。

訓練では、災害廃棄物処理の流れと仮置場の設置の考え方、管理運営の実務、注意点に関する事前研修を受講した上で、参加者自ら仮置場内のレイアウト検討を行いました。その後、検討したレイアウトの仮置場を実際に設置し、不用品を災害廃棄物と見立てて、受付業務や搬入・搬出業務までの一連の流れを体験しました。



図2：災害廃棄物の仮置場の設置・運営に係る実地訓練（レイアウト検討の様子）



図3：災害廃棄物の仮置場の設置・運営に係る実地訓練

訓練実施後には、参加者が訓練時の自身の判断を省みるため、「仮置場のレイアウト検討で学びとなった点」や「野外実地訓練で気づいた点」、「仮置場の設置運営で重要だと思った点」について振り返りの場を設けました。参加者からは、実際に仮置場を運用するにあたり、必要な視点や気づきを得られたなどの意見があり、現場対応能力の向上につながることができました。県では、引き続き、南海トラフ地震等の大規模な災害に備え、実地訓練等をととして災害廃棄物処理に精通した人材を育成していきます。

コラム④

プラスチックに係る資源循環の取組

国では、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化の幅広い課題に対応するため、令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。また、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）」が、令和4（2022）年4月1日から施行されています。

県では、「三重県循環型社会形成推進計画」（令和3（2021）年3月策定）に基づき、プラスチック対策を進めてきました。さらに、県の中期戦略計画である「みえ元気プラン」（令和4（2022）年10月）においては、特に取組を一層加速させていかなければならない課題のひとつである「脱炭素化等をチャンスととらえた産業振興」において、プラスチックの一層の循環的利用に係る取組を促進しており、さまざまな主体によるプラスチックに係る資源循環の取組を進めています。

（1）プラスチック資源循環法に基づく取組

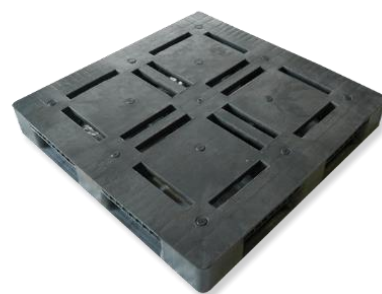
これまでプラスチック容器包装廃棄物は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、分別収集、再商品化が進められてきましたが、プラスチック使用製品廃棄物は燃えるごみ等として収集されていました。そのため、同じプラスチックという資源回収量の拡大を図ることをめざし、プラスチック資源循環法が策定され、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物にも再商品化できる仕組みが設けられました。県内では、伊勢広域環境組合（構成市町：伊勢市、明和町、玉城町、度会町）が容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託し、再商品化を行っています。また、津市および菰野町が国の認定を受けた再商品化計画に基づき、再商品化実施者と連携して再商品化を行っています。（令和6（2024）年9月現在）



プラスチック容器包装廃棄物と
プラスチック使用製品廃棄物の一括回収



再商品化



プラスチック使用製品廃棄物の再商品化の例

左上：ポリプロピレンペレット

右下：プラスチック製パレット

事業者においては、複数の排出事業者から委託を受け、食品包装資材、工場端材をパレット製造等に再資源化するための再資源化事業計画の認定を受け、積極的なプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制・再資源化等の取組が行われています。



再資源化のための施設



製造したペレット

(2) プラスチックのリサイクルの促進および関連産業の育成

県では、産業廃棄物税を財源として、県内の産業廃棄物排出事業者や産業廃棄物処理業者等による積極的な産業廃棄物の発生抑制等に係る設備機器を設置する経費の一部を補助する制度を設けています。事業者においては、この制度を活用し、これまで手選別により行っていた混合廃棄物の選別について、分別しきれなかった再生資源の回収を図るための高度選別処理施設の導入が行われています。これまで処理困難であった混合廃棄物を対象に、プラスチックをはじめとしたマテリアルリサイクルが可能な高度選別を行うことで、最終処分量の削減にもつながる取組が行われています。



高度選別処理施設

また、排出事業者等から排出されるプラスチックの性状、量、プラスチックの種類などの情報と、リサイクルを実施するリサイクラーが行う再生方法などの情報について、ICTを活用し、両者のマッチングを行う「三重県プラスチックリサイクルマッチングシステム（通称「みえプラ」）」を構築し、事業者によるマテリアルリサイクルの促進を図っています。



みえプラの概要

コラム⑤

PCB廃棄物とは！～適正な処理に向けた県の取組～

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は人の健康および生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であり、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）において、加盟国は令和 10（2028）年までに PCB 廃棄物を適正に処分することが求められています。POPs 条約には、平成 14（2002）年 8 月に加盟した日本を含め、令和 5（2023）年 11 月現在で 186 の国と地域が加盟しています。

国内では、平成 13（2001）年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）」が制定され、国内の PCB 廃棄物に処分期限が定められました。



PCB 廃棄物に該当するおそれのある電気機器の例

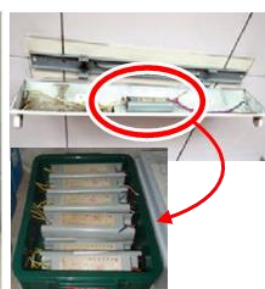
平成初期までに製造された変圧器等の古い電気機器には、PCB に汚染された絶縁油を含むものがあります。また、装置に内蔵されている機器（低圧コンデンサ）が PCB に汚染された絶縁油を含んでいる例もあります。これらの機器は絶縁油中の PCB 濃度に応じて、高濃度 PCB 廃棄物または低濃度 PCB 廃棄物として適正に処分する必要があります。



変圧器



高圧コンデンサ



安定器
(照明器具内に存在)



低圧コンデンサ
(電気溶接機に内蔵)

高濃度 PCB 廃棄物の適正な処理

県内の高濃度 PCB 廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）において、令和 6（2024）年 3 月末までに処理する必要があったことから、県では、高濃度 PCB 廃棄物の掘り起こし調査や保管事業者への立入検査による適正な保管および処分の指導、電気機器を保有する事業者への周知活動等に取り組んできました。その結果、JESCO への処理委託期限までに把握された県内の 1,506 事業場の高濃度 PCB 廃棄物は、保管事業者により令和 6（2024）年 2 月末までに全て処理されました。

低濃度 PCB 廃棄物の適正な処理に向けて

PCB 特措法で定められた低濃度 PCB 廃棄物の処分期限は、令和 9（2027）年 3 月 31 日であり、令和 5（2023）年 3 月末までに、県内 2,017 の保管事業場のうち 1,533 事業場（76%）における処理が完了しました。

県内の低濃度 PCB 廃棄物が処分期限内に確実かつ適正に処理されるよう、県では引き続き、事業者への立入検査や周知活動を通じて、低濃度 PCB 廃棄物の処理推進に取り組んでいきます。

コラム⑥

三重県の不法投棄対策(廃棄物スマホ 110 番、法令周知マンガ)

産業廃棄物の不法投棄事案は後を絶たず、中でも建設系廃棄物の不法投棄事案が目立ち、県における最近 5 年間で発生件数は約 64%、投棄量は約 88%となっています。不法投棄は大規模になる前に発見し、早期に是正させることが必要です。そこで、職員の監視・指導活動に加え、スカイパトロールの実施や監視カメラの活用など監視体制を強化していますが、市町、事業者、県民の皆さんが一体となって、県全体で監視の目を光らせ、多くの方から通報いただくことが何より重要です。

表 県内の不法投棄の状況

年度	R元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	計
確認事案数	58	40	34	53	40	225
うち建設系廃棄物等	39	28	24	34	19	144

1 通報体制の充実

県では、廃棄物の不法投棄・野外焼却の情報提供を県民の皆さんから広く受けるために、これまでの廃棄物ダイヤル 110 番等に加え、令和 4（2022）年 10 月からスマートフォンによる通報システム（廃棄物スマホ 110 番）の運用を開始しました。廃棄物スマホ 110 番は、県民の皆さんの生活に広く浸透しているスマートフォンから手軽に通報いただけるものとなっており、運用開始から 1 年経過した現在では、通報の約半数を占めています。また、位置情報や写真の添付が可能なため、県としても場所の特定や状況の把握が容易で、迅速な初動対応が可能となる利点があります。今後もあらゆる機会や媒体を通じて周知に努めることで、県民の皆さんに廃棄物スマホ 110 番をより一層ご利用いただき、不法投棄等の根絶に向けた取組を進めていきます。

※不法投棄・野外焼却かと思われる事案を発見されましたら、下記の

URL か 2 次元コードから通報していただくようお願いします。



https://www.gomi110.pref.mie.lg.jp/mie_tsuho/fkt/index.html#top



“廃棄物スマホ110番”による通報画面

2 建設系廃棄物対策

建設系廃棄物が発生する解体工事は、廃棄物処理法のほか建設業法等、多くの法令により規制がなされています。不法投棄問題の解決を図るためには、解体工事の一連の工程において、法令が遵守されることが大切です。

そこで、解体工事に関係する各種法令の規定をわかりやすく解説した手引きとして「法令周知マンガ」を作成しました。

このマンガでは、解体工事の受注から工事の完了、解体後の廃棄物処理までに関係する法令の規定をわかりやすく紹介するとともに、図やイラストを用いた解説や各種問い合わせ先の一覧など、解体工事に携わる方に役立つ情報を掲載しています。また、元請業者と下請業者のそれぞれの立場で関係する法令内容が違う場合もあるため、「元請編」と「下請編」と2種類の冊子となっています。

本冊子は、県のホームページにて公開しているほか、廃棄物監視・指導課、各地域防災総合事務所（地域活性化局）環境室、各建設事務所総務課等の窓口での配布、廃棄物監視・指導活動の機会を通じた解体工事業者への配付など、法令遵守を図る取組を進めています。

解体工事に係る法令周知マンガ



第3章 自然共生社会の構築



第1節 環境基本計画の施策目標

- ・県民一人ひとりや事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において生物多様性に配慮した行動がとられている社会を実現
- ・地域の自然環境等に基づく「生態系サービス」の持続可能な活用が促進され、快適で豊かな社会を実現
- ・グリーンインフラの整備が促進されるなど、自然環境の有する機能を活用することによって、快適性や災害等に対するレジリエンス（強靱性）の向上が図られた社会を実現

第2節 令和5年度の取組概要と成果等

1 生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用の促進

1-1 重要な自然環境や野生生物の保全

(1) みえ生物多様性推進プラン

令和2（2020）年3月に策定した第3期「みえ生物多様性推進プラン」の取組方針に沿って、県民の皆さんに多様な生物の恩恵やその重要性を理解していただくため、環境学習会における講演や、自然観察会等での情報提供を通じて、生物多様性について、気軽に学べる場づくりに取り組んでいます。令和5（2023）年度は本プランの最終年度にあたり、これまでの生物多様性保全への取組状況や新たな国家戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」をふまえ、第4期のプランを策定しました。

また、さまざまな主体の協創による生物多様性保全を図るため、県が活動団体と活動を支援する企業、市町等をマッチングし、各々が連携して社会全体で本県の自然を支え合う「みえ生物多様性パートナーシップ協定」の取組を進めました。

(2) 自然環境保全地域の指定

優れた自然環境を維持している地域を保全するため、三重県自然環境保全条例に基づき、これ

までに藤原河内谷地域等5地域を自然環境保全地域に指定しました。

また、自然環境保全地域等の自然環境の保全を図るため、知事が任命した自然環境保全指導員により、自然環境地域や希少野生動植物主要生息生育地等において、自然環境の保全に関する情報収集を行うとともに、貴重な植物等の採取、鳥獣の殺傷・捕獲、その他自然資源の乱掘を行わないよう、地域住民に対して指導・助言を行いました。

表 2-3-1 三重県自然環境保全地域の指定要件

区域の状況	規模要件
① すぐれた天然林が相当部分を占める森林区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）	10ha以上
② 地形・地質が特異であり、又は特異な自然現象が生じている区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）	2ha以上
③ その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸・池沼・湿原・河川の区域	1ha以上
④ 植物の自生地、野生生物の生息地・繁殖地・渡来地、又は樹齢が高く、かつ学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林で、その区域の自然環境が①～③に相当する程度を維持している区域	1ha以上

(3) 開発行為の届出制度

三重県自然環境保全条例に基づき、一定規模の自然地が含まれた開発行為を行おうとする事業者に対して、希少野生動植物の保護や地域特性に配慮した緑化を求めることにより、自然環境損壊の抑制を図りました。

(4) 開発行為等の指導

宅地開発については、都市計画法および三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき、都市の健全な発展に資するため、秩序ある整備と乱開発の防止に努め、宅地開発の環境の適正化を図るよう指導しました。

(5) 鳥獣の保護・管理

我が国に生息する野生の哺乳類（一部を除く）、鳥類については、鳥獣の保護および管理並びに狩猟の適正化に関する法律によって保護の対象とされており、狩猟ができる種は46種類に限定されています。狩猟については、さらに期間、場所、資格等の制限が定められており、これらの捕獲規制によって鳥獣の保護を図っています。

また、令和4（2022）年3月に「第13次鳥獣保護管理事業計画」を策定し、鳥獣保護区等を計画的に設定するとともに、被害防止の捕獲許可、鳥獣保護思想の普及等により鳥獣の保護管理を図りました（表2-3-2、表2-3-3）。

表 2-3-2 鳥獣保護区等の設定状況（県設定）
（令和6（2024）年3月末現在）

区分	鳥獣保護区	特別保護地区	休猟区	特定猟具使用禁止区域	指定猟法禁止区域
箇所数(箇所)	83	7	0	116	9
面積 (ha)	44,871	613	0	68,293	25,764

表 2-3-3 鳥獣保護事業実施状況

区 分	概 要
鳥獣保護区等の設置	鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域の設定および管理
ポ ス タ ー 募 集	小・中学生、高校生を対象にポスター募集
傷 病 鳥 獣 の 保 護	傷病野生鳥獣救護医師の登録および傷病鳥獣の救護

(6) 天然記念物指定による動植物の保護

文化財保護法、三重県文化財保護条例に基づき、学術的に価値の高い動植物を天然記念物に指定し、保護を行っています。

天然記念物を適切に保全していくため、該当する市町に対して必要な助言をしています。開発事業等においても、その影響を可能な限り少なくするよう随時、事業者に対して必要な助言・指導をしました。

また、天然記念物の保全活動等に対して補助事業を7件実施し、地域住民の自主的な保全活動の活性化、地域の財産としての活用を図る取組を促しました。

(7) 希少な動植物の保護

希少野生動植物種の生育調査や保全活動を11種に対して実施しました。

1-2 豊かな里地・里山・里海の保全 （里地里山保全活動計画の認定制度）

地域の住民団体等による里地里山における自然環境保全活動を促進するため、三重県自然環境保全条例において、里地里山保全活動計画の認定制度を設け、保全活動を行う団体への情報提供を行っています。

令和5（2023）年度末現在で43団体の活動を認定しています。

1-3 生物多様性への負荷の抑制 （移入種による影響対策の推進）

三重県自然環境保全条例に基づき、生物多様性の確保のため、地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐等することを規制し、その普及啓発を行いました。

また、県民に対し、動物の終生飼養や遺棄防止の普及啓発を行いました。

1-4 生物多様性保全の基盤整備

(1) 海岸の水際線の保全・再生

伊勢湾沿岸の海岸堤防については、近年、改良が完了したところ以外は、昭和28（1953）年の台風13号および昭和34（1959）年の伊勢湾台風以後に築造されたものが大部分で、築後50年以上経過し、老朽化が著しい箇所も見られるこ

とから、安全性の確保・向上とともに、環境面にも配慮した整備を図る必要があります。

また、熊野灘沿岸における熊野市以南の約20kmに及ぶ海岸線は、太平洋からの荒波が直接襲来するため、海岸線の侵食が甚だしい地域となっています。

こうした中で、高潮・侵食の対策を強力に推進するとともに、生態系に配慮しつつ人びとが安心して気軽にふれあえる海岸環境の整備を図る必要があります。

（２）砂防事業の実施における配慮

砂防事業を実施している地域は、過去に土砂災害が発生した箇所、あるいは土砂災害の発生のおそれがある箇所です。一方で、貴重な動植物が存在するなど豊かな自然環境を有している地域が多く、これらは人びとの憩いの場となっています。このため、砂防事業は土砂災害を防止しつつも良好な自然環境を残すことが求められています。このようなニーズを実現するために、流域全体を対象として総合的な取組が必要であり、施設整備においては、このことを考慮して事業を進めています（表 2-3-4、表 2-3-5）。

表 2-3-4 砂防事業実施箇所（令和 5（2023）年度）

内 容	実施場所
通 常 砂 防	小滝川（いなべ市） ほか 50 溪流

表 2-3-5 砂防事業の主な工法における環境配慮の内容

種類	環境配慮の内容
透過型 砂防堰堤	・ 上流から下流にかけて河川の連続性が分断されないため魚類、動物等が容易に移動できる経路を確保 ・ 谷筋の景観を遮蔽する部分が少なく、先を見通せることによる景観の保全
溪流保全工	・ 河道内に瀬と淵の創出による自然環境の回復・再生 ・ 自然石を利用し魚道を意識した床固工

（３）海岸等における親水空間の整備

海岸の整備にあたっては、周辺の自然環境や景観に配慮した人工リーフ設置、養浜等により、海浜の利用を増進するための親水空間の創出を進めました。

（４）海岸環境の整備

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備とあわせて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した人工リーフ設置、養浜等を実施しました（表 2-3-6）。

表 2-3-6 海岸環境の整備状況

（令和 5（2023）年度）

海岸名等	事業内容
宇治山田港海岸（伊勢市）	堤防
井田地区海岸（紀宝町）	人工リーフ、養浜

（５）河川環境

本県の河川は、令和 6（2024）年 3 月末現在、一級河川と二級河川をあわせて、554 河川、総延長にして 2,540km あり、地理的に 3 つのゾーンに分類することができます（表 2-3-7）。

- ・ 環伊勢湾ゾーンの河川は、木曽三川を除き、鈴鹿山脈、布引山地、紀伊山地から流下し、山地部を経て伊勢平野を形成し、ゆるやかな流れとなって伊勢湾に注いでいます。
- ・ 伊賀内陸ゾーンの河川は、淀川水系に属し、布引山地から流下し、全て木津川、淀川を経て大阪湾に注いでいます。
- ・ 熊野灘ゾーンの河川は、流路延長の短い単独水系が多く、我が国有数の多雨地帯から流下し、熊野灘に注いでいます。

表 2-3-7 三重県の河川
(令和 6 (2024) 年 3 月末現在)

ゾーン	一級・二級	水系名等	河川数	河川延長 (km)
環伊勢湾	一級河川	木曽川	27	89
		鈴鹿川	46	246
		雲出川	40	257
		櫛田川	68	238
		宮川	55	305
		小計	236	1,135
	二級河川	24水系	98	503
	計	29水系	334	1,638
伊賀内陸	一級河川	淀川	96	450
熊野灘	一級河川	新宮川	30	167
	二級河川	49水系	94	286
	計	50水系	124	453
合計	一級河川	7水系	362	1,751
	二級河川	73水系	192	789
	計	80水系	554	2,540

(6) 自然環境に配慮した川づくりと親水空間の形成

① 潤いとふれあいのある水辺空間の形成

治水、利水の機能だけでなく、潤いとふれあいのある水辺空間を創出する施設整備を推進しています。

② 街のシンボルとしての川づくり

河川周辺の自然的、社会的、歴史的環境と調和を図りつつ地域整備等を進めるため、市町の行う街づくりと一体的に水辺空間の整備を推進し、人びとが安心して暮らせる街のシンボルとなる川づくりを進めています。

(7) 河川・溪流・湖沼の保全・再生 ・河川改修の実施における配慮

近年の良好な環境を求めるニーズの増大に伴い、河川は単に治水、利水の機能を持つ施設としてだけでなく、多様な自然環境のある空間としてその役割を期待されるようになってきています。

このような社会的要請のもと、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然環境の積極的な保全または回復をめざし、自然環境に配慮した川づくりを行っています。

令和 5 (2023) 年度には、一級河川大内山川等において、魚巢ブロックを用いた護岸整備を行い、水生生物の生息環境の確保に努めました。

2 自然とのふれあいの確保

2-1 自然公園等の整備・活用

(1) 自然公園等の管理・保護

県内の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、自然公園法および三重県立自然公園条例に基づき、自然公園が指定されています。

令和 6 (2024) 年 3 月末現在、県内には国立公園 2 か所、国定公園 2 か所、県立自然公園 5 か所があり、その面積は 208,477ha で県土の約 36.1%を占めています。

自然公園は、それぞれの自然公園ごとに策定される公園計画(保護計画および利用計画)に基づいて管理・整備されています。このうち保護計画では、保護の必要性によって特別保護地区、特別地域(第 1 種、第 2 種、第 3 種)、普通地域、海中公園地区に指定し、風致景観に支障を及ぼす一定の開発行為の規制を行っています。

また、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員等による公園区域の巡視や公園利用者に対する啓発・指導等を行いました。

加えて、自然公園法、三重県立自然公園条例、三重県自然環境保全条例に基づき、国定公園、三重県立自然公園、三重県自然環境保全地域で行われる行為に対して許可申請や届出を受理し審査しました。

伊勢志摩国立公園では、「一般財団法人伊勢志摩国立公園協会」が開催する、同国立公園の保全や利用に継続的に取り組まれている方を表彰する「石原円吉賞」表彰式と合わせて、「式年遷宮とともに永遠に続く伊勢神宮の森林管理」をテーマとした講演会や、地域の資源を活用したクラフト体験等、国立公園指定の記念イベントを実施しました。

(2) 「三重県民の森」および「三重県上野森林公園」の活用

自然とのふれあいの場を提供するために、県民が自ら体験することができる多様で豊かな森林を創造し、広く県民が身近に憩い、学び、楽し

むことのできる「三重県民の森」と「三重県上野森林公園」を設置しています。

これらの森林公園については、平成 20(2008)年度から指定管理者制度を導入し、利用者のニーズに沿った自然観察会の開催や四季折々の情報をホームページで発信するなど民間の優れたノウハウを取り入れた結果、利用者数の増大を図ることができました。

なお、令和 5(2023)年度の来園数は、「三重県民の森」が 159 千人余り、「三重県上野森林公園」が 119 千人余りでした。

(3) 自然公園等利用施設の整備

① 自然公園施設の維持管理

自然公園等の適切な利用の促進と安全の確保を図るため、利用計画に基づき、博物展示施設、野営場、広場、休憩所、駐車場、歩道等の施設整備を行っています。これらの施設について、設置市町等に維持業務を委託するとともに、市町、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員らと協力して点検を行いました。また、老朽化した施設や破損したものについては、必要に応じて補修、修繕を行いました。

表 2-3-8 自然公園事業（令和 5（2023）年度）

公 園 名	施 行 地	種 別	事業内容
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道（南伊勢町）	交 付 金	転落防止柵改修
	近畿自然歩道（伊勢市）	交 付 金	標識改修
	登茂山集団施設地区（志摩市）	交 付 金	標識改修
吉野熊野国立公園	鬼ヶ城園地（熊野市）	交 付 金	歩道改修
	阿田和園地（御浜町）	交 付 金	園地整備
鈴鹿国定公園	東海自然歩道（菰野町）	交 付 金	橋梁改修
室生赤目青山国定公園	霊山園地（伊賀市）	交 付 金	転落防止柵改修
区域外	東海自然歩道（伊賀市）	交 付 金	歩道改修
	近畿自然歩道（伊勢市）	交 付 金	標識改修
	近畿自然歩道（多気町）	交 付 金	標識改修

② 東海自然歩道の整備

東海自然歩道は、東京の明治の森高尾国定公園と大阪の明治の森箕面国定公園を結ぶ自然歩道で、関係都府県は 1 都 2 府 8 県、路線延長は 1,734km となっています。

県内の延長は約 197 km で、6 市 1 町にまたがり、年間約 335 千人（令和 4（2022）年度）が利用しています（表 2-3-9）。その維持管理はそれぞれの市町に委託しており、老朽化による損傷部の補修、標識の設置等を必要に応じて実施しました。

表 2-3-9 東海道自然歩道市町別一覧表（延長：km）

市町名	延長	市町名	延長	市町名	延長
いなべ市	33.8	鈴鹿市	9.9	津市	37.4
菰野町	32.6	亀山市	27.9		
四日市市	1.9	伊賀市	53.6	計	197.1

③ 近畿自然歩道の整備

近畿自然歩道は、平成 9（1997）～13（2001）年度で整備を実施した全国 8 番目の長距離自然歩道で、福井県敦賀市松島町と兵庫県南あわじ市を結び、関係府県は 2 府 7 県、路線延長は 3,292km となっています。

県内の総延長は 391km で、中南勢地域から東紀州地域にかけて 7 市 7 町を通り、年間 514 千人（令和 4（2022）年度）が利用しました。鈴鹿山脈沿いに南下している東海自然歩道と連絡して、本県の長距離自然歩道網を形成しており、維持管理はそれぞれの市町に委託して実施しました。

2-2 サステナブル・ツーリズムの推進

(1) エコツーリズム

県では、自然・歴史・文化等地域固有の資源を生かして観光を楽しむエコツーリズムの取組を促進しています。

令和 5（2023）年度には、美しい自然や豊かな伝統・文化を資源として活用している事業者等で組織されている、「伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会」と連携し、ツアーガイド研修を行いました。

(2) グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムとは、都市等で生活する人びとが、自然豊かな農山漁村において、その地域の農林漁業を体験したり、自然や文化にふれる中で田舎暮らしや地域の人びととの交流を楽しむ余暇活動の一つです。

中山間地域においては、グリーン・ツーリズムの取組推進により、都市住民との交流による販路の拡大や就労の場の拡大、新たなビジネス創出など、地域住民の参画による地域活性化への期待が大きくなっています。

令和 5（2023）年度には、安全管理講習による実践組織のレベルアップなどを図ったほか、農山漁村地域の情報を冊子「三重の里いなか旅のススメ」の配布や WEB サイト、メールマガジン等により県内外に広く発信するとともに、農林漁業体験民泊の開業など受入体制の整備なども支援しました。

2-3 自然とのふれあいを通じた環境意識の向上

(1) 緑地整備の促進

① 緑化の推進

県では、みどり豊かな環境の創出を図るため、緑化を推進しています。三重緑化基金やご寄附いただいた緑の募金により、学校や地域の緑化、緑化活動を展開する地域の団体を支援している公益社団法人三重県緑化推進協会と連携して、県民一人ひとりが、自主的に参画する緑化運動を進めました。

② 緑の基本計画の推進

「緑の基本計画」とは、都市計画区域に係る市町において、具体的な緑の将来像と目標を設定し、その実現に向けた施策を定めるものであり、県としてもその策定・改定を推進しています。

なお、「緑の基本計画」の指針となる「三重県広域緑地計画」については、平成 23（2011）年に改定しています。

表 2-3-10 緑の基本計画策定状況

策定年度	策定市町村数	策定市町村
平成15年度以前	5	伊勢市、亀山市、旧松阪市、旧嬉野町、旧上野市
平成16年度	0	
平成17年度	0	
平成18年度	1	鈴鹿市
平成19年度	0	
平成20年度	2	桑名市、志摩市
平成21年度	1	多気町
平成22年度	0	
平成23年度	0	
平成24年度	0	
平成25年度	0	
平成26年度	0	
平成27年度	0	
平成28年度	0	
平成29年度	1	津市
平成30年度	0	
令和元年度	0	
令和2年度	0	
令和3年度	4	四日市市、菟野町、朝日町、川越町
令和4年度	0	
令和5年度	0	

注）緑の基本計画は都市計画区域に係る市町村において策定できる計画です。

(2) 都市公園

令和 4（2022）年度末における都市公園の整備状況は、2,904 か所、約 1,746ha です（図 2-3-1）。都市計画区域内人口 1 人あたりの都市公園面積は、約 10.7m² です。

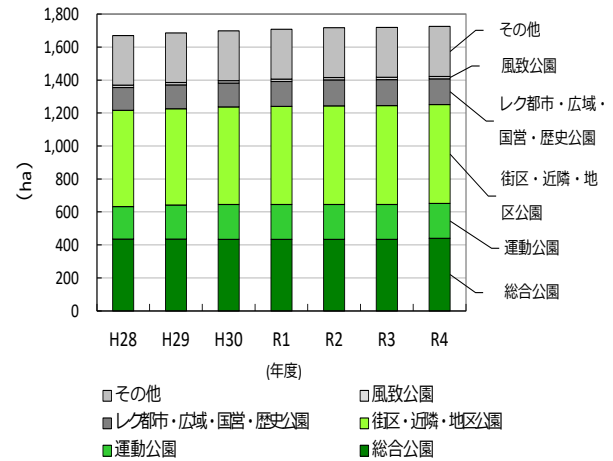


図 2-3-1 都市公園面積推移

・都市公園の整備

都市公園は、都市に緑を増やし、住民に憩いの場を提供するなど多目的に利用され、大気汚染や騒音等の緩衝地帯、あるいは災害時の避難地として都市の良好な生活環境づくりに大きな役割を果たしています。

令和 4（2022）年度末で、本県の都市計画区域内人口 1 人あたりの都市公園面積は、約 10.7m² です。県営都市公園は、北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、ダイセーフォレストパーク（鈴鹿青少年の森）、県庁前公園、大仏山公園、五十鈴公園、熊野灘臨海公園の 7 つの公園があります。

令和 5（2023）年度には、北勢中央公園および熊野灘臨海公園について整備を進め、市町においては、尾鷲市の国市浜公園等で整備が行われました。

表 2-3-11 県営公園の整備状況

（令和 5（2023）年度）

県営公園名	計画面積 (ha)	内容
北勢中央公園	98.1	園路整備等
熊野灘臨海公園	555.6	プール整備等

3 森林等の公益的機能の維持確保

3-1 森林環境の保全

(1) 森林計画制度の円滑な執行

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、県内を表 2-3-12 のように区分し、区域ごとの民有林を対象として、地域の特性に応じた林業施策の推進目標と、森林所有者の森林施業上の指針を示した 10 年間の地域森林計画を樹立し、森林資源を効率的に利用するための適切な保育・間伐等の実施、公益的機能の充実のための多様な森林の育成など森林の質的充実を図っています。

また、計画を適正に推進するため、伐採および伐採後の造林の届出制度等の確実な実行、市町村森林整備計画の適正な運用を図るとともに、森林所有者等が樹立する森林経営計画の作成を促進しました。

表 2-3-12 森林計画区

森林計画区名	計画対象区域
北伊勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町
南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、南伊勢町、度会町、大紀町
伊賀	伊賀市、名張市
尾鷲熊野	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

(2) 森林の持つ公益的機能を高める多様な森林づくり（環境林整備）の推進

森林の持つ公益的機能に対する期待が高まる中、これらの期待に適切に対応していくため、森林を公共財としてとらえ、針広混交林化を進めるなど、多様な森林づくりを推進していく必要があります。

平成 13（2001）年度から始まった「森林環境創造事業」により、針広混交林の造成を図る環境林づくりを県内全域で進め、令和 5（2023）年度は 211ha の森林整備等を実施しました。

(3) 森林教育の振興

「みえ森林教育ビジョン」に基づく取組として、みえ森林教育ステーションを令和 5（2023）年度は 15 か所認定し、累計で 29 か所認定したほか、森林教育をテーマにした幼稚園・保育園へ

のアドバイザーの派遣、小学生向けの森林ワークブックに関連した動画を制作しました。また、子どもや学生、企業向けに森林教育に関する講座を開催するとともに、「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じた、学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動に係る相談対応と指導者の育成に取り組みました。

(4) 持続可能な森林整備の推進

戦後、荒廃した森林の復旧と増大する木材需要に対応するため、スギやヒノキの拡大造林を推進することにより、県内で約 22 万 ha に及ぶ人工林が造成されました。これらの人工林では、資源の充実のためだけではなく、森林の持つ公益的機能を継続的に発揮していくために、間伐等の適正な管理が行われることが必要です。

しかし、林業の採算性の悪化などから、放置される森林が増加し、公益的機能の低下が危惧されています。

このような状況の中、人工林のうち公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材の持続的な生産を行う 15 万 ha の森林を生産林と位置づけ、「造林補助事業」等により 42ha の植栽や 2,385ha を間伐するとともに、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林を環境林とし、「森林環境創造事業」をはじめとする事業において計 1,057ha の間伐を実施し、多様な森林づくりを進めました。

(5) 森林の適正な管理の推進

昭和 49（1974）年の林地開発許可制度創設以降に許可した林地開発の総件数と総面積は、637 件、7,892ha（令和 5（2023）年度末）に達し、ゴルフ場、住宅団地、工場用地の造成と土石の採掘が開発目的の大半を占めています。

このように森林の開発が進む中で、開発許可に対する審査は「災害の防止」等を重点事項とし、許可にあたっては、公益的機能の高い森林の保全、土地利用の適正管理等に配慮し、適正かつ安全な開発が進められるよう努めました。

開発事業にあたっては、計画に基づき、洪水調整池等の防災施設を先行して実施し、開発工事に伴う災害が未然に防止されるよう、指導しました。

表 2-3-13 林地開発許可の状況
(令和 5 (2023) 年度)

開発目的	件数	面積 (ha)
工場・事業場用地	3	25
宅地造成	—	—
ゴルフ場	—	—
レジャー施設用地	—	—
土石採取	1	3
その他	—	—
計	4	28

注) 昭和 49 年から令和 5 年度末までの林地開発許可の実績は別途資料編を参照してください。

(6) 保安林の持つ公益的機能の高度発揮

森林は、水源のかん養、国土の保全、環境の保全等重要な機能を持っており、急峻な地形と多雨という山地災害等が発生しやすい自然条件を有する本県では、大変重要な役割を果たしています(表 2-3-14)。

このため、特に森林の有する公益的機能の維持・増進を図るべき森林を保安林として、県内の森林面積の 34%にあたる 126,470ha を指定し、森林の適正な保全・管理に努めています(図 2-3-2)。

表 2-3-14 保安林の役割と種類

主な役割	種類
良質な水をはくくむ保安林	水源かん養保安林、干害防備保安林
山崩れや土石流を防ぐ保安林	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林
その他災害を防ぐ保安林	防風保安林、潮害防備保安林、落石防止保安林
安らぎと潤いを与える保安林	保健保安林、風致保安林
魚の生息や繁殖を助ける保安林	魚つき保安林

表 2-3-15 三重県認定林業事業体数(令和 6 (2024) 年 3 月現在)

年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
事業体数	51	50	51	54	51	49	48	47	46	46	47	47	48	49	49	50	50

表 2-3-16 新規林業就業者数の推移

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人数	38	37	31	36	28	34

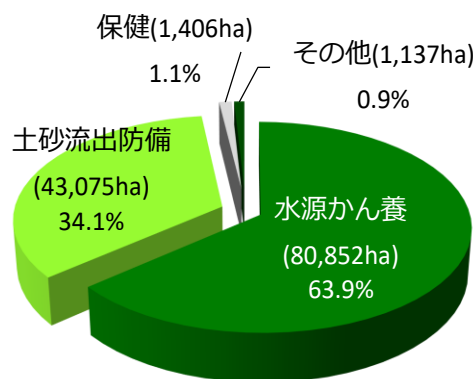


図 2-3-2 保安林の状況 (令和 5 (2023) 年度末)

(7) 林業担い手の育成等

地域林業の担い手の育成・確保を目的に、高校生を対象とした林業職場体験研修や就業相談会、林業に関心のある方等を対象とした林業体験ツアーや林業就業支援研修、インターンシップの実施、三重の林業を PR するための首都圏等での就業ガイダンスやセミナーの実施、公益財団法人三重県農林水産支援センターと連携した就業・就職フェアを開催したほか、みえ森林・林業アカデミーにおいて、既就業者を対象とした基本コース、市町職員を対象とした講座、専門的・実践的な知識・技術向上を集中的に行う選択講座等を実施しました。

さらに、林業事業体が作成する事業の合理化や雇用環境の改善をめざした改善計画の認定、安全衛生指導員の養成や林業現場の安全巡回指導、特殊健康診断の支援など雇用環境の整備を進めました。

(8) 環境に優しい素材である木材の利用推進

木を使うことは「森林の循環利用」につながることから、県産材を積極的かつ計画的に使用していくことを宣言した事業者を「木づかい宣言」事業者として登録することとしており、令和 5（2023）年度は新たに 5 事業者が登録され、総登録事業者数は 43 事業者となっています。

県と事業者が連携して木づかいの取組を発信することにより、本県全体に木づかいの運動を広め、木材の利用推進に取り組んでいます。

3-2 農地環境の保全

(1) 環境保全型農業の推進

令和 2（2020）年 4 月に策定した第 2 次「三重県における農産物の GAP 推進方針」に基づき、生産現場において適切な生産管理や農薬等の農業資材の適正使用を通じて、安全安心な農産物の生産、持続的な農業につなげる取組（GAP の取組）を推進しています。このため、GAP 推進指導員の育成に継続的に取り組み、指導活動を通じて GAP を実践する農業経営体の拡大を図っており、GAP の認証取得件数は 77 件（令和 6（2024）年 3 月末現在）となっています。

また、化学肥料・農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全に資する農業生産は、22 団体において約 349ha（令和 6（2024）年 3 月末現在）で取り組まれています。

さらに、「人と自然にやさしいみえの安心食料表示制度」に基づく生産者・団体の登録は、令和 6（2024）年 3 月末現在で 1,217 件となっています（表 2-3-17）。

表 2-3-17 環境保全型農業の推進対策の実施状況
（令和 5（2023）年度）

区分	実施主体	内容
環境保全型農業の推移 指導・啓発	三重県	○ 農産物の国際水準GAPの認証件数 77件 ○ 環境保全型農業直接支援対策の推進 実施面積 約349ha ○ 人と自然にやさしいみえの安心食料の登録件数 1,217件 ○ 農業安全使用研修会開催（農業管理指導士育成 6回）
技術支援	三重県	○ 病害虫発生予察情報提供（ホームページ）

(2) 農業の担い手の育成

近年、農業・農村において、高齢化・後継者不足が進み、農業生産活動や農地の維持・管理に影響が生じていることから、農業の担い手の確保・育成が必要となっています。

このため、「三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に基づき、農業経営体の確保、農地集積等による規模拡大を推進しており、認定農業者数は 2,112 経営体（令和 6（2024）年 3 月末現在）で、認定農業者等への農地集積面積は 25,957ha（令和 6（2024）年 3 月末現在）となっています。

令和 5（2023）年度には、経営規模の拡大等に取り組むための機械等の導入を支援するとともに、集落営農の組織化・法人化や農地中間管理事業等を活用した農地の利用集積等の推進を通じて、認定農業者等地域農業の担い手となる農業経営体の育成に取り組みました。

(3) 耕作放棄地の発生抑制

近年、農業従事者の高齢化の進行、農産物価格の低迷等により、耕作放棄地が増加する傾向が見られます。このような状態を放置しておくことは、農地としての農業上の有効利用が図られないばかりでなく、集団性の分断など周囲の農地利用を阻害することになり、地域全体の農地利用にとって悪影響を及ぼすこととなります。耕作放棄地の発生抑制について周知するとともに、利用状況・意向調査に取り組みました。

(4) 畜産経営に起因する環境負荷の軽減

家畜ふん尿については、家畜排せつ物法に基づき、適切に堆肥化处理された後、有機質肥料や土壌改良材として、耕種農家等との連携により、適正量が農地還元されるよう推進しています。

また、尿や汚水等について農地還元が困難な場合には、適切な浄化处理を行った上で放流するなど指導しています。

(5) 農地保全活動の推進

農村地域において、多面的機能支払や中山間地域等直接支払等を活用した多様な保全活動を促進し、農地の持つ多面的機能の維持増進を図っています。

(6) 市民農園の促進

市民農園とは、都市住民がレクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園です。

県内における市民農園の開設状況は令和 6 (2024) 年 3 月末現在 62 か所が開設されています (表 2-3-18)。

表 2-3-18 地区別市民農園開設の状況
(令和 6 (2024) 年 3 月末現在)

	北勢 地区	中勢 地区	南勢 地区	紀州 地区	伊賀 地区	計
市民農園整備促進法	2	4	3	1	4	14
特定農地貸付法	28	12	1	2	5	48

3-3 沿岸海域環境の保全

(1) 砂浜・磯浜の保全再生

七里御浜海岸は熊野灘に面し、約 20km にわたる直線的に連なる砂礫質海岸で、全国各地でも問題となっている侵食が著しく進んでいます。悪天候時には波が堤防まで打ち寄せ、平成 9 (1997) 年には、井田海岸において堤防が決壊し、また、平成 16 (2004) 年には、同じく井田海岸において天然護岸となっている部分が著しい侵食を受けました。このため、海岸整備事業により人工リーフ等を整備し、砂浜の侵食防止、海岸線の保全を図っています。

(2) 溪流の整備・創出による野生生物生息地の確保

溪流等の自然生態系を保護し、野生動植物の生息域を確保しつつ事業を進めるため、県内を 17 ブロックに分け、「溪流環境整備計画」を平成 14 (2002) 年度末に策定しました。事業実施にあたっては、当計画に沿った設計を行い地域特性に配慮した保護・創出を図っています。

(3) 漁場の保全・改善

① 漁場保全対策の推進

伊勢湾、英虞湾等の内湾域では、海域の貧酸素化、有害赤潮の発生などにより、天然、養殖水産物への悪影響が懸念されています。

このため、令和 5 (2023) 年度も前年度に引き続き、代表的な内湾漁場の水質と底質を測定し、漁場環境の現状と長期変動を調査しました。

また、漁業者を中心とするさまざまな主体が参画した活動組織（海面 23 組織、内水面 5 組織）による、海底の耕耘、海藻の種苗投入、ウニ類等の食害生物の除去、河川流域の清掃等の環境保全活動を支援しました。

② 漁業被害の未然防止

沿岸域の漁場環境の悪化に伴い、赤潮や貧酸素水塊が毎年発生しています (図 2-3-3)。

ア 赤潮の発生状況

令和 5 (2023) 年の赤潮発生件数は、前年より 3 件少なく 7 件でした。また、赤潮による漁業被害が志摩度会海域において 1 件発生しました。

・伊勢湾海域

赤潮の発生件数は 0 件、発生延べ日数は 0 日で、いずれも平成 16 (2004) 年以降の平均値 (5 件、23 日) を下回りました。

・志摩度会海域

赤潮発生件数は 4 件で、平成 16 (2004) 年以降の平均値 (9 件) を下回りました。発生延べ日数は 73 日で、平成 16 (2004) 年以降の平均値 (67 日) を上回りました。

・熊野灘北部海域

赤潮発生件数は 3 件で、平成 16 (2004) 年以降の平均値 (3 件) と同数でした。発生延べ日数は 14 日で、平成 16 (2004) 年以降の平均値 (13 日) を上回りました。

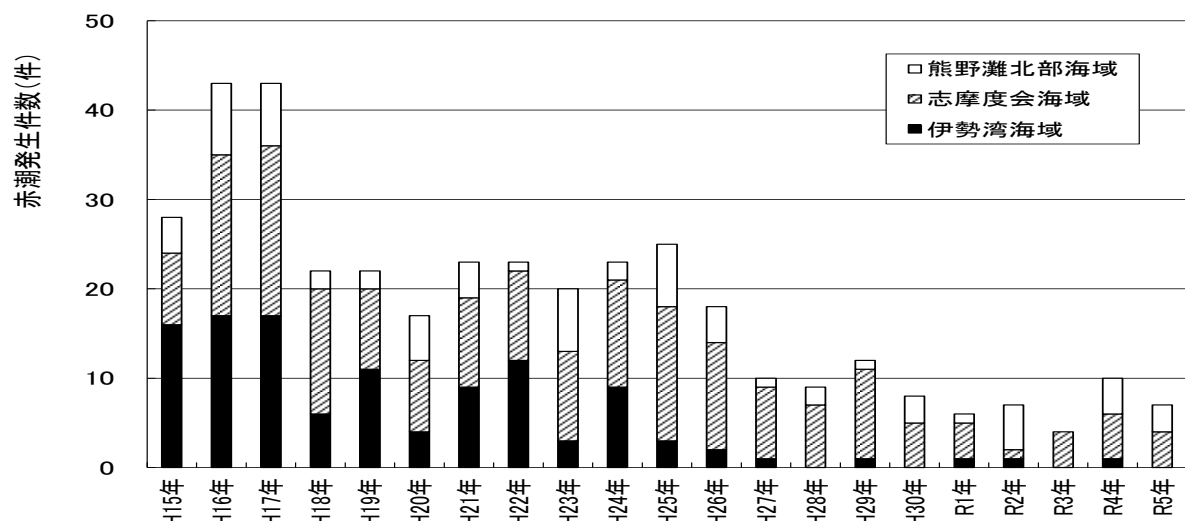


図 2-3-3 赤潮発生件数の推移

イ 油濁による漁業被害の発生状況

令和 5（2023）年度においては、油漏れなど油濁による漁業被害はありませんでした。

なお、令和 5（2023）年度も前年度に引き続き、定期的な水質調査を行い、赤潮発生状況の情報収集、情報発信、漁業被害の未然防止に努めました。

（4）藻場・干潟の保全・再生

藻場や干潟は、有用水産生物など多様な生物の生息の場として大きな役割を果たしているほか、栄養塩類を吸収するなどの水質浄化機能によって、海の浄化にも貢献しています。しかしながら、藻場・干潟は沿岸域の環境の変化や開発行為等により消失しやすく、本県においても減少しているため、藻場・干潟の造成に取り組んでいます。沿岸域からの生活排水の流入等により、漁場環境が悪化し効用が低下している沿岸漁場の生産力の回復や公益機能の増進を図るため、令和 5（2023）年度は、紀北工区において藻場の造成、伊勢湾四期工区（松阪市）において干潟の造成に取り組みました（表 2-3-19）。

表 2-3-19 藻場・干潟造成の実施状況
（令和 5（2023）年度）

事業名	事業内容	事業主体	実施工区
海女漁業等環境基盤整備事業	藻場の造成	三重県	紀北
伊勢湾アサリ漁業環境基盤整備事業	干潟の造成	三重県	伊勢湾四期（松阪市）

3-4 水循環・浄化機能の確保

（1）雨水貯留・浸透機能の維持向上

① 水源地域の森林整備

森林は豊かな水を育む「緑のダム」と呼ばれています。

良質な水資源を安定的に確保するためには、下刈りや除間伐等をはじめとする森林整備を十分に行い、森林と森林土壌を健全な状態に保たなければなりません。

このため、森林の健全化を目的とした間伐を計画的に実施するとともに、効率的な森林整備に資する林道事業や荒廃山地の復旧等を行う治山事業を実施しています。

また、森林の重視すべき機能に応じて、効果的な管理を行うため、森林 GIS（地理情報システム）を活用し、市町や関係者と協働し、森林を生産林（持続生産を重視する森林）と環境林（公益的機能を重視する森林）に区分（ゾーニング）しています。

② 河川流量の確保対策の推進

出水時は洪水調節を行い、平常時は河川における動植物の保護や河川環境を保全するため、必要な河川の流量を安定供給するダムの管理を行っています。

③ ダムの放流水対策

宮川ダムからの冷濁水放流を改善するため、選択取水設備を設置し、平成 18 (2006) 年 4 月から運用を開始しています。

(2) 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進 (宮川に望ましい河川流量の回復と対策)

宮川流域ルネッサンス事業を通じた関係者の河川流量回復に向けた努力により、平成 18 (2006) 年度以降、宮川ダムから毎秒 0.5m^3 の放流を実施しています。

また、平成 26 (2014) 年度以降、4 月から 9 月までの期間において、粟生頭首工直下の流量が毎秒 3.0m^3 を下回る場合に、宮川ダムから年間 $1,000$ 万 m^3 を上限に不足流量分を放流し、粟生頭首工直下で毎秒 3.0m^3 の放流を確保する流量回復の取組を実施しています。令和 5 年(2023) 年度は、約 88 万 m^3 の流量回復放流を実施しました。

第3節 令和 6 年度以降の取組方向

1 生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用の促進

1-1 重要な自然環境や野生生物の保全

(1) 三重県自然環境保全地域の指定

優れた天然林や植物の自生地、野生動植物の生息地などのうち、特に自然環境を保全することが必要な地域について、自然環境保全地域現況調査結果に基づき、自然環境保全地域の指定の検討を進めます。

(2) 三重県自然環境保全地域の管理

三重県自然環境保全指導員等による巡回監視を行うとともに、標識を設置するなどの自然環境保全地域の適切な保全管理を行います。

(3) 県民との自然環境情報の共有化の促進

県内の希少な野生動植物や、保全すべき自然に関するさまざまな情報をホームページに掲載し、県民との情報の共有を進めます。

(4) 開発行為の届出

三重県自然環境保全条例に基づき、1 ha を超える規模の自然地（樹林地、農地、湿地、湖沼等）が含まれる開発行為（宅地造成、土砂採取、土地開墾、発電施設の設置等）について、知事への届出を義務づけています。届出にあたっては、緑地の確保、希少野生動植物種の保護等に対する配慮を求めます。

(5) 鳥獣保護管理事業の実施

鳥獣の生息環境を保全するため、「第 13 次鳥獣保護管理事業計画」（令和 4（2022）から令和 8（2026）年度まで）に基づき、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等の指定・管理を行うとともに、鳥獣保護管理員による鳥獣保護区等の巡視、狩猟の指導等を行います（表 2-3-20）。

表 2-3-20 令和 6 年度鳥獣保護区等の指定計画（令和 6（2024）年 3 月末現在）

区 分	鳥獣保護区	特別保護地区	休猟区	特定猟具使用禁止区域	指定猟法禁止区域（鉛製散弾の使用禁止）
箇所数	14	4	—	7	—
面積（ha）	14,356	388	—	759	—
その他	期間更新・新規指定	再指定	—	再指定	—

(6) 三重県レッドデータブック 2015 を活用した希少野生動植物種の保全

「三重県レッドデータブック 2015」に掲載している生物多様性の保全上重要な地域における希少野生動植物種の生息・生育状況調査を継続的に進めます（表 2-3-21）。

また、令和 6（2024）年度の改訂版発刊を目標に、県内における最新の希少野生動植物種の生息・生育状況を整理し、その内容について有識者とともに改訂作業を進めます。

表 2-3-21 「三重県レッドデータブック 2015」掲載種数

分 類 群	絶 滅	絶 滅 危 惧	準 絶 滅 危 惧	情報不足
動 物	5	216	139	79
昆 虫 類	14	230	107	83
植 物	50	612	125	17
菌 類	0	42	9	14
合 計	69	1,100	380	193

(7) 希少野生動植物監視地区の指定

県指定希少野生動植物種の生息生育状況を勘案し、必要に応じて三重県自然環境保全条例に基づく希少野生動植物監視地区の指定を検討します。

(8) 三重県指定希少野生動植物種の指定・保護

県内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種のうち、特に保護する必要があると認められる種について、必要に応じて三重県指定希少野生動植物種として指定することを検討します（表 2-3-22）。

表 2-3-22 三重県指定希少野生動植物（32 種）

分 類	種 名（和 名）
哺 乳 類	ツキノワグマ
鳥 類	カンムリウミスズメ、カラスバト、ウチヤマセンニュウ、サシバ、シロチドリ
魚 類	カワバタモロコ、ウシモツゴ、ネコギギ
昆 虫	カワラハンミョウ、ヒメタイコウチ、ギフチョウ
甲 殻 類	ハクセンシオマネキ、シオマネキ
貝 類	カナマルマイマイ
植 物	ヒモヅル、ヘゴ、オオタニワタリ、オニバス、マメナシ、ハマナツメ、ムシトリミレ、トダスゲ、ツクシナルコ、ヒメムカゴシダ、シデコブシ、フジワラサイコ、ヒキノカサ、アゼオトギリ、ヒメキカシグサ、マイヅルテンナンショウ、ミズギク

(9) 天然記念物の指定・保護

① 天然記念物の現状把握

天然記念物の適切な保存と活用を図るため、調査等を実施し、現状の把握に努めます。

② 特別天然記念物カモシカの生息状況調査の実施

鈴鹿山地および紀伊山地カモシカ保護地域付近において、カモシカの生息状況調査を実施します。

③ 天然記念物による食害防止対策

カモシカ保護とカモシカによる食害を防止するため、スギ・ヒノキ等の造林地に防護柵を設置する事業を支援します。

④ 天然記念物再生

ネコギギ生息確認河川およびその周辺河川において、ネコギギ保護増殖個体を放流することで野生個体群の復元・補強に向けた事業を支援します。

1-2 豊かな里地・里山・里海の保全

里地里山の自然を守る地域の住民活動に対し認定を行い、自発的な自然環境保全活動が促進されるような普及啓発を行います。

1-3 生物多様性への負荷の抑制 (移入種対策の推進)

三重県自然環境保全条例において規定されている「地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐することの禁止」の定着を図るため、外来種の啓発ポスターや啓発チラシを作成・配布し、被害予防3原則(入れない・捨てない・拡げない)について、広く県民へ普及啓発を進めます(表 2-3-23)。

表 2-3-23 移入種による影響の事例

移入種名	影響事例
アライグマ(哺乳類)	在来種との競合、農林水産業、生活環境等への影響
ヌートリア(哺乳類)	土壌環境等の攪乱、農林水産業等への影響
カミツキガメ(爬虫類)	人の生命又は身体に関わる被害
オオクチバス等(魚類)	在来種の捕食、農林水産業等への影響
オオキンケイギク(植物)	在来種との競合・駆逐
アレチウリ(植物)	在来種との競合・駆逐

1-4 生物多様性保全の基盤整備

(1) 砂防事業における自然環境保全への配慮

「溪流環境整備計画」に沿った事業の詳細計画を作成し、この計画に基づき施設整備を進め、魚・水生動植物の産卵・餌場等生息域の確保等、自然植生・生態系の保全を図ります。

(2) 海岸における親水空間の整備

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備とあわせて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸の生態系に配慮した人工リーフの設置、養浜等を整備します(表 2-3-24)。

表 2-3-24 海岸環境の整備(令和6(2024)年度)

海岸名等	事業内容
宇治山田港海岸(伊勢市)	堤防、養浜
井田地区海岸(紀宝町)	人工リーフ、養浜

(3) 河川における親水空間の整備

① 潤いとふれあいのある水辺空間の形成

ボランティアによる花木の植栽や清掃等に対する支援を行います。また、周辺景観や地域整備と一体となった河川改修を行います。

② 街のシンボルとしての川づくり

市町の行う街づくりと一体的な、街のシンボルとなる川づくりを進めていきます。

(4) 河川・溪流・湖沼の保全・再生

令和5(2023)年度に引き続き、令和6(2024)年度は一級河川大内山川等で自然環境に配慮した川づくりを推進します。

2 自然とのふれあいの確保

2-1 自然公園等の整備・活用

(1) 自然公園等利用施設の整備

豊かな自然に親しみ、ふれあう機会を増やすため、自然公園利用施設や自然歩道等の整備を計画的に進めるとともに、安全かつ安心して利用できるよう適正な維持管理を行います。

(2) 自然公園の管理・保護

自然公園内における各種行為に対する許認可の審査等により、自然公園を適正に保護・管理します。また、県内の自然公園における生態系の維持・回復を実現するため、令和6(2024)年度も引き続き、関係機関と協力し、外来種の駆除や植生回復活動などの取組を進めます。

(3) 「三重県民の森」および「三重県上野森林公園」の活用

森林公園の適正な維持管理を進めるとともに、指定管理者と連携して自然体験イベントを行うなど、県民の利用を促進します。

(4) 森林とのふれあいの促進

森林の持つ多様な公益的機能のうち、自然とのふれあいの場や学びの場となっている森林、名所、旧跡や趣のある景色を構成している森林等を必要に応じ保健・風致保安林として指定し、適正な管理を進めます。

2-2 サステナブル・ツーリズムの推進 (都市と農山漁村の交流の推進)

豊かな自然を「体験」という形で生かしていくため、アウトドアレジャー、農林漁業体験など自然体験活動に取り組む人材の育成や活動団体の連携強化、関連企業と連携した情報発信に取り組みます。

さらに、三重の里の魅力を、冊子「三重の里いなか旅のススメ」やホームページ、メールマガジン等で情報発信し、都市と農山漁村の交流を促進します。

2-3 自然とのふれあいを通じた環境意識の向上 (地域特性に配慮した緑化の促進)

(1) 緑化の推進

地域住民、ボランティア団体、市町、企業等、公益社団法人三重県緑化推進協会と連携し、県民参加の植樹祭をはじめ緑のイベントの開催や森林ボランティア活動支援を通じた県民参加の森林づくりを推進します。

(2) 緑化活動の促進

県民参加による緑化活動を促進するため、春期緑化運動期間中に「緑の募金」の普及啓発を行います。

3 森林等の公益的機能の維持確保

3-1 森林環境の保全

(1) 森林計画制度の円滑な執行

森林計画制度の円滑な執行のため、樹立した地域森林計画に基づく森林所有者等への周知・指導を行います。

また、市町村森林整備計画の適正な運用と伐採および伐採後の造林の届出制度等の確実な実行を支援するとともに、森林所有者が樹立する森林経営計画の策定を支援します。

(2) 森林の持つ公益的機能を高める多様な森林づくり(環境林整備)の推進

水源かん養や山地災害防止など、森林の持つ公益的機能の高度発揮を主な目的として、針葉樹と広葉樹が混交した多様な森林づくりを公的に行う「森林環境創造事業」等により環境林整備を進めます。

(3) 森林教育の振興

「みえ森と緑の県民税」を活用し、みえ森林教育ビジョンの実現に向け、各種講座の開催等に取り組むとともに、県と市町が連携して森林教育を進めます。地域で行う森林教育や森づくり活動の促進を図るため、「みえ森づくりサポートセンター」を拠点とし、市町や学校、森林教育の指導者等からの相談に随時対応するなど、活動のコーディネートや森林教育、森づくり活動に関する情報収集と発信、普及啓発を行います。

(4) 持続可能な森林整備の推進

造林・間伐事業等を適切に実施することにより、木材生産機能を最大限発揮する森林づくりを進めるとともに、二酸化炭素の吸収や水源のかん養など、森林の持つ公益的機能を増進します。

(5) 森林の適正な管理の推進

高度な公益的機能の発揮が必要な森林を保安林として指定し、公的な管理を進めるとともに、林地開発許可制度の適正な運用により、森林の適正な管理を行います。

(6) 保安林の持つ公益的機能の高度発揮

水源かん養や土砂流出防備に加え保健休養機能など、多様で高度な機能を持つ保安林の保全を図るため、間伐等による森林整備とコンクリートダム等の治山施設の設置を一体的に実施する、総合的な治山対策等により適正な管理を行います。

(7) 林業の担い手の育成等

地域林業の担い手の育成・確保を目的に、高校生を対象とした林業職場体験研修や就業相談会、林業に関心のある方などを対象とした林業体験ツアーや林業就業支援研修、インターンシップの実施および支援をするほか、県内だけでなく首都圏等でも担い手を確保するため、就業ガイダンスやセミナーを実施します。

また、みえ森林・林業アカデミーのカリキュラムのブラッシュアップを図り、新たな視点や多

様な経営感覚を持った次代を担う林業人材の育成に努めます。

さらに、林業事業体が作成する事業の合理化や雇用環境・労働環境の改善をめざした改善計画を認定します。

(8) 環境に優しい素材である木材の利用推進

木を使うことは「森林の循環利用」につながることから、令和3(2021)年10月に施行した「みえ木材利用方針」に基づき、建築物をはじめ、日常生活や事業活動など幅広い分野において、県産材をはじめとする木材のさらなる利用推進を図ります。また、市町に対しても各市町の木材利用方針に基づいた木材利用の推進を働きかけます。

3-2 農地環境の保全

(1) 農業の担い手の育成

新規就農者や企業等の参入促進、経営体の育成等を支援する「公益財団法人三重県農林水産支援センター」を核に、関係機関との連携のもと、就業希望の段階から経営の発展段階までを総合的に支援します。

また、平成26(2014)年度から実施している農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を推進します。

(2) 農村地域における農地の適正管理

多面的機能支払や中山間地域等直接支払などを活用し、農用地等の保全管理の取組を推進します。

3-3 沿岸海域環境の保全

(1) 海浜の維持と保全

人工リーフ等により砂浜の流出防止を図るとともに、養浜による海浜の保全・再生を図ります。

(2) 漁場保全対策の推進

漁場環境等の保全・改善を図るため、漁業者を中心としたさまざまな主体が参画する活動組織が行う海底の耕耘、海藻の種苗投入、ウニ類等の食害生物の除去、内水面域における河川流域の清掃等の環境保全活動を支援します。

(3) 養殖漁場の適正使用

持続的養殖生産確保法に基づき、適正養殖可能数量を設定した漁場改善計画により、養殖業者自らが実践する養殖漁場環境の維持・改善活動を推進します。

(4) 藻場・干潟の保全・再生

沿岸漁場の生態系の回復と環境保全を図るため、藻場・干潟の造成に取り組めます。

(5) 七里御浜海岸の侵食対策

人工リーフ等の整備を進めるとともに、養浜による砂浜の回復に取り組めます。

3-4 水循環・浄化機能の確保

(1) 生物指標を用いた水質判定の普及・啓発

身近な河川の観察を行うことで、水質保全に係る意識向上や保全対策が進められるよう、水生生物指標を用いた水質判定の普及、啓発に取り組めます。

(2) ダム事業における河川環境の維持

平常時は水を貯めず、環境への影響が小さい流水型ダム(鳥羽河内ダム)を設置します。

(3) 宮川の流量回復取組

令和3(2021)年4月に策定したかんがい放流と流量回復放流の同時放流の試行運用ルールの検証を通じて、「粟生頭首工直下毎秒3.0m³」の年間を通した安定的な確保に取り組めます。

コラム⑦

みえ生物多様性推進プラン(第4期)の策定

県では、平成 24（2012）年 3 月に生物多様性基本法に基づく地域戦略として、「みえ生物多様性推進プラン（以下「推進プラン」という）」を策定し、県民の皆さん、事業者、NPO 等民間活動団体などのさまざまな主体が、それぞれの役割に応じて、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めてきました。

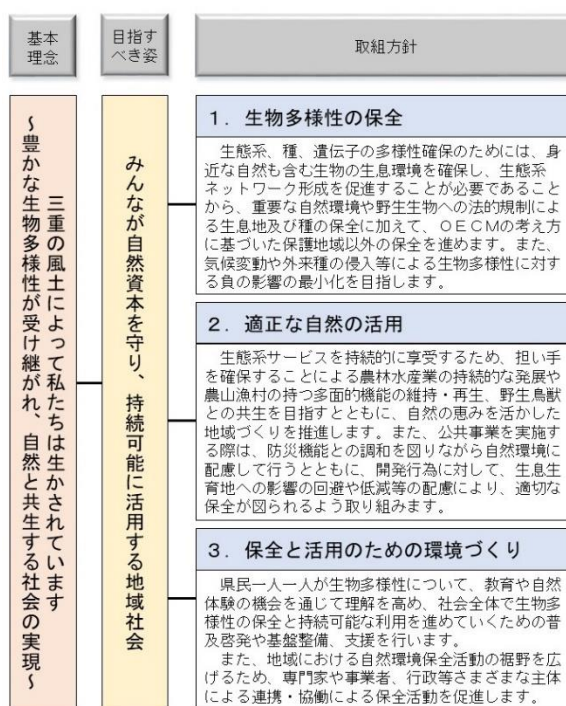
その後、推進プランに基づく取組の実施状況や国の動向をふまえ、4 年ごとに推進プランを見直すことで、県民の皆さんによる地域の自然を守る保全活動など、地域と連携した取組を進めてきました。

近年、生物多様性保全に対しては、より一層の取組が求められており、生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、自然を回復軌道に乗せること（ネイチャーポジティブ）が 2030 年ミッションとされました。また、その達成に向けて陸域と海域の 30%以上を保全する「30by30 目標」など 23 の行動目標が設定されました。

このような中、令和 5 年度末で終了する第 3 期推進プランに基づく取組の実施状況や、生物多様性の保全に対する社会的な関心の高まり、国際的な状況等に加え、新たな国家戦略である「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されたことをふまえ、第 4 期推進プランを策定しました。

「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、ネイチャーポジティブの実現に向けた基本戦略が設定されたことから、第 4 期推進プランでは本県の自然や社会的条件をふまえて、3 つの取組方針を整理しました。その取組の一つとして、新たな国家戦略のポイントである、「30by30 目標」の達成に向けて、保護地域だけではなく OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）による保全の取組の推進を施策に明記しました。

これらの取組方針に基づき、引き続き、県民の皆さん、事業者、NPO 等民間活動団体などと連携しながら、保護地域以外や希少種ではない生き物（普通種）の保全など、新たな施策にも取り組んでいくことで生態系ネットワークの形成を促進していきます。



第 4 期推進プランの体系

コラム⑧

海のゆりかご「藻場」の再生に向けて

● 「藻場」は海のゆりかご？

波打ち際や海の中には色とりどりの海藻が生えています。海藻類は、陸上の植物と同様に、海水中の二酸化炭素を吸収し、光合成によって酸素を放出する機能に加え、窒素やリンなどの栄養塩を吸収することで、水質を浄化する機能があります。藻場は、それらの機能を持つ海藻が密集して生育する場所であり、魚類や貝類など多様な生き物が産卵し、稚魚や稚貝がエサを探したり、外敵から身を隠しながら育つ場所であることから「海のゆりかご」と呼ばれています（図-1）。

● 藻場の減少（磯焼け）

鳥羽市から南の沿岸では、リアス海岸の岩場や入り江の浅場から深場にかけて、サガラメやカジメなどの藻場がみられます（図-2）。藻場は、海の生き物やそれらを採捕する漁業にとって重要な場所ですが、これらの藻場の面積は平成 22（2010）年度から令和 3（2021）年度にかけて約 5 分の 1 にまで急速に減少しています（図-3）。調査の結果、アイゴやブダイなどの魚が海藻類を食べてしまう食害が、藻場減少の一因であることが分かってきました（図-4）。近年は、海洋環境に大きな変化がみられています。特に、平成 29（2017）年以降の黒潮大蛇行や気温の上昇による海水温上昇の影響は大きく、以前は水温の下がる冬季には魚による食害は収まっていたと考えられますが、現在は、食害が季節を問わず継続する状況となっています。



図-1 藻場で育つ稚魚



図-2 サガラメ、カジメの藻場

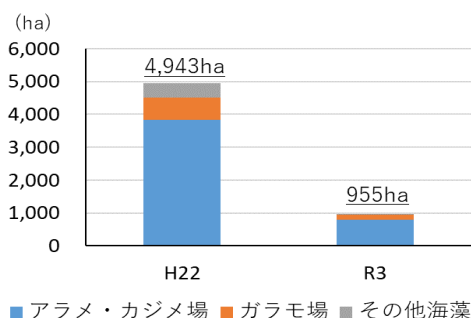


図-3 藻場面積の減少



図-4 アイゴ・ブダイによる食害の様子

● 藻場の再生に向けた取組

県では、減少する藻場を再生するため、次の取組を進めています。

1. 藻場造成

人工的に藻場を再生するため、天然藻場の周辺にコンクリート製のブロックを海底に設置し、藻場の面積を拡大する「藻場造成」に取り組んでおり、平成8（1996）年度から令和5（2023）年度までに約36ヘクタールの藻場造成を実施しました（図-5）。



図-5 藻場造成（ブロックに海藻繁茂）

2. 漁業者等による藻場の保全活動

漁業者はこれまで、魚貝類を獲るだけではなく、それらが育つ漁場の環境を積極的に守ってきました。令和6（2024）年度現在、主に鳥羽市から南の地区において、漁業者を中心とした20の活動組織によって、食害生物や浮遊・堆積物の除去など、藻場の保全活動が進められています。

3. アイゴやブダイなど魚による食害対策

藻場が減少した原因を調べるなかで、海藻をカゴやネットで囲んで保護すれば、食害を受けにくいこと、保護した海藻から周辺に胞子が供給され、新しい海藻の生育につながることを確認できました（図-6）・（図-7）。これらの結果から、それぞれの藻場において胞子の供給源となる藻場を「核藻場」として保護・育成することで、藻場の保全や拡大につながる可能性が考えられます。今後は、漁業者を中心とした活動でも取り組めるよう、ホームセンター等で入手可能な材料でカゴを作成し、海藻の保護効果に加え、強い波浪による設置位置のズレや破損などを検証し、それらの技術を広く展開していきます。

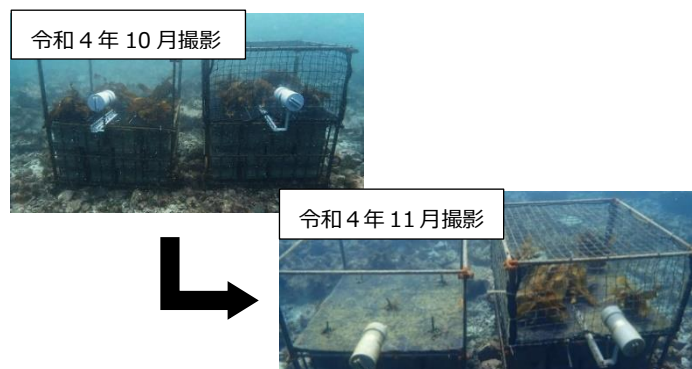


図-6 保護カゴによる食害の確認（左：カゴ無、右：カゴ有）

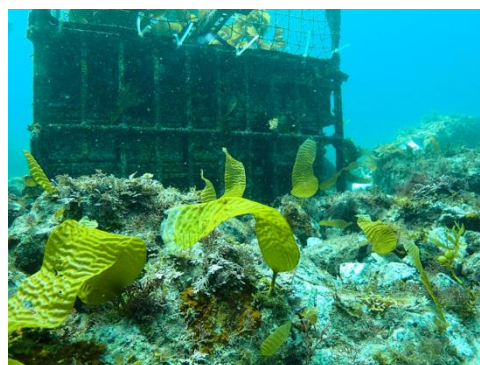


図-7 保護カゴ周辺で増えた海藻

● 海のゆりかご「藻場」の再生に向けて

海水温が上昇し、食害の影響が増えるなど、藻場にとっては厳しい状況が続いていますが、藻場造成（ハード事業）に藻場の保全や食害対策の取組（ソフト事業）を組み合わせることで、今後も、海のゆりかご「藻場」の再生に力強く取り組んでいきます。

第4章 生活環境保全の確保



第1節 環境基本計画の施策目標

- ・きれいな大気・水環境等が保全されることなどにより、県民が安全・安心で、快適な生活を営める社会を実現
- ・県民が健全で恵み豊かな環境を享受することができる社会を実現

第2節 令和 5 年度の取組概要と成果等

1 大気環境の保全

1-1 大気汚染の防止

(1) 大気汚染の概況

大気環境基準は、環境基本法第 16 条により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として示されたものです。大気汚染防止法第 22 条に基づき、30 の測定局で大気汚染の状況の常時監視を行っています。

令和 5（2023）年度の大気環境基準の達成状況は、次のとおりです。

- ・二酸化硫黄は、測定局 15 局（県測定 9 局、四日市市測定 6 局）全てで環境基準を達成しました。
- ・二酸化窒素は、測定局 25 局（県測定 17 局、四日市市測定 8 局）全てで環境基準を達成しました。
- ・浮遊粒子状物質は、測定局 30 局（県測定 22 局、四日市市測定 8 局）全てで環境基準を達成しました。

以下、一般環境測定局を「一般局」、自動車排出ガス測定局を「自排局」と略します（注 1）。

注 1）一般局：県民が居住する地域の大気環境を調査するために設けられた測定局で、現在 23（県測定 18 局、四日市市測定 5 局）の測定局が設けられています。
自排局：道路沿道の大気環境を調査するために設けられた測定局で、現在 7（県測定 4 局、四日市市測定 3 局）の測定局が設けられています。

(2) 大気汚染の測定結果

① 硫黄酸化物（二酸化硫黄）

一般局 14 局（県測定 9 局、四日市市測定 5 局）、自排局 1 局（四日市市測定 1 局）で測定を実施しました。一般局、自排局とも日平均値の 2%除外値は、0.04ppm 以下で、環境基準を達成しました（注 2）。年平均値の経年変化は図 2-4-1 のとおりです。

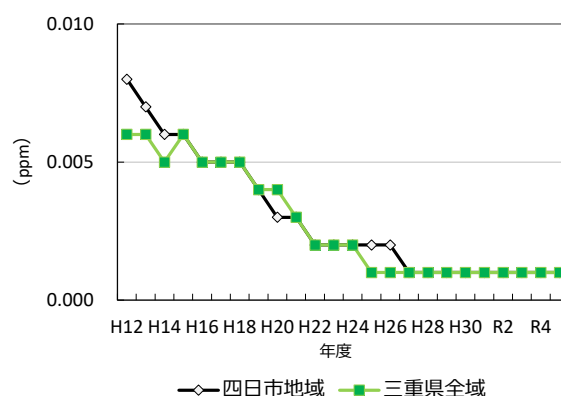


図 2-4-1 二酸化硫黄の経年変化（一般局の年平均値）

注 2）二酸化硫黄の環境基準の長期的評価は、年間における日平均値の測定値の高い方から 2%の範囲にあるもの（365 日分の測定値がある場合は 7 日間の測定値）を除外して行います。ただし、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続した場合には、環境基準非達成となります。

② 窒素酸化物（二酸化窒素）

一般局 18 局（県測定 13 局、四日市市測定 5 局）、自排局 7 局（県測定 4 局、四日市市測定 3 局）で測定を実施しました。一般局、自排局とも日平均値の 98% 値は 0.06ppm 以下で、環境基準を達成しました（注 3）。年平均値の経年変化は図 2-4-2 のとおりです。

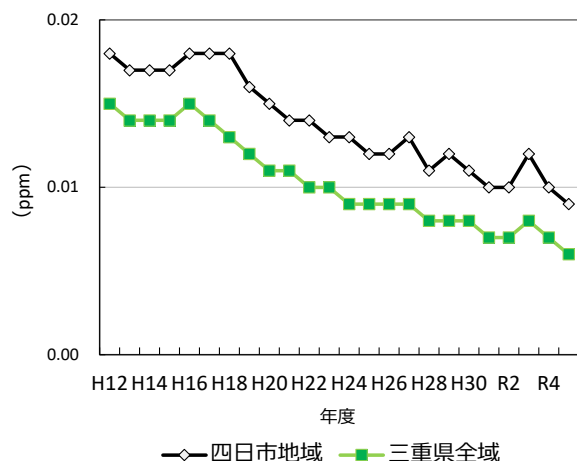


図 2-4-2 二酸化窒素の経年変化（一般局の年平均値）

注 3）二酸化窒素の環境基準の長期的評価は、年間における日平均値の測定値の低い方から 98% に相当する値が 0.06ppm 以下の場合、環境基準が達成されたと評価します。

③ 浮遊粒子状物質

一般局 23 局（県測定 18 局、四日市市測定 5 局）、自排局 7 局（県測定 4 局、四日市市測定 3 局）で測定を実施しました。一般局、自排局とも日平均値の 2% 除外値は、 $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下で、環境基準を達成しました（注 4）。年平均値の経年変化は図 2-4-3 のとおりです。

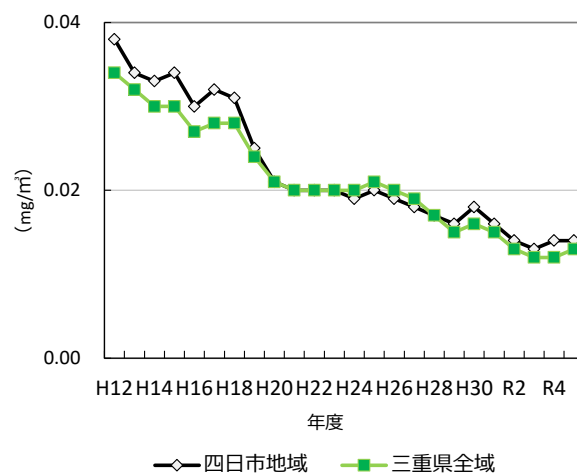


図 2-4-3 浮遊粒子状物質の経年変化（一般局の年平均値）

注 4）環境基準の長期的評価は、硫黄酸化物と同様に、2% 除外値で評価します。ただし、日平均値が、 $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が 2 日以上連続した場合には、環境基準非達成となります。

④ 微小粒子状物質（PM2.5）

一般局 21 局（県測定 18 局、四日市市測定 3 局）、自排局 4 局（県測定 2 局、四日市市測定 2 局）で測定を実施しました。一般局、自排局とも年平均値は長期基準である $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値の 98% 値は、短期基準である $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下で環境基準を達成しました。年平均値の経年変化は図 2-4-4 のとおりです。

PM2.5 は、平成 21（2009）年 9 月に新たな環境基準として追加された項目で、県民の関心が高まっていることから、平成 25（2013）年 2 月 27 日に環境省が策定した「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、県民への注意喚起を行うこととしています。

令和 5（2023）年度は、注意喚起した日はありませんでした。

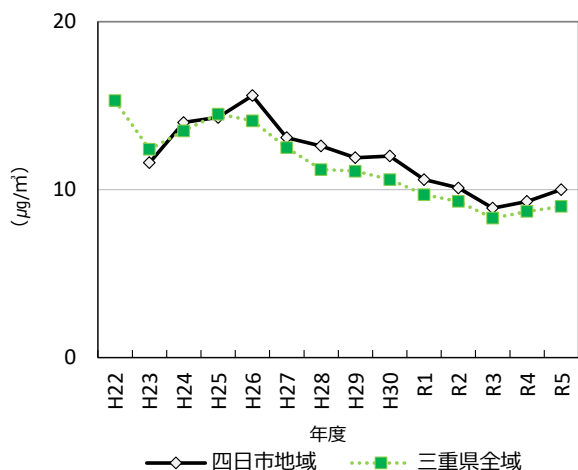


図 2-4-4 微小粒子状物質 (PM2.5) の経年変化 (一般局の年平均値)

⑤ 光化学オキシダント

一般局 23 局 (県測定 18 局、四日市市測定 5 局) で測定を実施したところ、全ての測定局で環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダント昼間値 (5 時から 20 時までの測定値) が 0.06ppm を超えた時間数の割合の経年変化は図 2-4-5 のとおりです。

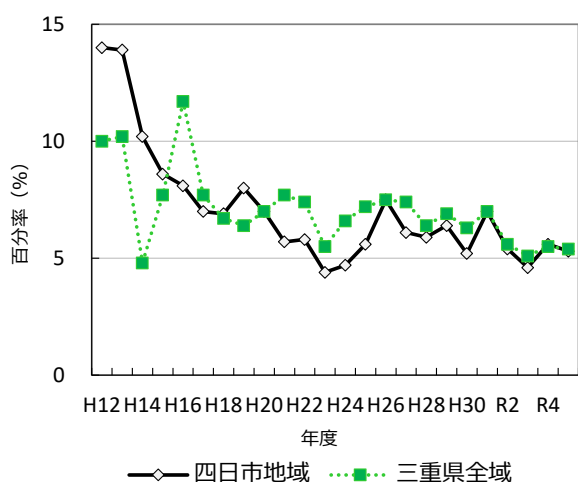


図 2-4-5 光化学オキシダント昼間値 (5~20 時) が 0.06ppm を超えた時間数の割合の経年変化

⑥ 一酸化炭素

自排局 3 局 (県測定 3 局) で測定を実施したところ、いずれの局も日平均値の 2%除外値は 10ppm 以下で環境基準を達成しました (注 5)。

注 5) 環境基準の長期的評価は、硫酸化合物と同様で、2%除外値で評価します。ただし、日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続した場合には環境基準非達成となります。

⑦ 非メタン炭化水素

一般局 14 局 (県測定 9 局、四日市市測定 5 局)、自排局 2 局 (県測定 1 局、四日市市測定 1 局) で測定を実施しました。

大気中炭化水素濃度の指針では、光化学オキシダント濃度 0.06ppm に対応する非メタン炭化水素濃度は、0.20~0.31ppmC (6~9 時の 3 時間の平均値) の範囲となっており、一般局 10 局、自排局 1 局で 0.20ppmC を超えていました。

⑧ 有害大気汚染物質

平成 9 (1997) 年 4 月に施行された改正大気汚染防止法に基づき、環境省が示す 22 の優先取組物質 (有害性の程度や大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質。表 2-4-1) ならびに水銀およびその化合物のうち、測定法が示されているトリクロロエチレン、ベンゼン等の 21 物質 (ダイオキシン類を除く。) の大気環境調査を四日市市と連携して行いました。

・調査地点等

一般環境 5 地点 (桑名市、四日市市 2 地点、松阪市、伊賀市)、固定発生源周辺 1 地点 (四日市市)、道路沿道 1 地点 (鈴鹿市) で、毎月 1 回調査を実施しました。

・調査結果

環境基準が示されているジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンおよびベンゼンの 4 物質は 7 地点とも環境基準を達成しました。

表 2-4-1 優先取組物質

(1) アクリロニトリル	(12) テトラクロロエチレン
(2) アセトアルデヒド	(13) トリクロロエチレン
(3) 塩化ビニルモノマー	(14) トルエン
(4) 塩化メチル	(15) ニッケル化合物
(5) クロム及び三価クロム化合物	(16) ヒ素及びその化合物
(6) 六価クロム化合物	(17) 1,3-ブタジエン
(7) クロロホルム	(18) ベリリウム及びその化合物
(8) 酸化エチレン	(19) ベンゼン
(9) 1,2-ジクロロエタン	(20) ベンゾ (a) ピレン
(10) ジクロロメタン	(21) ホルムアルデヒド
(11) ダイオキシン類	(22) マンガン及びその化合物

いずれも令和 5（2023）年度に環境調査を実施。

ただし、（5）および（6）は、全クロムとして調査を実施。また、ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査を実施。

（３）工場・事業場対策の推進

① 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法では、一定規模以上のボイラー等のばい煙発生施設、ベルトコンベア等の一般粉じん発生施設等を規制しています。

令和 6（2024）年 3 月末現在で、1,420 工場・事業場に 3,855 ばい煙発生施設、262 工場・事業場に 1,610 一般粉じん発生施設、38 工場に 152 の揮発性有機化合物（VOC）排出施設、44 工場・事業所に 78 水銀排出施設が設置されています。

ア 硫黄酸化物の規制

硫黄酸化物については、施設ごとの排出口の高さに応じた着地濃度規制（K 値規制）が実施されています。その規制値は、四日市地域（四日市市の一部、朝日町、川越町）が 1.17、四日市市（前述以外の地域）が 3.0、桑名市および鈴鹿市が 14.5、その他の市町が 17.5 となっています。

また、四日市地域（四日市市は全域）については、昭和 47（1972）年 4 月から三重県公害防止条例（現三重県生活環境の保全に関する条例）により、総排出量規制を実施してきましたが、この制度は、昭和 51（1976）年から大気汚染防止法に移行しています。

イ ばいじんの規制

ばいじんについては、ばい煙発生施設の種別および規模ごとに濃度規制が実施されています。平成 10（1998）年 4 月、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令が公布され廃棄物焼却炉に係る排出基準が改定されました。

ウ 窒素酸化物の規制

昭和 48（1973）年の第 1 次規制以降段階的に排出基準の強化、適用施設の拡大が行われ、窒素酸化物を排出する大多数のばい煙発生施設に排出基準が適用されています。

エ 石綿（アスベスト）の規制

石綿（アスベスト）は、安価で耐熱性等の優れた特性を持つことから、多くの製品に使用されてきました。しかし、その吸引により肺がん等の健康被害の発生リスクが高まることが明らかになったことから、その取扱い等に関し規制が行われ、現在では、製造・使用が禁止されています。

アスベストは建築材料としても用いられており、その使用が禁止される以前に建設された建築物等の解体・改造・補修作業に伴いアスベストが飛散するおそれがあると懸念されています。

環境中へのアスベスト飛散対策については、大気汚染防止法による規制が行われており、アスベストが使用されている建築物等を解体・改造・補修する際には、作業基準の遵守等が義務づけられています。

平成 26（2014）年 6 月に同法の一部を改正する法律が公布され、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更等が行われました。また、令和 2（2020）年 6 月に同法の一部を改正する法律が公布され、特定建築材料の対象拡大、都道府県等への電子システムによる事前調査の結果報告等が義務づけられました。

令和 5（2023）年度中の届出数は、解体作業が 17 件、改造・補修作業が 36 件、断熱材等の除去が 16 件でした。（四日市市管轄分を除く。）

オ VOCの規制

光化学オキシダントによる大気汚染は、その原因物質である VOC の排出削減により、その改善が期待できます。

工場から排出される VOC の規制については、平成 16 (2004) 年 5 月に改正された大気汚染防止法が、平成 18 (2006) 年 4 月から施行され、これにより、VOC 排出事業者には VOC 排出施設の届出義務や排出基準の遵守義務等が課されています。

カ 水銀の規制

環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという水俣条約に沿って、水銀等の大気排出量をできる限り抑制するため、大気汚染防止法が改正され、平成 30 (2018) 年 4 月から施行されました。

これにより、工場および事業場における事業活動に伴う水銀等の排出が規制され、水銀排出事業者には水銀排出施設の届出義務や排出基準の遵守義務等が課されています。

② ダイオキシン類対策特別措置法による規制

ダイオキシン類対策特別措置法では、大気基準適用施設として 5 種類の特定施設、水質基準対象施設として 19 種類の特定施設を規制対象としています。

令和 6 (2024) 年 3 月末現在の県内における大気基準適用施設は、193 施設、水質基準対象施設は 33 施設です。

③ 三重県生活環境の保全に関する条例等による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、大気汚染防止法の規制対象外の施設（指定施設）および有害物質について規制しています。さらに、四日市地域については、一定規模以上の工場等を対象に、窒素酸化物に係る総排出量規制、昭和 47 (1972) 年 1 月制定の大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例によるばいじんの排出基準の上乗せ規制を実施しています。

令和 6 (2024) 年 3 月末現在のばい煙に係る指定施設は 620 工場・事業場に 5,712 施設、粉じんに係る指定施設は 836 工場・事業場に 4,353 施設、炭化水素に係る指定施設は 17 工場・事業場に 302 施設が設置されています（四日市市管轄分を含む）。

ア 窒素酸化物に係る総排出量規制

昭和 49 (1974) 年から四日市地域において、窒素酸化物の総排出量規制を実施しており、昭和 53 (1978) 年に二酸化窒素に係る環境基準が改定されたことに伴い、総排出量規制の見直しを行いました。さらに、平成 4 (1992) 年には窒素酸化物排出係数を改定し、規制を強化しました。

イ 炭化水素系物質の規制

貯蔵タンク等から炭化水素系物質の漏出を防止するため、一定規模以上の貯蔵施設（原油、揮発油、ナフサ等の貯蔵能力が 5,000 kℓ以上の貯蔵施設等）について構造基準等を設け、規制を行っています。

④ 緊急時の措置

大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素および光化学オキシダントについて、緊急時における措置を講じています。令和 5 (2023) 年度は、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質および二酸化窒素については、予報等の発令による緊急時の措置はありませんでした。

⑤ 立入検査（四日市市管轄分を除く。）

ばい煙等の排出基準適合状況を確認するため、令和 5 (2023) 年度は 21 事業所 (61 検体) について分析を実施したところ、排出基準の適合率は 100%でした。

水銀の排出基準適合状況を確認するため、令和 5 (2023) 年度は 6 事業所 (6 検体) について分析を実施したところ、全て排出基準に適合していました。

また、特定粉じん排出作業について、延べ 145 現場に立入検査を行い、うち敷地境界における

アスベスト濃度を延べ8現場で測定したところ、基準（特定粉じん発生施設に係る規制基準）を超過した現場はありませんでした。

加えて、ダイオキシン類について、大気基準対象施設において6検体、水質基準対象施設において3検体の検査を行ったところ、全ての検体で排出基準を満たしていました。

（4）光化学スモッグ対策の推進

① 光化学スモッグの緊急時の措置現状

平成25（2013）年度までは、県内14地域、18関係市町（市によっては、発令地域が分かれる場合や、一部の地域に限る場合あり）を発令地域とし、緊急時の措置を要請する対象地域としていましたが、新設した測定局に係る地域を反映させるための見直しを行い、平成26（2014）年度以降は、県内17地域、27関係市町を発令地域としています。

測定されたオキシダント濃度が発令基準に達した場合、その発令地域ごとに緊急時の措置の区分（予報、注意報、警報、重大警報の4種類）に応じ、協力工場へ燃料使用量の削減等措置を要請します。

令和5（2023）年度の光化学スモッグについては、5月17日に四日市地域・松阪地域・伊賀地域・上野地域、7月26日に桑名地域、7月27日に桑名地域・四日市地域に予報を発令しました。注意報の発令はありませんでした。

② 北勢地域光化学大気汚染予測システム

光化学スモッグ注意報発令時に緊急時の措置が速やかに実施されるよう、注意報発令に先立ち、当日早朝に各種汚染物質濃度や気象データから計算した予測情報を各関係機関に提供しています。

・対象地域

桑名地域・大安地域・四日市地域および鈴鹿地域の4地域としています。

・予測情報の内容

4地域別に、「高濃度となりやすいでしょう」「高濃度とならないでしょう」の2段階で予測しています。「高濃度」とは、オキシダント濃度の日最高値が0.12ppm以上となる場合をいいます。

（5）重金属等の有害化学物質への対応

有害大気汚染物質は、発がん性等人の健康に有害な影響を及ぼすおそれのある物質とされています。平成8（1996）年に大気汚染防止法が改正され、大気環境調査、事業者の排出抑制の責務等が規定されました。平成9（1997）年には、有害大気汚染物質のうち、健康リスクが高いと評価される物質であるベンゼン、トリクロロエチレンおよびテトラクロロエチレンの大気環境基準が設定されました。さらに、平成13（2001）年4月には、ジクロロメタンの環境基準が設定されました。

また、平成30（2018）年11月には、トリクロロエチレンの環境基準が改定・強化されました。

（6）新たな有害化学物質への対応

平成12（2000）年1月から施行されたダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、ダイオキシン類の大気中濃度を調査しました。

・調査地点・回数

一般環境調査地点は、常時監視地点4地点、年2回。

・調査結果の概要

令和5（2023）年度は、全て環境基準を達成。

1-2 自動車環境対策の推進

（1）現状

県内の全自排局の二酸化窒素および浮遊粒子状物質の濃度（年平均値）は、年々低下しており、令和5（2023）年度は、前年度に引き続き、全局で環境基準を達成しました。

（2）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）

① 背景

自動車交通の集中、増大等に伴って、二酸化窒素および浮遊粒子状物質に係る大気汚染が厳しい状況にあり、その対策として特別措置法が制定されました。現在は、対策地域の実情をふまえながら、自動車排出窒素酸化物および自動車排出粒子状物質の削減に向けて、国、地方自治体、事業者および県民とともに、各種の対策に取り組んでいます。

② 法律の概要

平成 13（2001）年 6 月に自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx 法）の見直しにより、自動車 NOx・PM 法が成立しました。その内容は次のとおりです。

- ・対象物質に粒子状物質を追加
- ・対策地域の拡大
- ・愛知県の 61 市町村とともに、本県北勢地域の当時の 8 市町（四日市市、桑名市、鈴鹿市、長島町、木曽岬町、楠町、朝日町、川越町）を追加
- ・粒子状物質について車種規制を導入
- ・窒素酸化物について車種規制の強化
- ・一定規模以上（30 台以上保有）の事業者に対する自動車使用管理計画の作成、都府県知事等への届出の義務づけ

また、平成 19（2007）年 5 月には、自動車 NOx・PM 法が改正されました。その主な内容は次のとおりです。

- ・重点対策地区の新設
- ・建物の新設に係る届出
- ・周辺地区内の一定規模以上の事業者に対する計画作成・届出、報告の義務づけ
- ・荷主等に窒素酸化物等の排出の抑制に係る努力を義務づけ

さらに、平成 23（2011）年 3 月には、自動車 NOx・PM 法に基づく基本方針が改正され、平成 27（2015）年度までに対策地域内の全ての測定局で環境基準を達成すること、および令和 2（2020）年度までに対策地域内で環境基準を確保することが総量削減の目標となりました。

さらに、令和 4（2022）年 11 月に基本方針が改正され、目標年度が令和 2（2020）年度から令和 8（2026）年度に変更されました。

③ 車種規制

- ・排出規制

ガソリン車への代替が可能な乗用車およびトラック・バス（車両総重量 3.5 t 以下）については、ガソリン車並の排出基準です。

なお、ガソリン車への代替が不可能でないトラック・バス（車両総重量 3.5 t 超）については、最新のディーゼル車並の排出基準です。

④ 「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（三重県総量削減計画）」の概要

ア 経過

自動車 NOx・PM 法に基づき、平成 25（2013）年 3 月に新たな「三重県総量削減計画」を策定しました。

平成 25（2013）年度は、その計画の一つである対策地域外からの車種規制非適合車流入に対する措置として、「三重県流入車対策要綱（案）」を検討しましたが、対策地域内全測定局での平成 23（2011）年度からの環境基準達成と社会的状況等の変化、パブリックコメントを受けて、同要綱（案）の実施を見送りました。現在、対策地域内の環境基準は達成されていますが、環境基準の達成状況は景気動向による交通量等の影響を受ける場合があるため、今後、環境基準を達成できないおそれが出てきた場合には、再度その対策を検討していきます。

イ 計画の目標

平成 27（2015）年度の中間目標年度に対策地域内の監視測定局での環境基準達成、令和 2（2020）年度の最終目標年度に対策地域全域での環境基準を確保するため、排出量の削減に取り組んできました（表 2-4-2）。

なお、令和 4（2022）年 4 月に中央環境審議会から環境省に対して今後の自動車排出ガス総合対策の在り方が答申され、これをふまえて環境省から自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域の指定解除の考え方が示されました。本県において、この考え方に基づき指定の解除に向けた調査検討を行うとともに、必要な措置が講じられるまでの間においては、令和 3（2021）年度以降も、引き続き、現行の「三重県総量削減計画」に基づいた施策を実施しています。

表 2-4-2 排出量の削減目標

総 量 の 区 分		窒素酸化物 (t /年)	粒子状物質 (t /年)
H21年度 (現状)	①対策地域内の事業活動等に 伴う発生総量 [1号総量]	16,757	2,270
	②①のうちの自動車排出総量 [2号総量]	5,233	303
H27年度 (中間目標)	③平成27年度までに達成すべ き総量	15,185	2,182
	④③のうちの自動車排出総量	3,756	220
R2年度 (目標年度)	⑤対策地域内で大気環境基準 達成可能な事業活動等に伴 う発生総量 [3号総量]	14,157	2,123
	⑥⑤のうちの自動車排出総量 [4号総量]	2,787	163

注 1) 1～4 号総量は、窒素酸化物にあっては自動車 NOx・PM 法第 7 条第 2 項第 1～4 号、粒子状物質にあっては自動車 NOx・PM 法第 9 条第 2 項第 1～4 号にそれぞれ規定される量を表しています。

注 2) 環境省調査では、浮遊粒子状物質について目標年度である令和 2 (2020) 年度において対策地域全体で環境基準を超過している箇所はないと予測されましたので、必要削減量はゼロと考えています。このため、目標量は、さらなる施策実施によるものではなく、これまで実施している対策である自動車排出ガス単体制制などで削減を見込んだ排出量 (一次粒子のみ) となっています。

ウ 目標を達成するための施策

自動車から排出される窒素酸化物等を削減するため、国、県、市町、事業者等が協力して、各自動車からの排出量を削減する自動車単体制制や車種規制等の施策および自動車の走行量を削減する物流対策や公共交通機関の利用促進等の施策を行いました。

(3) 交通管制システムの整備

交通管制システム機器の更新により、的確な交通情報の提供と最適な信号制御を行い、交通渋滞の緩和、停車回数の低減など、交通流の円滑化を図りました。

(4) 公共交通の利用促進

バスや地域鉄道等の公共交通の利用促進を図るため、国や市町、関係団体、交通事業者および企業等と連携・協力して、公共交通を利用しやすい環境整備や啓発活動、情報提供等に取り組みました。

(5) 三重県生活環境の保全に関する条例による負荷の低減

三重県生活環境の保全に関する条例において、一定規模以上の駐車場の管理者等に対して、利用者へのアイドリングストップの周知を規定するとともに、自動車の使用者に対して、駐車時のアイドリングストップを規定し、自動車による環境への負荷の低減を進めています。

(6) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (オフロード法)

公道を走行しないフォークリフト (産業用)、バックホウ (建設用) およびトラクター (農業用) 等の特定特殊自動車の排出ガスによる大気の汚染を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、平成 18 (2006) 年に施行されました。

平成 29 (2017) 年 4 月から、立入検査等の一部事務が都道府県に移譲されました。

1-3 騒音・振動・悪臭の防止

(1) 騒音・振動の現況

騒音に係る環境基準は、環境基本法第 16 条に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準として設定されています。

工場・事業場に係る騒音・振動苦情は、その発生源が住工混在地域に立地する中小規模の工場等や建設作業によるものが多くあります。

家庭生活による騒音苦情は、例えば、ピアノ、エアコンあるいは飼犬の鳴き声等が原因となっており、生活様式の多様化や都市化の進展の中で快適な住環境を求める声が強くなってきています。

(2) 騒音・振動に係る工場・事業場対策の推進

① 騒音規制法および振動規制法による規制

騒音規制法および振動規制法に基づき、生活環境を保全すべき地域を指定しています。この指定地域内においては、工場および事業場における事業活動ならびに建設工事に伴って発生する騒音・振動について規制されています。

② 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、法で規制していない施設および地域の拡大（県内ほぼ全域）を行い、工場および事業場における事業活動ならびに建設工事に伴って発生する騒音・振動について、規制を行っています。

また、深夜営業騒音、作業騒音および拡声機の使用に伴う騒音について、規制を行っています（表 2-4-3）。

表 2-4-3 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく制限行為等に係る勧告等の実施状況（令和 5（2023）年度）

	指導件数	勧告件数
深夜営業騒音に係るもの	27	0
作業騒音に係るもの	7	0
拡声器の使用制限に係るもの	2	0

③ 立入検査および指導

条例に基づく規制対象施設等の届出を審査・指導するとともに、規制対象工場・事業場の立入検査を行い、基準遵守の確認や改善指導を実施しました（表 2-4-4）。

また、法・条例の指定地域を有する市町が行う規制事務について、助言を行いました。

表 2-4-4 工場・事業場および建設作業に関する騒音・振動関係の立入検査等の実施状況（令和 5（2023）年度）

	騒音関係	振動関係
立入検査件数 ※	27	13
測定検査結果		
適合	2	1
不適合	4	0
行政指導件数	11	1

※ 測定検査単独実施を含む。

（3）都市生活騒音対策の推進

生活様式の変化に伴い生活の場からエアコンの音、ピアノの音、飼犬の鳴き声等、多種多様な生活騒音が発生するようになりました。近年、快適な生活環境を確保したいという要求が高まるにつれて、この生活騒音に対する苦情が増加しています。

生活騒音は、工場騒音とは異なり、個人の私生活に深く関わっており、法令で規制し防止するより、各人が近隣に迷惑をかけないよう自覚し、自制することが最も大切です。

（4）環境騒音および道路交通振動の現状

① 環境騒音（一般地域）

環境騒音のうち、一般地域（道路に面する地域以外）における騒音の状況について、法の指定地域を有する 18 市町の協力を得て、69 地点で騒音測定を実施しました（表 2-4-5）。

表 2-4-5 観測地点における環境基準適合状況環境騒音（一般地域）（令和 5（2023）年度）

地域の 類型	測定地 点数	適合地点数		
		昼間適合	夜間適合	両時間帯とも適合
A	23	23	21	21
B	23	23	20	20
C	21	21	21	21
未指定	2			

② 自動車騒音および道路交通振動

環境騒音のうち、道路に面する地域における騒音の状況については、市町の協力を得て、38 地点で自動車交通騒音測定を実施しました。

また、道路交通振動の状況については、法の規制地域を有する市町の協力を得て、36 地点で道路交通振動測定を実施しました。

騒音規制法および振動規制法では、自動車騒音および道路交通振動の限度（要請限度）を定めており、市町長は、指定地域内における自動車騒音・振動がその限度を超えて道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、公安委員会および道路管理者に対して、交通規制や道路構造等の改善要請、意見を述べる事ができるとされています。

③ 自動車交通騒音・振動対策の推進

自動車騒音対策を推進するため、平成 5 (1993) 年 10 月に「三重県自動車交通公害対策推進協議会」を設置し、自動車交通公害防止対策の基本的方向と具体的な施策を盛り込んだ「自動車交通公害防止のための基本的な事項」を策定し、総合的な施策を推進しています。

④ 適正な土地利用の誘導

住宅地域での静穏な環境を保全するため、都市計画法に基づく適正な土地利用の誘導や、必要に応じた緩衝緑地の設置等を進めています。

⑤ 航空機騒音対策

航空機騒音から生活環境を保全するため、平成 19 (2007) 年 3 月 30 日に表 2-4-6 のとおり環境基準の類型を当てはめました。類型を当てはめた地域において、令和 5 (2023) 年度に航空機騒音の測定を 1 地点で実施したところ、環境基準を達成しました。

表 2-4-6 類型を当てはめた地域および環境基準

類型	環境基準	地域
I	Lden 57dB以下	木曽岬町、桑名市（長島町の区域）、鳥羽市（答志町および桃取町の区域）

（５）悪臭の現況

令和 4 (2022) 年度における全国の苦情件数の発生源別内訳としては、野外焼却による苦情が最も多く（全体の 24.7%）、第 2 位はサービス業・その他（同 16.1%）、第 3 位は個人住宅・アパート・寮（同 13.3%）でした。また、都道府県別苦情件数（人口 100 万人あたりの苦情件数）において、本県は 145 件（全国平均は 102 件）となっています。

（６）悪臭に係る工場・事業場対策の推進

① 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、住民の生活環境を保全すべき地域を指定し、この地域内において、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行っています。

令和 6 (2024) 年 3 月末現在で、規制地域を有する市町は表 2-4-7 のとおりです。

表 2-4-7 規制地域を有する市町
(令和 6 (2024) 年 3 月末現在)

市 (14)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、いなべ市
町 (10)	木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、紀北町、御浜町、紀宝町

② 立入検査および指導

法の規制地域を有する市町が行う規制事務について、助言を行いました。

③ 畜産経営に起因する悪臭の防止

郊外での宅地開発や畜産業の規模拡大等から、畜産に起因する悪臭問題が発生しています。このため、県、市町、関係団体等が連携して問題発生畜産農家に対する指導を行うなど、環境問題の解決、未然防止に努めています。

2 水環境の保全

2-1 水質汚濁の防止

（１）水質汚濁の概況

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第 16 条により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として示されています。

人の健康の保護に関する環境基準は、公共用水域全般に適用されるのに対し、生活環境の保全に係る環境基準は、指定された水域ごとに適用されます。

公共用水域の水質汚濁状況の把握のため、水質汚濁防止法第 15 条に基づき毎年調査を実施し、その結果を同法第 17 条に基づき公表しています。

① 調査地点等

「令和 5（2023）年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（三重県）」に基づき、環境基準未指定河川を含む県内 49 河川 89 地点および 4 海域（伊勢湾、英虞湾、五ヶ所湾および尾鷲湾）27 地点において、水質調査を実施しました。

なお、調査は、県、国土交通省中部地方整備局、同近畿地方整備局および四日市市が分担して行っています。

② 結果概況

ア 河川の水質調査結果

水質汚濁に係る環境基準のうち、「生活環境の保全に関する環境基準」の項目である pH、BOD、SS、DO、大腸菌数について、県内 49 河川 77 地点で水質調査を実施しました。

このうち、河川に係る有機汚濁の代表的な指標である BOD でみると、環境基準の類型が指定されている 47 河川 62 水域（63 地点）のうち、58 水域で環境基準を達成しており、達成率は 93.5%となりました。

※速報値のため、データ更新の可能性あり

また、人の健康の保護に関する環境基準の項目であるカドミウム、シアン等 27 項目については、県内 49 河川で調査を実施しました。その結果、志登茂川、笹笛川、岩田川、五十鈴川の 4 地点において、ほう素が環境基準（1.0mg/L）を超過しましたが、海水にもともと含まれるほう素が原因であり、人為的な影響によるものではありませんでした。

※速報値のため、データ更新の可能性あり

イ 海域の水質調査結果

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準の項目である pH、COD、DO、大腸菌数、n - ヘキサン抽出物質（油分等）、全窒素、全りんについて、4 海域（27 地点）で水質調査を実施しました。その結果、海域の有機汚濁の代表的な指標である COD では、環境基準の類型が指定されている 4 海域 8 水域のうち、6 水域において環境基準を達成し、達成率は 75.0%となりました。

※速報値のため、データ更新の可能性あり

また、海域の富栄養化の原因物質である全窒素および全りんの環境基準については、類型指定が行われている 4 海域 6 水域で、全窒素は 100%、全りんも 100%の達成率となりました。

人の健康の保護に関する環境基準の項目であるカドミウム、シアン等 24 項目については、4 海域（8 地点）で調査を実施したところ、前年度に引き続き、全ての地点で環境基準を達成しました。

③ 評価と対策

河川の水質は、平成 17（2005）年度以降、90%以上の達成率で推移し改善傾向にあるものの、閉鎖性海域である伊勢湾（COD）の環境基準達成率は、近年 40～60%前後で推移していましたが、令和元（2019）年度は初めて全ての水域で環境基準を達成し、令和 5（2023）年度も 75.0%と高い達成率になりました。

※速報値のため、データ更新の可能性あり

引き続き、陸域からの汚濁負荷量を適正管理するほか、各種調査・研究を進め、知見の蓄積を図るとともに、藻場・干潟の保全・再生など関係部と連携した総合的な水環境改善対策を行います。また、生活排水による汚濁負荷を削減するため、生活排水処理施設の整備を進めていきます。

（2）水浴に供される公共用水域の状況

海水浴場等は人が水とふれあう最も身近な場所であり、きれいで安全な水質を確保する必要があります。県では、利用者が概ね 1 万人／年以上の水浴場を目安として毎年水質検査を実施し、快適に遊泳ができる状態であるかの確認を行っています。

令和 5（2023）年度のシーズン前に実施した水質検査では、調査対象の 19 水浴場中、国が定めた判定基準で AA と判定された水浴場は 8 か所、A は 5 か所、B は 6 か所で、不適と判定された水浴場はありませんでした。

注）水浴場における水質判定基準は、適（AA、A）、可（B、C）、不適として標記します。

(3) 工場・事業場対策の推進

① 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法では、特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）から公共用水域に排出される排出水のうち、日平均総排出水量が50m³/日以上または有害物質を含むものについて、全国一律の排水基準が設定されています。県では、同法第3条第3項の規定に基づき、昭和47（1972）年1月制定の大気汚染防止法第4条

第1項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例により、さらに厳しい排水基準を定め、公共用水域の水質汚濁防止を図っています。

なお、水質汚濁防止法に基づく県内の特定事業場は、令和6（2024）年3月末現在で7,384事業場であり、このうち規制対象特定事業場は896で、全体の12.1%となっています（政令市である四日市市分を除く）。

表 2-4-8 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数の推移

年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
区分	50m ³ /日以上	905	897	887	880	870	854	843	828	818	787	784	775	768	767
	以上	64	61	61	60	(69)	(65)	(67)	(67)	(69)	(67)	(67)	(66)	(68)	(67)
	50m ³ /日未満	6,766	6,739	6,737	6,730	6,556	6,548	6,534	6,576	6,634	6,673	6,608	6,579	6,592	6,627
	計	103	106	120	116	(119)	(124)	(128)	(136)	(136)	(134)	(133)	(129)	(129)	(129)
計		7,671	7,636	7,624	7,610	7,426	7,402	7,377	7,404	7,452	7,460	7,392	7,354	7,360	7,384
		167	167	181	176	(188)	(189)	(195)	(203)	(205)	(201)	(200)	(195)	(197)	(196)

注 1) () は内数で、有害事業場分。H25 以前：有害物質使用特定施設を設置している事業場数。H26 以降：有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設を設置している事業場。

注 2) 四日市市分は除く。

② 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、「鉄道業の用に供する車輛整備施設」と「家具製造業の用に供する塗装水洗ブース施設」を指定施設とし、当該指定施設を設置する工場・事業場からの排出水について、規制を行っています。

なお、令和6（2024）年3月末現在、指定施設を設置する工場・事業場は3事業場で、このうち1事業場が規制対象となっています。

③ 立入検査および指導

県では、公共用水域および地下水の水質汚濁の防止を図るため、水質汚濁防止法および条例に基づき、特定事業場等に対する立入検査を実施し、排水基準の遵守状況、汚水処理施設の管理状況等の監視指導を行っています。令和5（2023）年度は、延べ489事業場（採水を行う立入検査は161事業場）の立入検査を実施し、10事業場に対して排水処理等に係る改善指導等を行いました。

(4) 有害化学物質（ダイオキシン類）への対応
ダイオキシン類は、人の生命および健康に影響を及ぼすおそれがあることから、平成11（1999）年度にダイオキシン類対策特別措置法が制定されました。その環境基準、特定施設に係る排出基準のほか、汚染状況の常時監視等について規定されています。

令和5（2023）年度は、県内29（河川25、海域4）地点で水質調査を実施したところ、28地点で環境基準を達成しました。

底質については、18（河川14、海域4）地点で調査したところ、全ての地点で環境基準を達成しました。

また、5地点（伊勢市、朝日町、明和町、南伊勢町、御浜町）で行った地下水調査および土壌調査でも、全ての地点で環境基準を達成しました。

2-2 生活排水対策の推進 (生活排水処理施設の整備促進)

(1) 生活排水処理の状況

水質汚濁の原因の一つである生活排水の対策については、下水道、浄化槽、集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に進めることが重要となっていますが、本県の生活排水処理施設整備率は、全国に比べ低い状況です。

令和 5（2023）年度末における本県の生活排水処理施設整備率は 89.6%で、前年度から 0.6 ポイント上昇しました（表 2-4-9）。

表 2-4-9 生活排水処理施設の整備率（%）の状況

	公共下水道	農業集落排水施設	漁業集落排水施設	コミュニティプラント	浄化槽	計（%）
令和5年度末	61.0	4.9	0.3	0.2	23.2	89.6
令和4年度末	60.0	4.9	0.3	0.2	23.7	89.0
令和3年度末	58.9	5.0	0.3	0.2	23.8	88.2

注）生活排水処理施設の整備率：処理可能居住人口／住民基本台帳人口

※整備率の合計値については、四捨五入したことにより合わない場合があります。

(2) 「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」の策定

生活排水処理施設の整備手法を地域特性に応じて選定し、整備区域や整備スケジュール等を明らかにした「生活排水処理アクションプログラム」を策定し、生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に推進することで、生活排水処理施設の整備率向上に取り組んでいます。

(3) 下水道事業の推進

下水道は、公共用水域の水質保全、生活環境の改善、浸水の防除を目的としてその整備が急がれています。公共下水道事業については下水道計画がある 23 市町で事業に着手しており、令和 5（2023）年度末現在、23 市町（12 市 11 町）で供用を開始しています。

流域下水道事業については、県内で計画されている全ての処理区（6 処理区）で事業に着手しており、令和 5（2023）年度末現在 6 処理区で供用を開始しています。

公共用水域の一層の水質改善を進めるため、従来の BOD、COD、SS 除去主体の二次処理に加え窒素、リンの除去を図る高度処理が求められています。

令和 4（2022）年度末現在、県内では 36 処理場のうち 20 の処理場で高度処理を実施しています。※データ未判明のため、更新予定

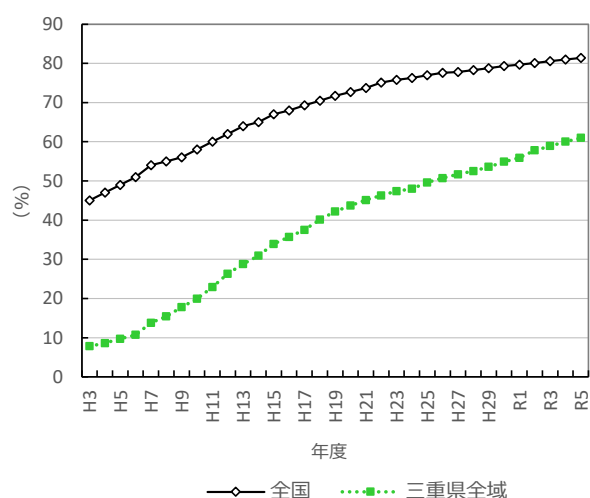


図 2-4-6 下水道普及率の変化

(4) 農業集落排水事業の推進

農業集落排水事業は、農村社会の生活様式の変化等に伴う農業用排水の汚濁の進行や、農産物の生育障害等の改善を図り、生産性の高い農業の実現と快適で活力ある農村社会を形成するため、主として、農業振興地域内の農業集落を対象に生活排水の処理施設を整備しています。

農業集落排水は、令和 2（2020）年度までに 148 地区全てが完了しました（表 2-4-10）。

表 2-4-10 農業集落排水事業の実施状況（令和 6（2024）年 3 月末現在）

事業名	地区数	市町数	処理区数	計画対象人口	事業進捗状況	備考 [] は地区数
農業集落排水事業	148	16	148	98,534	100%	桑名市[5] いなべ市[12] 木曽岬町[4] 四日市市[12] 菰野町[4] 鈴鹿市[18] 亀山市[14] 津市[26] 松阪市[3] 多気町[6] 明和町[2] 志摩市[1] 玉城町[3] 南伊勢町[1] 名張市[11] 伊賀市[26]

（５）漁業集落環境整備事業の推進

漁業集落環境整備事業は、新しい海洋秩序の時代に対処し、漁業の振興と水産物の安定供給の確保を図り、その基盤である漁港の機能の増進とその背後の漁業集落における生活環境の改善を総合的に図るため、漁業集落排水の整備を行っています。漁業集落排水は、平成 2（1990）年度から着手しており、平成 29（2017）年度までに 7 地区全てが完了しました（表 2-4-11）。

表 2-4-11 漁業集落環境整備事業（漁業集落排水）の実施状況（令和 6（2024）年 3 月末現在）

地区数	市町数	処理区数	計画対象人口	進捗率
7	2	7	5,317	100%

（６）浄化槽の設置

合併処理浄化槽は、下水道等と同等の処理能力を有しており、かつ工事期間が短く、比較的安価に設置できることから、生活排水対策の重要な柱の一つとして国、県等では補助制度を設けて整備促進を図っています。

令和 5（2023）年度における浄化槽整備事業では、21 市町を対象に 476 基、71,310 千円の県費補助を行っており、このうち、市町が事業主体となって浄化槽の面的な整備を図る「公共浄化槽等整備促進事業」は、6 市町で実施されました。

令和 2（2020）年 4 月から改正浄化槽法が施行され、市町が整備または管理運営する浄化槽は公共浄化槽として位置づけられ、浄化槽処理促進区域の指定等さまざまな規定が追加されました。

なお、公共浄化槽等整備促進事業を実施している市町は、全て浄化槽処理促進区域の指定を行いました。

（７）生活排水総合対策の推進

単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を図るため、新聞広告等さまざまな媒体を通じて、県民に対して啓発を行いました。

また、生活排水対策を推進することが特に必要な地域として知事が指定した生活排水対策重点地域に該当する市町（旧町、村含む。）においては、生活排水対策推進計画を定めることにより、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発等について計画的、総合的な取組が進められています。

表 2-4-12 生活排水対策重点地域

生活排水対策重点地域名	対象市町	指定年月日
勢田川流域 （旧御園村に係る流域を除く。）	伊勢市 （旧伊勢市のみ）	平成3年3月19日
岩田川流域 （旧津市内の流域で、公共下水道の使用区域及び平成7年度までの整備予定区域を除く。）	津市 （旧津市のみ）	平成4年4月10日
久米川流域 （旧大山田村に係る流域を除く。）	伊賀市 （旧上野市のみ）	平成5年5月27日
志摩地域全域	鳥羽市 志摩市	平成6年2月28日
四日市市 （四日市市の下水道処理区域を除く。）	四日市市 （旧楠町を除く） 菰野町	平成8年2月8日
松阪市・多気町・明和町	松阪市 （旧松阪市、 旧飯南町、 旧飯高町のみ） 多気町 明和町	平成9年2月18日

(8) 浄化槽等の適切な維持管理

本県における浄化槽等設置基数は約 22 万基です。

令和 5（2023）年度は、浄化槽等による公共用水域の水質保全を図るため、市町および指定検査機関と協働し、浄化槽設置者および管理者に対する啓発、浄化槽法に基づく法定検査の受検率向上の取組、浄化槽等の適正な維持管理の指導を行いました。

3 伊勢湾の再生

(1) 伊勢湾総量規制の推進

昭和 53（1978）年 6 月の水質汚濁防止法の一部改正により COD に係る水質総量規制制度が導入されて以来、汚濁負荷の総量規制を実施しており、「第 8 次水質総量削減計画」の目標年度である令和元（2019）年度では、伊勢湾に排出される汚濁負荷量は昭和 54（1979）年度実績の 46%まで削減されました（図 2-4-7）。また、伊勢湾に排出される窒素に係る汚濁負荷量は平成 11（1999）年度実績に対して 75%、りんでは 53%に削減されました（図 2-4-8）。

これまでの取組により、伊勢湾においては、水質の COD の環境基準達成率が改善傾向にあるものの、大規模な貧酸素水塊が発生しています。また、近年では、窒素・りん等の栄養塩類の低下による漁獲量の減少等の生物生産性の低下についても危惧されています。

このため、環境基準の達成と生物生産性・生物多様性とが調和・両立した「きれいで豊かな海」の実現に向けて、「第 9 次水質総量削減計画」を策定しました。

本県の水質総量規制対象区域（指定地域）は、南勢地域の一部、伊賀、東紀州地域を除く 21 市町、総量規制対象事業場は 621 事業場（令和 5（2023）年度末現在）となっており、県では総量規制制度に基づく指導のほか、発生負荷量管理等調査、伊勢湾における広域総合水質調査等を行っています。

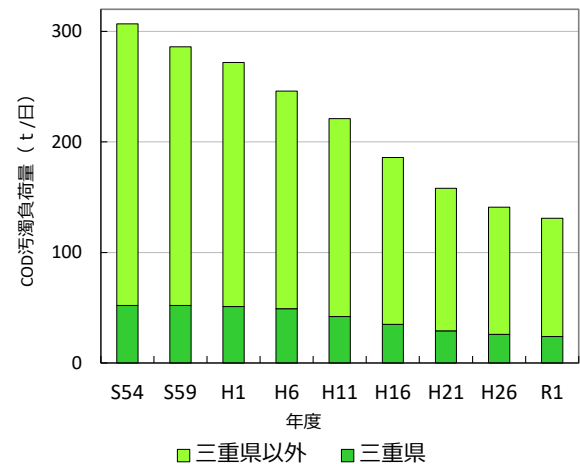


図 2-4-7 伊勢湾の汚濁負荷量の推移（COD）

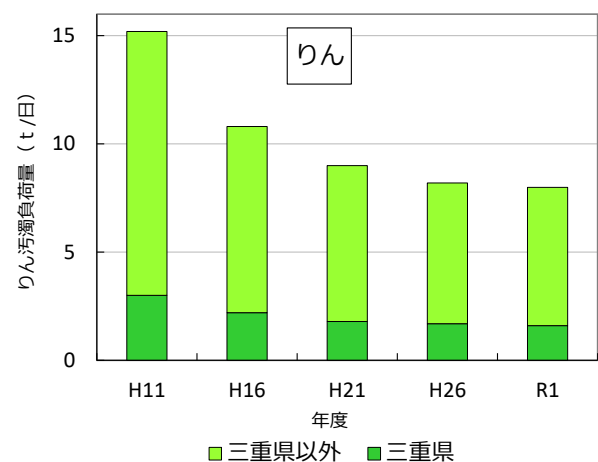
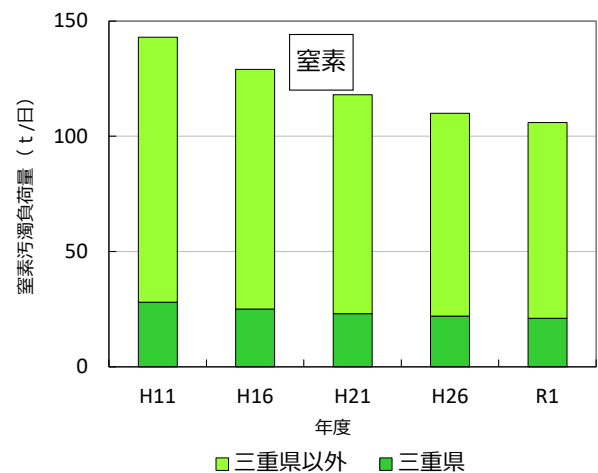


図 2-4-8 伊勢湾の汚濁負荷量の推移（窒素、りん）

（２）「伊勢湾再生行動計画」の推進

平成 18（2006）年 2 月に国と東海三県一市等で組織する「伊勢湾再生推進会議」を設立するとともに、平成 19（2007）年 3 月には「伊勢湾再生行動計画」を策定して、伊勢湾再生に向けたさまざまな取組を進めてきました。平成 29（2017）年度には計画に基づく取組を総括評価し、その課題をふまえ、引き続き、伊勢湾の再生に取り組むための第二期行動計画を策定し、さまざまな取組を進めています。

- ・NPO、学識者、市町等をメンバーとする「伊勢湾再生推進検討会」を設置し、さまざまな主体が協働連携する仕組みづくりについて検討するとともに、環境保全活動団体の意見交換会・交流会を開催し、情報の共有やネットワーク化を進めました。
- ・陸域からの負荷削減に向けて、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、地域の実情をふまえた下水道、集落排水、浄化槽等の事業を計画的効率的に進めました。
- ・海域の環境改善に向け、干潟・藻場の造成・再生等による底質改善に取り組みました。
- ・県民や漁業者、学校等が互いに連携し、水質モニタリング調査や川の健康診断を実施するなど、さまざまな主体が連携した取組を進めました。
- ・四日市大学等と連携し、生物生産に適した栄養塩濃度の解明や伊勢湾における貧酸素水塊の原因解明に向けた調査・研究を進めました。

（３）伊勢湾の総合的な利用と保全に係る広域連携の推進

伊勢湾およびその周辺地域の総合的な発展と保全を図るため、三県一市（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）が連携した取組を実施しています。水質部会では、令和 6（2024）年 2 月 22 日に伊勢湾およびその流域圏の再生・保全に関する研究会を開催しました。海洋ごみ対策検討部会では、普及啓発物品の共同作成・配布、国への提言・提案等を行うとともに、令和 5（2023）年 10 月 8 日には、NPO 団体等と協力し、清掃活動および意見交換会を鳥羽市答志島で実施しました。

また、森から川、海へのつながりを意識した伊勢湾流域圏における広域的な活動が広がるよう

「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を三県一市の連携により展開しました。

さらに、令和 6（2024）年 3 月、伊勢湾流域圏における広域的な地域計画「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」を、三県共同で策定しました。

（４）海岸漂着物対策の推進

海洋プラスチック等を含む県全域の海岸漂着物対策については、海岸管理者、民間団体、企業等による協力体制の構築と、流域圏の自治体との連携により、発生抑制対策を含めた環境保全活動を推進しました。

県および市町が行う海岸漂着物の発生抑制対策および回収処理事業については、地域環境保全対策費補助金を活用して実施しました。県の発生抑制対策として、啓発用資材（ブックレット等）の作成・配布、PR 動画を活用した SNS やテレビでの CM 放送、動画配信サービスなどにより情報発信を実施し、海岸漂着物問題の普及啓発に努めました。

また、海岸漂着物の実態を継続して把握するため、国のガイドラインに基づき、モニタリング調査を実施しました。

4 土壌・土砂等の対策の推進

4-1 新たな土壌汚染の防止

（１）土壌汚染対策法による規制

土壌汚染対策法では、土壌汚染の状況の調査の機会として、「① 有害物質使用特定施設の使用廃止時（第 3 条）、② 一定規模以上の形質変更の届出を受けたときに当該土地に汚染のおそれがあると知事が認めるとき（第 4 条）、③ 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると知事が認めるとき（第 5 条）」を定めています。

①～③の調査で土壌汚染により基準に適合しない場合は、その土地を要措置区域または形質変更時要届出区域に指定します。指定されると形質変更の方法や土壌の搬出を、法で定める基準で行う必要があります。

県内（保健所政令市である四日市市を除く。）における指定の状況は、要措置区域 2 件、形質変更時要届出区域 13 件です（令和 6（2024）年 3 月末現在）。

(2) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

土壌汚染の早期発見および拡散防止ならびに土壌汚染対策法の円滑な施行のため、三重県生活環境の保全に関する条例の規定により、大規模土地形質変更時の土地履歴調査およびそれに基づく土壌・地下水調査ならびに有害物質使用特定施設を設置する工場等における土壌・地下水調査を義務づけています。

また、土壌・地下水汚染を発見した場合は、知事へ届け出ることとしています。

令和5(2023)年度の汚染発見の届出は10件ありました。県は、立入調査を実施し、汚染の浄化等、適正な措置を指導しました。

(3) ゴルフ場の維持管理指導

ゴルフ場における農薬の安全で適正な使用を確保し、ゴルフ場およびその周辺地域の環境保全、災害の防止を図るため、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」に基づき、ゴルフ場事業者から維持管理状況等の報告を求めるなど、ゴルフ場の適正な維持管理の指導を行っています。

(4) ゴルフ場における農薬の適正使用

農薬の適正使用・保管については、農薬取締法に基づく、

- ・登録農薬の使用
- ・農薬表示事項の遵守
- ・危被害防止対策
- ・農薬の適正保管

について、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱の取扱いについて」で定められた調査、点検を実施するとともに、農薬使用管理責任者等を対象に農薬管理指導士研修会を開催し、ゴルフ場関係者の資質向上に努めています。また、農薬の適正使用による周辺環境の安全確保という観点に立って、「ゴルフ場における病害虫雑草安全防除指針」を策定し適用しています。

なお、令和5(2023)年度は、11、12月に県内ゴルフ場合計24か所を対象に農薬の保管状況等のパトロールを実施しました。

4-2 地下水の状況

近年、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水汚染が全国各地で顕在化しています。地下水はいったん汚染されるとその回復が難しいことから、汚染の未然防止を図ることが何よりも重要となっており、地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されています。

また、平成24(2012)年6月、水質汚濁防止法の改正施行から、施設・設備からの地下水汚染や作業に伴う非意図的な地下水汚染を防止するため、構造基準や定期点検等の規定が設けられました。

地下水の水質の状況を把握するため、「令和5(2023)年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(三重県)」に基づき、調査を実施しています。調査は、県、国土交通省中部地方整備局および四日市市が分担して行っています。

(1) 概況調査

平成3(1991)年度から平成14(2002)年度まで、地域の全体的な地下水質の状況を把握するため、県内全域を108メッシュ(市街地5km×5km、山間部10km×10km)に区分し、4年サイクルで県内を一巡する調査を実施しましたが、調査後10年を経過したことから、平成25(2013)年度から再度調査を実施しています。

令和5(2023)年度は、26地点を対象に概況調査を行ったところ、23地点で環境基準を満たしていましたが、3地点で環境基準を超過していました。超過の内訳は、砒素が2地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点でした。

※速報値のため、データ更新の可能性あり

(2) 継続監視調査

過去の概況調査等で環境基準(平成9(1997)年度までは評価基準)を超過して検出された地点において、地下水質の状況を経年的に監視するため調査を実施しています。

令和5(2023)年度は、9地点を対象に調査を行ったところ、3地点で環境基準を満たしていましたが、6地点で環境基準を超過していました。超過の内訳は、砒素が1地点、ふっ素が1地点、トリクロロエチレンが1地点、テトラクロロエチレンが3地点、総水銀が1地点でした。

※速報値のため、データ更新の可能性あり

(3) 評価と対策

令和 5 (2023) 年度は、概況調査において 26 地点中 3 地点で、継続監視調査において 9 地点中 6 地点で環境基準を超過していました。

今後も、県内の地下水汚染の状況、経年変化等を把握するため、地下水の水質調査を継続して実施し、環境基準を超過するなど、地下水の汚染が確認された場合は、利水状況に応じた指導を適切に行います。

※速報値のため、データ更新の可能性あり

4-3 地盤沈下の防止

(1) 地盤沈下の現状

昭和 30 年代後半からの高度経済成長期の地下水利用の増大に伴い、広い範囲で地盤が沈下するという現象が発生し、昭和 36 (1961) 年から令和 5 (2023) 年までの 61 年間に、桑名市長島町白鷺(水準点番号 C35-16)では、163.71cm の累積沈下量が記録されています。

北勢地域の地盤沈下は、工業用地下水採取の大幅な削減や水道用水の地表水への転換などにより、沈静化傾向にあります。しかし、平成 6 (1994) 年のような異常渇水時には、平年を大幅に上回る年間 2cm 以上の地盤沈下地域が観測されています。このように地盤沈下は降水量等の気象状況の影響を受けやすく、また、海拔 0m 地域にあっては年々わずかながらその地盤高が低くなっており、常に高潮・洪水・内水氾濫および地震災害等の潜在的危険性の高い地域となっています。

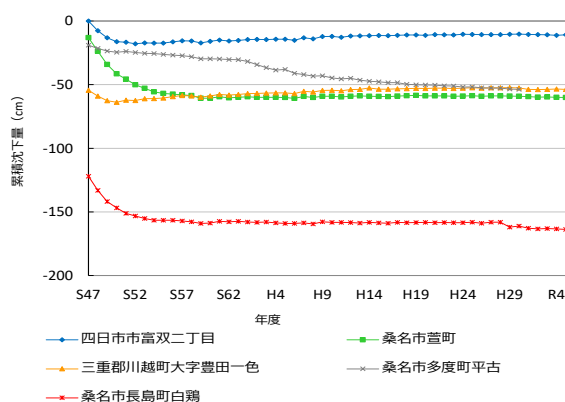


図 2-4-9 北勢地域主要水準の沈下状況

(2) 地盤沈下対策の推進

① 地下水採取の規制・指導

地下水の過剰揚水が地盤沈下の主要因であることから、昭和 32 (1957) 年以降、四日市市の一部と楠町(現四日市市)を工業用水法の指定地域として工業用の地下水採取を規制しています。

また、昭和 50 (1975) 年 4 月から、三重県公害防止条例(現三重県生活環境の保全に関する条例)の改正により、規制地域を拡大し、工業用以外の地下水採取も規制しています。

② 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の状況を把握し、かつ、地盤沈下を未然に防止するため、2つの方法により監視を行っています。

・水準測量による方法

愛知県豊明市にある基準水準点を不動点として、精密水準測量を実施し、地盤の上下変動を測定する方法で、各水準点の標高を測定し、前年との差から変動量を出し、地盤沈下の状況を把握しています。北勢地域の 2 市 3 町の地点で水準測量を行いました。近年では、平成 6 (1994) 年に、1cm 以上の沈下水準点が 37 点観測された以降、沈静化傾向であり、令和 5 (2023) 年に 1cm 以上の沈下は、1 地点で観測されました。

1cm 未満で沈下している観測点は多くあり、今後も継続した監視が必要となっています。

・地盤沈下観測井戸による方法

地盤沈下の主な原因である地下水位の低下の状況や地層別の収縮量(沈下量)を、観測井戸を設けて測定しています。地盤沈下と密接に関連する規制地域内の地区水位(年間平均)は、単年度では低下も見られますが、全般的には上昇傾向にあり、揚水量の削減効果が現れてきています。

③ 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱

愛知県、岐阜県、三重県の 3 県にまたがる濃尾平野の地盤沈下を防止するため、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」により、各種の地盤沈下防止等の対策を推進しています。

表 2-4-13 地盤沈下対策関連事業一覧表(要綱に基づく完了事業)(令和 6 (2024) 年 3 月末現在)

関 連 事 業 の 分 類	事業主体	事 業 内 容
代替水の供給に係る事業	三重県	北伊勢工業用水道事業
地盤沈下対策事業	三重県	地盤沈下対策土地改良事業 (伊勢島南部、源緑輪中、東汰上、東汰上二期、城南) 地盤沈下対策河川事業 (長島川) (鍋田川：休止中)
その他関連事業	三重県	湛水防除事業 (伊勢島北部、七取、木曾岬、長島北部、城南、今島、源緑輪中等)

ア 啓発・普及の推進

要綱で設定されている地下水採取目標量の遵守に向け、事業者に対して、地下水利用から表流水利用への啓発・普及等の対策を進めました。

イ 北伊勢工業用水道事業

北伊勢工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下に対する地下水代替水確保の必要性から、昭和 31 (1956) 年に給水を開始して以来、順次拡張を行い、令和 5 年 (2023) 年度は約 1 億 4,278 万 m³の工業用水を供給しました。

4-4 温泉の保護・利用

県内には、約 200 か所(令和 6 (2024) 年 3 月末現在)の源泉があり、その利用目的は湯治場等の保養的利用から、ゴルフ場、健康ランド等のレジャー的趣向へと多様化してきています。

また、全国的な温泉ブームにより温泉開発が増加しており、既設源泉の揚湯量の減少および泉質の低下が懸念されています。こうした中で、温泉の保護と利用の適正化等を図るため、地域の特性に即した指導を行っています。

令和 5 (2023) 年度は、温泉利用(浴用および飲用)について 30 件の許可を行いました。

表 2-4-14 温泉法に基づく許可実績の推移(単位：件)

種別 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
温 泉 掘 削	1	2	1	1	1	2	1	0	4	1	0	2	1	0
増掘及び動力装置	0	2	1	3	1	1	2	1	0	3	0	0	2	0
温 泉 利 用	33	34	43	40	32	40	29	53	33	23	26	28	33	30
合 計	34	38	45	44	34	43	32	54	37	27	26	30	36	30

4-5 土砂等の埋立て等の規制に関する条例

無秩序な土砂等の埋立て等による災害の未然防止および生活環境の保全に資することを目的とした三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例を令和 2 (2020) 年 4 月から施行しました。

令和 5 (2023) 年度は、土砂等の埋立て等が適正に行われるよう、条例に基づく土砂等の埋立て等を行う者などへ監視・指導を行い、157 件の立入検査を行いました。

また、令和 5 (2023) 年度は、16 件の許可を行いました。

5 良好な景観の形成

5-1 景観

本県は、山地・山脈、中山間地、農地、河川、海・海岸等といった多様な自然景観に加え、街道、歴史的まちなみ、集落といった歴史・文化的景観や市街地等の社会・経済的景観によって形成されています。

県では、景観づくりの基本となる三重県景観づくり条例を、平成 19 (2007) 年 10 月 20 日に制定するとともに、景観法に基づく「三重県景観計画」を、平成 20 (2008) 年 4 月 1 日から運用し、届出制度を通じた良好な景観づくりを推進しています。

また、市町や地域が主体となって取り組む景観づくりを支援しています。現在、県内10市が景観行政団体となり、それぞれの地域での景観づくりを進めています。

さらに、公共事業や公共施設の整備の実施にあたっては、地域の景観特性に配慮することとしています。

5-2 屋外広告物の規制等による良好な景観形成

屋外広告物は、情報の伝達や街の活性化に不可欠なものですが、無秩序な設置は自然や街の景観を損なうことになりかねず、また、転倒や落下により、歩行者等が危害にさらされるおそれもあります。このため、三重県屋外広告物条例を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止という3つの観点から、必要な規制・指導を行うとともに、三重県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物沿道景観地区として、7地区を指定し、良好な景観形成を積極的に推進しています（表2-4-15）。

表2-4-15 屋外広告物沿道景観地区
（令和6（2024）年3月末現在）

地区名	場所
伊勢志摩 屋外広告物 沿道景観地区	国道167号の国道23号との交点から県道阿児磯部鳥羽線との交点までの区間（国道42号との重複区間を含む。）および当該区間の道路端から両側100m以内の区域。（家屋連担地域にあっては30m）
伊勢志摩 屋外広告物沿 道景観B地区	伊勢市内の県道鳥羽松阪線度会橋から県道伊勢磯部線浦田橋までの区間および当該区間に接する敷地を含む。
伊勢志摩 屋外広告物沿 道景観C地区	国道167号のうち、志摩市阿児町鶴方の県道鳥羽阿児線との金谷橋交差点から志摩市阿児町鶴方の国道260号との赤松ヶ谷交差点までの区間および国道260号のうち、志摩市阿児町鶴方の国道167号との赤松ヶ谷交差点から志摩市志摩町御座の市道マサキ線との交差点までの区間および当該区間の道路端から両側100m以内の区域。（家屋連担地域にあっては30m）
奥伊勢 屋外広告物 沿道景観地区	国道42号の伊勢自動車道勢和多気インター交差点から大紀町と紀北町との境までの区間および当該区間の道路端から両側100m以内の区域。（家屋連担地域にあっては30m）
紀北 屋外広告物 沿道景観地区	国道42号の大紀町と紀北町との境から尾鷲市と熊野市との境までの区間および当該区間の道路端から両側100m以内の区域。（家屋連担地域にあっては30m）
紀南 屋外広告物 沿道景観地区	国道42号の尾鷲市と熊野市の境から和歌山県境までの区間および当該区間の道路端から両側100m以内の区域。（家屋連担地域にあっては30m）
国道311号 屋外広告物 沿道景観地区	国道311号のうち、尾鷲市新矢ノ川橋西から熊野市大泊地内の国道42号との交差点までの区間および熊野市立石南から和歌山県境までの区間および当該区間の道路端から両側100m以内の区域。

5-3 地区計画制度の活用

各地区の特性を生かし地区住民の合意のもとに、建築物の用途、高さ、壁面の位置、形態や意匠等を定めた地区計画を都市計画法に基づき策定することにより、景観に配慮したきめ細かなまちづくりを推進しています。

5-4 風致地区等の活用

都市景観の重要な要素である樹林地等の緑を保全し、風致の維持に支障を及ぼす建築物や宅地の造成等を規制するため、風致地区を定め、都市における自然景観の形成を図っています。

5-5 地域の特性を生かした景観形成の推進

（1）景観形成施策の展開

景観法に基づく「三重県景観計画」を策定し、平成20（2008）年4月1日から運用しており、地域の特性を生かした景観づくりを県内全域で展開するため、次の取組を実施しています。

① 市町における景観づくりの促進

市町における主体的な取組を支援し、市町の景観法に基づく景観計画の策定等を促進するため、景観アドバイザーや職員の派遣等を行います。

② 景観づくりに関する普及・啓発

地域住民や市町の景観づくりに対する意識の高揚、啓発を図るため、景観交流会への景観アドバイザーの派遣等を行います。

（2）地域の特性を生かした景観まちづくりの実施

地域の創意工夫やニーズを反映した県民満足度の高い社会資本整備の実現をめざすため、良好な景観や歴史的なまちなみ等の地域資源に配慮した県有施設の整備済箇所について積極的に情報発信を行い、まちの良好な景観形成を推進します。

5-6 道路・沿道景観の保全・創出

(1) 潤いのある道路空間の創造

道路利用者が安心して自由に立ち寄り、利用できるパーキングとして、また文化・歴史・特産物等を紹介する情報発信の場として「道の駅」を整備しています。「道の駅」は、「休憩施設」と「地域の交流を促進するための施設」を一体化した一般道路の多機能型休憩施設であり、令和6(2024)年2月現在、登録されている「道の駅」は全国で1,213駅、県内では18駅あります(表2-4-16)。

表 2-4-16 三重県内で登録されている「道の駅」
(令和6(2024)年3月現在)

駅名	所在地	路線名
飯高駅	松阪市	国道166号
菰野	菰野町	国道477号
紀宝町ウミガメ公園	紀宝町	国道42号
パーク七里御浜	御浜町	国道42号
海山	紀北町	国道42号
奥伊勢木つつき館	大紀町	国道42号
熊野きのくに	熊野市	国道42号
茶倉駅	松阪市	国道166号
奥伊勢おおだい	大台町	国道42号
美杉	津市	国道368号
関宿	亀山市	国道1号
伊勢志摩	志摩市	国道167号
紀伊長島マンボウ	紀北町	国道42号
あやま	伊賀市	(主) 甲南阿山伊賀線
いが	伊賀市	国道25号
津かわげ	津市	国道23号
熊野・花の窟	熊野市	国道42号
熊野・板屋九郎兵衛の里	熊野市	国道311号

(2) 街路の整備

街路は、都市内の重要な公共空間の一つです。県民に親しまれ、生活に潤いを与える場として、アメニティの高い道路空間の創出に配慮しながら、整備を進めています。

表 2-4-17 街路の整備状況(令和5(2023)年度)

路線名	都市名
桑部播磨線	桑名市
野町国府線	鈴鹿市
外宮常磐線	伊勢市
本町宮川堤線	伊勢市
尾鷲港新田線	尾鷲市

5-7 農村地域における生活環境の改善

農村地域の環境保全において、多面的機能支払などにより、さまざまな主体が参画する環境保全活動等を支援することで、地域を支える活動の担い手を育成しています。

また、令和5(2023)年度は、農道(6地区)の整備により、農村地域における利便性の向上や生活環境の改善を進めました。

5-8 中山間地域等の支援

中山間地域等直接支払は、農業の多面的機能の維持増進に向け、中山間地域等における農業生産活動の不利を補正する制度です。

令和5(2023)年度には、234集落の2,190haで営農の継続による多面的機能の維持に向けた支援を進めました。

5-9 森林病虫害等の防除

林業を取り巻く情勢が厳しい中、森林の管理水準の低下により、森林病虫害等の被害の早期発見や迅速な防除のための体制強化の必要性が高まっています。

県内における松くい虫被害は、長期的には昭和56(1981)年をピークに年々減少し、令和5(2023)年度はピーク時の1%未満になっています(図2-4-10)

しかし、高温小雨の気候が続けば、再び被害が拡大するおそれもあり、なお予断を許さない状況にあります。

松くい虫被害対策は、森林病虫害等防除法に基づき、関係市町と連携を図りながら、公益的機能の高い重要な松林を中心に、効果的な防除に努めています。令和5(2023)年度は市町により、薬剤の散布による予防措置や、被害木の駆除措置が実施されました。

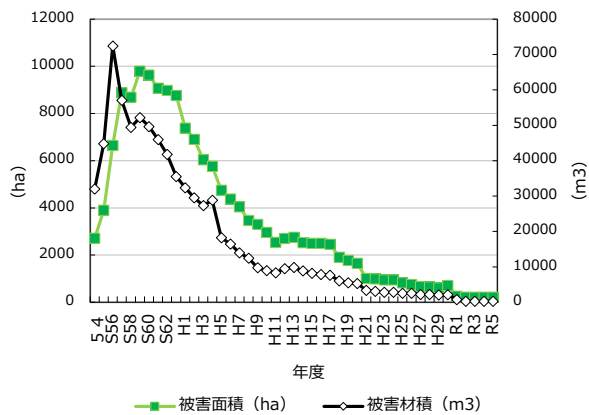


図 2-4-10 三重県下松くい虫被害の推移

表 2-4-18 森林病虫害等の防除状況
(令和 5 (2023) 年度)

実施主体	内 容
市 町	予防措置 (地上散布24ha) 駆除措置 (特別伐倒駆除56㎡)

6 歴史的・文化的環境の保全

6-1 指定文化財の保存・活用

本県には、特色ある歴史風土に育まれた数多くの優れた歴史的・文化的資産（文化財）があります。

しかしながら、経年変化による損傷や過疎化・少子高齢化等による保護の担い手の減少など多くの課題があり、適切な保存と、積極的な活用を図ることが困難になりつつあります。

令和 5 (2023) 年度は、指定文化財等の現状を把握するため、文化財保護指導委員会を中心に必要な巡視・調査を行いました。さらに、適切な保存とその活用を図るため、所有者や管理者等が行う保護事業に対して支援しました。

6-2 登録有形文化財の保存・活用

県内では、旧飯南郡図書館をはじめとする公共建築や紡績工場等の建造物など、約 630 件の近代化遺産が確認されています。

これらの保存・活用については、文化財登録制度の導入に伴い、各都道府県での対応が求められており、令和 5 (2023) 年度は、澄野家住宅、乾家住宅、旧加藤家住宅、旧吉津郵便局舎、清風

亭、星家住宅の 6 箇所（件数は 8 件）が国の登録有形文化財（建造物）に登録されました。

6-3 埋蔵文化財の調査・保存

県内では、約 14,500 件の埋蔵文化財の存在が確認されており、各種開発事業に際しては、原則としてそれらを現状保存することとしています（表 2-4-19）。

しかし、埋蔵文化財の保護と開発との調和を図る上から、やむを得ず事前に発掘調査を実施して、結果を記録として後世に残すことも行っています。

令和 5 (2023) 年度に、三重県埋蔵文化財センターが各種開発に伴い実施した発掘調査は 5 遺跡、斎宮歴史博物館が斎宮跡の解明のため実施した発掘調査は 1 地区でした。

表 2-4-19 三重県内の埋蔵文化財数
(令和 6 (2024) 年 3 月末現在)

遺 物 散 布 地	4,890
古 墳	7,152
社 寺 跡	435
城 館 跡	1,303
生 産 遺 跡 等	254
そ の 他	453
合 計	14,487

6-4 史跡等指定地域の公有地化の推進

史跡斎宮跡等では、史跡の有効活用を図るため、公有化が進められています。

史跡の公有化の推進と保存・活用を進めるため、令和 5 (2023) 年度においても、引き続き、国指定史跡等の土地買上、整備事業等への支援を行いました。

6-5 歴史的・文化的な遺産

我が国の中央部に位置し、東西日本の結節点として古くから開けてきた本県には、数多くの歴史的・文化的な遺産があります。

その中で重要なものについては、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物に指定され保存・活用されています（表 2-4-20）。

表 2-4-20 三重県内の国・県指定等文化財数
(令和 6 (2024) 年 3 月末現在)

種別		国	県	計
重要文化財	建造物（内、国宝 2）	26	46	72
	絵画	20	44	64
	彫刻	67	115	182
	工芸品	19	60	79
	書跡・典籍・古文書（内、国宝文書 3）	44	59	103
	考古資料（内、国宝 1）	11	31	42
	歴史資料	4	10	14
小 計		191	365	556
無形文化財	工芸技術	1	1	2
	芸能	0	1	1
小 計		1	2	3
民俗文化財	無形民俗文化財	10	38	48
	有形民俗文化財	1	25	26
小 計		11	63	74
記念物	特別史跡	1	—	1
	特別天然記念物	2	—	2
	特別名勝及び天然記念物	1	—	1
	史跡	37	71	108
	史跡及び名勝	0	3	3
	史跡及び天然記念物	0	0	0
	名勝	6	8	14
	名勝及び史跡	1	0	1
	名勝及び天然記念物	0	1	1
	天然記念物（地域を定めず）	15	4	19
	天然記念物	21	78	99
	天然記念物及び名勝	1	1	2
小 計		85	166	251
伝統的建造物群保存地区（選定）		1	—	1
文化財の保存技術（選定）		0	0	0
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（選択）		15	11	26
重要文化的景観（選定）		0	0	0
登録有形文化財（建造物）		319	—	319
登録有形民俗文化財		1	—	1
登録記念物		2	—	2
合 計		338	11	349
総 計		626	607	1,233

6-6 三重県総合博物館(MieMu)の活用

三重県総合博物館（MieMu）では、県内の博物館、市町や大学、学校、企業等の関係機関、地域のさまざまな主体と連携協力して、三重の自然と歴史・文化に関する資産を保全・活用することとしています。

令和 5（2023）年度は企画展「親鸞と高田本山 専修寺国宝からひろがる世界」を開催し、専修寺が所蔵する国宝の『三帖和讃』や『西方指南抄』などの普段は見ることのできない歴史的に重要な資料の展示をとおして、文化財への理解を深める取組を行いました。

6-7 熊野参詣道(伊勢路)の保全

熊野参詣道伊勢路を含む「紀伊山地の霊場と参詣道（さんけいみち）」は、吉野・大峯、熊野三山、高野山の三霊場とこれらを結ぶ大峯奥駈道、熊野参詣道、高野参詣道の参詣道からなる文化遺産で、平成 16（2004）年 7 月にユネスコの世界遺産に登録され、平成 28（2016）年 10 月に、和歌山県内の熊野参詣道中辺路 9 地点、大辺路 9 地点、および高野参詣道の 4 地点が追加登録されました。登録にあたっては、これらの遺産が、日本の信仰や文化に多大な影響を与え、また、良好な形で継承されていることが評価されました。

世界遺産の登録資産は、三重、奈良、和歌山の三県にまたがっており、県内では、熊野古道として親しまれている熊野参詣道伊勢路のうち、往時の状況を残す峠道を中心とした約 33km が世界遺産に登録されています。県では、奈良県、和歌山県および県内の資産が所在する市町と連携して、世界遺産の適切な保全にあたっています。

第3節 令和 6 年度以降の取組方向

1 大気環境の保全

1-1 大気汚染の防止

(1) 工場・事業場対策の推進

① 監視・指導の実施

工場等から排出される大気汚染物質、また、平成 30 (2018) 年 4 月から、新たに規制が始まった水銀の排出を削減するため、大気汚染防止法や三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、規制対象工場への立入検査等により、引き続き、監視・指導していきます。

② 問題発生工場等に対する調査指導

大気汚染被害の発生源となった工場などに対し被害発生の実態把握と発生原因の究明を図り、必要な対策を指導します。

③ 大気汚染に係る緊急時の措置

大気環境の状況を継続して監視測定するとともに、緊急時には「大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づく措置を実施します。

(2) 光化学スモッグ対策の推進

① 光化学スモッグに係る緊急時の措置

県内 17 発令地域の各関係機関と連携を図り、学校等に対し光化学スモッグ緊急時の措置を求め、被害の未然防止に万全を期します。

② 光化学オキシダント予測システムの運用

予測システムにオキシダントの新しい知見を加味しながら、運用を実施します。

(3) 石綿（アスベスト）の飛散対策の推進

令和 2 (2020) 年の大気汚染防止法改正により、特定建築材料の対象拡大と令和 4 (2022) 年 4 月 1 日から電子システムによる事前調査結果の報告が義務づけられ、規制が強化されました。引き続き、適切な解体等作業が行われるよう関係団体と連携を図り、事業者等へ指導していきます。

(4) 重金属等の有害化学物質への対応

大気中の有害化学物質（22 の優先取組物質および水銀等）の濃度を、四日市市と連携して、引き続き、調査します。

また、有害化学物質の使用事業者へ排出抑制に関する最新情報を提供し、自主的な排出抑制を促します。

(5) 有害化学物質（ダイオキシン類）への対応

ダイオキシン類について、発生源となる焼却施設等の監視、排出の規制および施設の改善指導を行います。

また、ダイオキシン類による環境汚染の実態を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水、土壌等の各地点で定期的なモニタリングを行います。

1-2 自動車環境対策の推進

(1) 自動車排出窒素酸化物等総量削減計画の推進

国が平成 23 (2011) 年 3 月に示した総量削減基本方針に基づき、「三重県総量削減計画」を平成 25 (2013) 年 3 月に策定しました。対策地域内の環境基準の達成状況をふまえながら取組を進めます。

(2) 監視・調査の実施

沿道の大気環境の状況について常時監視するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握するため、「三重県総量削減計画」に基づく進捗管理調査等を実施します。今後は、対策地域における環境基準の確保の評価を行っていきます。

(3) 自動車使用管理計画の策定

自動車 NOx・PM 法に基づき、対策地域内で 30 台以上の自動車を使用している事業者に対し、自動車使用管理計画の策定を指導するとともに、定期的な報告により同計画の進捗状況を把握します。

(4) 低公害車の普及

低公害車の一つである天然ガス自動車の普及を促進するため、県内の事業者が天然ガス自動車を導入する際、経費の一部を国と協調して補助します。

(5) アイドリング・ストップの推進

駐車場管理者が行うアイドリング・ストップの周知への支援および県民へのアイドリング・ストップの普及啓発を進めます。

(6) 交通管制システムの効果的活用

交通渋滞に係る情報を収集・分析することにより、運転者に的確な情報提供を行うとともに、交通の情報に応じた最適な信号制御を行い、交通の円滑化を図っていきます。

(7) 公共交通等の利用促進

国や市町、関係団体、交通事業者、企業等さまざまな主体と連携・協力してモビリティ・マネジメントの推進に取り組み、バスや地域鉄道等の公共交通の利用促進を図ります。

1-3 騒音・振動・悪臭の防止

(1) 騒音・振動に係る工場・事業場に対する規制・指導等

騒音規制法、振動規制法および三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、市町と連携して、規制対象工場・事業場への立入検査や指導、啓発を行います。

また、騒音規制法、振動規制法の規制地域・規制基準等について、町の要望を受けて指定します。

(2) 都市生活騒音対策

① 近隣騒音対策

生活騒音の防止のためのモラルの高揚を図るため、県ホームページで啓発を行います。

② 未規制事業場（施設）対策

未規制事業場（施設）による騒音苦情の実態を把握するため、市町との連携を図り、騒音測定等を適宜実施します。

(3) 主要道路沿道の騒音マップの公開

環境騒音（道路に面する地域）の地域評価については、道路に面する一定地域内の住居等のうち、騒音レベルが環境基準値を超過する戸数お

よび超過する割合で評価する面的評価により行うこととされています。市と連携して評価を行い、主要道路沿道の騒音マップを環境省のホームページで公開していきます。

(4) 悪臭に係る工場・事業場に対する規制・指導等

工場等に対し、市町と連携して悪臭の防止の指導・啓発を行います。

また、濃度規制の地域拡大と複合臭に対応できる臭気指数規制の導入について、市町に助言を行うとともに、町の要望を受けて規制地域・規制基準を指定します。

(5) 畜産経営に起因する悪臭の防止

悪臭防止について、家畜排せつ物法に基づき、畜産農家に対して家畜ふん尿の適正処理についての指導を行います。

2 水環境の保全

2-1 水質汚濁の防止

(1) 水質の監視

公共用水域や地下水の水質を継続的に監視することにより、水質の状況や経年変化を把握し、水質汚濁の防止、汚濁負荷量の削減を進めます。

(2) 環境基準類型の指定・見直し

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として定められており、当該水域における水道水源や水産養殖での利用、水生生物の保全の必要性等をふまえ、環境基準の類型を指定することにより水質汚濁の防止を図っています。

また、環境基準の類型を指定した水域のうち、環境基準の達成状況、汚濁源の状況変化等から、より上位の環境基準類型への見直しが適当である水域については、適宜環境基準類型の見直しを行うことでさらなる水質改善を図ります。

平成 26（2014）年度、本県の 43 河川を対象に、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型を指定しました。引き続き、これらの河川について、水生生物の保全に係る水質環境基準の達成状況を確認していきます。

(3) 工場・事業場に対する規制・指導

県内の規制対象事業場の立入検査等を実施することにより、排水基準の遵守、排水処理施設の適切な維持管理等を徹底し、公共用水域の水質汚濁の防止を図ります。

(4) 畜産経営に起因する水質汚濁の防止

水質汚濁防止について、家畜排せつ物法に基づき、畜産農家に対して家畜ふん尿の適正処理についての指導を行います。

2-2 生活排水対策の推進

(1) 生活排水処理施設整備の推進

下水道、集落排水施設、浄化槽等を所管する関係部局が連携し、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、計画的かつ効率的な生活排水処理施設の整備の推進を図ります。

(2) 浄化槽の設置の促進

① 公共浄化槽等整備促進事業

市町が事業主体となって浄化槽の面的な整備を図る事業であり、令和 6（2024）年度は 6 市町において実施され、地方債償還のための基金造成に対し補助を行います。

② 浄化槽設置促進事業

単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併浄化槽への転換を図る事業であり、令和 6（2024）年度は、20 市町を対象に単独処理浄化槽やくみ取り便槽の撤去費用および宅内配管費用の補助を行います。

(3) 生活排水対策の啓発等

① 生活排水による汚濁負荷低減

単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を図るため、新聞広告等さまざまな媒体を通じて、県民に対して啓発を行います。

② 浄化槽等の適切な維持管理

公共用水域の保全を図るため、引き続き、浄化槽等の適正な維持管理を実施するよう浄化槽管理者等に対して指導を行います。

3 伊勢湾の再生

(1) 水質総量規制の推進

伊勢湾においては、環境基準達成率が徐々に上昇していますが、依然として大規模な貧酸素水塊が発生しています。また、海域の栄養塩類減少等により水産資源等の生物生産性が低下しています。

そのため、環境基準の達成と生物生産性・生物多様性が調和・両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、令和 4（2022）年 10 月に策定した「第 9 次水質総量削減計画」を推進していきます。

(2) 伊勢湾の総合的な利用と保全に係る広域連携の推進

伊勢湾およびその周辺地域の総合的な発展と保全を図るため、三県一市等との連携協力により、普及啓発物品の共同作成・配布、国への提言・提案等を実施します。

また、海洋ごみ対策については、「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、広域的な発生抑制対策に取り組みます。

(3) 伊勢湾の再生

「きれいで豊かな伊勢湾」の再生に向け、生物の生息場となる干潟・浅場・藻場の保全・再生・創出や適正な流入負荷量の設定・管理に関する調査研究について、大学や水産部局とも連携して進めていきます。

また、生物生息環境に配慮しつつ、「第 9 次水質総量削減計画」に基づき、「きれいで豊かな伊勢湾」の再生に向けて、関係機関と連携し、総合的な水環境改善に取り組んでいきます。

4 土壌・土砂等の対策の推進

(1) 土壌汚染対策の推進

土壌汚染対策法および三重県生活環境の保全に関する条例に基づき土壌・地下水汚染の届出があったものについて、適正な措置を指導するとともに、人への健康被害のおそれがあるものについて、周辺環境の調査を行います。

(2) ダイオキシン類環境実態調査の実施

地下水および土壌中のダイオキシン類の実態把握のため、県内の地下水および土壌の環境調査を実施します。

(3) 地盤沈下対策

① 地盤沈下対策の推進

ア 地下水採取の規制・指導

工業用水法、三重県生活環境の保全に関する条例および「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、対象となる揚水設備の所有者に対する地下水の採取の規制・指導を実施します。

イ 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の動向を把握するため、水準測量調査を実施し、桑名市、四日市市、木曽岬町および川越町地内の既設井戸を利用して年間の地下水位の動向を調査します。

ウ 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱

要綱推進調査として地盤沈下の調査研究および地下水採取量の把握をします。

② 北伊勢工業用水道の整備

強靱な工業用水道の構築を図るため、主要施設等の耐震化を進めるとともに、経年劣化した施設の更新などの老朽化対策に加え、風水害対策に取り組みます。

また、企業誘致担当部局等とも連携し、地下水から工業用水道への水源転換や新規企業立地に伴う工業用水の供給など、工業用水道の需要拡大を進めていきます。

(4) 温泉の保護・利用

温泉の保護と適正な利用等を図るため、地域の特性に即した指導を行います。

(5) 土砂等の埋立て等の規制に関する条例

土砂等の埋立て等が適正に行われるよう、条例に基づく土砂等の埋立て等を行う者等への監視・指導を行います。また、条例に基づく申請に対し、許可基準の適合性について厳格に審査します。

5 良好な景観の形成

(1) 市町における景観形成の促進

市町の良好な景観づくりへの主体的な取組を支援し、市町における景観計画の策定等を促進するため、景観アドバイザーや職員を派遣します。

(2) 景観形成に関する普及・啓発の実施

地域住民や市町の景観づくりに対する意識の高揚、啓発を図るため、景観交流会への景観アドバイザーの派遣などを行います。

(3) 景観まちづくりの推進

地域の創意工夫やニーズを反映した県民満足度の高い社会資本整備の実現をめざすため、良好な景観や歴史的なまちなみ等の地域資源に配慮した県有施設の整備済箇所を積極的に情報発信し、まちの良好な景観形成を推進します。

(4) 屋外広告物の規制等による良好な景観形成

屋外広告物に関する啓発、指導、取締りを行うとともに、9月10日の「屋外広告の日」に加え、9月1日から9月10日までの「屋外広告物適正化旬間」にあわせ、関係機関と連携したキャンペーン活動を行います。

(5) 地区計画制度の活用

令和6(2024)年度においても市町による地区計画の策定を促進します。

(6) 道路・沿道景観の保全・創出

次のとおり、街路の整備を実施します。

表 2-4-21 街路の整備（令和6（2024）年度）

路 線 名	都 市 名
桑部播磨線	桑名市
野町国府線	鈴鹿市
外宮常磐線	伊勢市
本町宮川堤線	伊勢市
尾鷲港新田線	尾鷲市

(7) 農村景観の保全

① 農村の総合的な整備（実施2地区）

農業集落の周辺地域における農業生産性の向上を図るため、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な農村生活環境の整備を総合的に実施し、地域の総合的な振興を図ります。

② 中山間地域の総合的な整備（実施7地区）

中山間地域において、それぞれの地域の立地条件に沿った農業生産基盤と農村生活環境の整備をあわせて総合的に行うことにより、農業・農村の活性化を図り、農村地域における生産性と利便性の向上を図ります。

(8) 良好な自然景観の保全

海岸環境や港湾環境の整備、海浜の清掃等の実施により、海につながる景観づくりを推進します。

(9) 松林等の病虫害の防除

松くい虫等の病虫害による森林被害は、森林資源の損失にとどまらず、森林の公益的機能の低下等につながるものです。

このため、関係市町の松くい虫被害対策が効果的に実施されるよう、指導および情報提供を行い、被害の拡大防止に努めます。

6 歴史的・文化的環境の保全

(1) 指定文化財の保存・活用

特に重要な文化財について、将来にわたって保存・活用するため、指定等を行います。また、指定文化財等の現状を把握するため、文化財保護指導委員会を中心に巡視・調査を行い、さらに、適切な保存とその活用を図るため、所有者や管理者等が行う保護事業に対して支援します。

(2) 埋蔵文化財の調査・保存

① 公共事業に伴う発掘調査

三重県埋蔵文化財センターが、各種開発に伴い発掘調査を行います（表 2-4-22）。

表 2-4-22 発掘調査予定（令和6（2024）年度）

	遺跡数	面積（㎡）
農林水産部関連	2	1,210
県土整備部関連	1	873
教育委員会関係	1	2,503
合 計	4	4,586

② 斎宮跡の発掘調査

斎宮歴史博物館では、史跡斎宮跡の解明のための発掘調査を令和6（2024）年度は2か所で実施し、発掘調査の様子を積極的に公開します。

また、これまでの調査成果を整理するとともに、公開します。

(3) 史跡等指定地域の公有地化の推進

史跡の公有地化と保存・活用を図るため、斎宮跡などの土地公有化および史跡整備に対し補助を行います。

(4) 三重県総合博物館（MieMu）の活用

教育委員会事務局社会教育・文化財保護課および市町教育委員会文化財所管課と連携し、カモシカ、ネコギギ、オオダイガハラサンショウウオ等の情報収集に努めます。

また、県内の関係機関や個人が調査等で収集した標本や資料を受け入れ、適切に保存・管理・活用します。

(5) 歴史・文化の薫るまちなみの保全・整備

亀山市関宿の伝統的建造物群や、まちなみの一部を形成する国・県指定文化財（建造物および史跡）に対し、保存修理等を実施し、その保存・活用を支援します。

(6) 熊野参詣道（伊勢路）の保全・保護

世界遺産に登録されている資産は、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）に即した遺産の保護や周辺環境の保全対策が必要となります。環境や景観を損なうことなく遺産を守っていくため、文化財保護法による保護、さらに、自然公園法、森林法、河川法あるいは関係する市町の景観保護条例等により適切な措置を講じていきます。

また、世界遺産を継承していくため、世界遺産の所在地域において、「価値」に気づくための普及啓発事業等を推進します。

コラム⑨

広域連携による海洋ごみ対策の推進

～「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」の策定～



1. 計画策定の背景

海洋ごみ（漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみの総称）は、海洋環境に深刻な影響を与えることから、世界規模での問題となっています。海洋ごみによる海洋汚染を防止・削減することは、持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの一つにも掲げられており、世界中で海洋ごみ対策が進められています。

県では、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海洋ごみの回収処理や発生抑制対策の取組を行っています。伊勢湾の海洋ごみの中には、河川等を通じて内陸地域から流出したものも含まれており、効率的かつ効果的に海洋ごみ対策を推進していくためには、流域圏で連携して取り組むことが重要です。

この考えのもと、伊勢湾流域圏の岐阜県、愛知県、三重県（以下「三県」）は、令和6（2024）年3月、全国初^{※1}となる「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画^{※2}」を策定し、三県の連携協力により、海洋ごみ削減のための取組を進めることとしています。

※1 複数自治体の共同計画は全国初。

※2 海岸漂着物処理推進法第14条に基づく。



漂着ごみ



計画の位置づけイメージ

2. 広域計画の概要

（1）共通理念および基本方針

① 流域圏の共通理念

“私たちの暮らしと海とのつながりを大切に”をスローガンとして、内陸地域から沿岸地域までの多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、流域圏が一体となって伊勢湾の海洋ごみ対策を実施します。このことにより、伊勢湾全体の景観や海洋環境の保全を図り、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生をめざします。



清掃活動の様子

② 取組の基本方針

◇ 調査・研究による実態把握 ◇ 発生抑制対策の推進 ◇ 多様な主体間の連携の確保

(2) 広域連携による海洋ごみ対策

① 調査・研究による実態把握

調査手法やデータの集計・表示方法を統一したうえで、海洋ごみの実態把握調査を実施します。そこで得られた海洋ごみ等の分布状況、発生源、流出時期等に関する調査結果については、各県の発生抑制対策や回収・処理などの対策にフィードバックします。



漂着ごみの分類調査

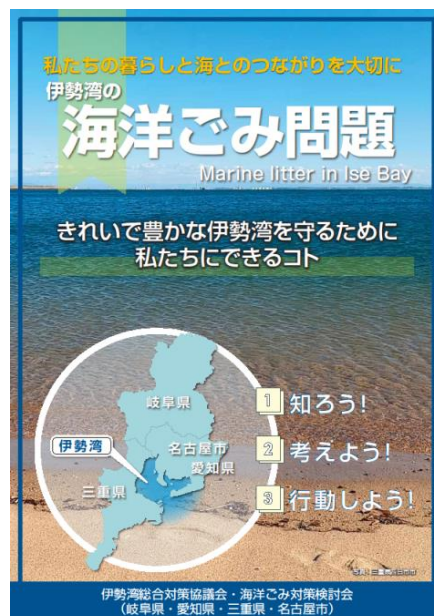
② 発生抑制対策の推進

➤ 広域的な普及啓発の実施

多様な主体と連携した広域的な普及啓発を実施することで、伊勢湾流域圏での発生抑制対策を進めていきます。普及啓発に関する情報は、環境学習やイベント、三県のウェブサイト等のさまざまな情報媒体を活用して発信することで、社会にフィードバックします。

➤ 特定のごみ等を対象とした流域圏での対策

プラスチック類等の特定のごみ等を対象とする対策を伊勢湾流域圏の県民の皆さんや事業者等に呼びかけ、海洋ごみの発生抑制に向けた行動を積極的に実施するよう促します。



海洋ごみ問題の啓発チラシ
(海洋ごみ対策検討会作成)

③ 多様な主体間の連携の確保

広域的な発生抑制対策を進めるために、三県および名古屋市で構成する海洋ごみ対策検討会（事務局：三重県）や各県の海岸漂着物対策推進協議会を活用することで、三県、県民の皆さん、民間団体、事業者、市町村、海岸管理者等の多様な主体間の連携を確保します。

令和6（2024）年度は、「伊勢湾流域圏の一斉清掃」として、三県が連携し、伊勢湾流域圏のさまざまな場所での清掃活動の実施を呼びかけていきます。

また、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」では、民間団体等によって行われている清掃活動の成果を取りまとめています。清掃活動の様子や県の取組についての情報は SNS 等で発信していますので、ぜひご覧ください。



コラム⑩

三重県の大気の現状

～光化学オキシダントと自動車から排出される窒素酸化物に関する調査～

県では、昭和 30 年代から 40 年代にかけ、工場・事業場からの排ガスに含まれるばい煙等による大気汚染により、多くの人々がぜん息で苦しみ、「四日市公害」が社会問題となりました。その後、県民の皆さん、企業、四日市市、県の努力により、大気汚染は大きく改善し、大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物の濃度は環境基準を達成することができました。しかし、環境基準項目の一つである光化学オキシダントは、現在も全国で環境基準を達成できていない状況が続いています。

この光化学オキシダントは、オゾン (O_3) を主体とする酸化物質であり、大気中に存在する窒素酸化物 (NO_x) や炭化水素に紫外線が当たると発生します。光化学オキシダントの濃度が高くなると、大気中に霧 (もや) がかったような状態となり、山などがかすんで見えます。このような状態を光化学スモッグとよんでいます (図 1)。

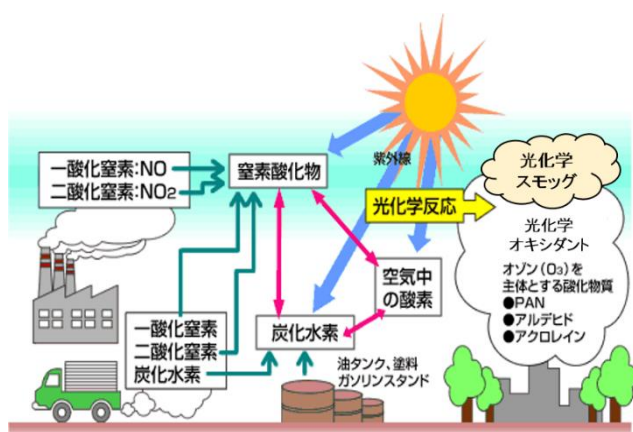


図 1 光化学スモッグ発生図 (三重県 HP より引用)

<https://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/12472014776.htm>

光化学スモッグが発生すると、屋外にいる人の眼や鼻、喉などの粘膜が刺激され、「目がチカチカする」、「呼吸が苦しくなる」などといった、健康被害が生じるため、有効な対策が求められています。そのため、全国の自治体では、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントに関する研究が進められています。今回、原因物質の一つである窒素酸化物を排出する自動車に着目し、排気ガスの影響が大きい沿道において、オゾンと窒素酸化物の現状と関係性を調査しました。

- ① 鈴鹿(白子)
- ② 伊勢(長屋)
- ③ 鳥羽(鳥羽高校)



図 2 調査地点

【調査期間】

令和 2 (2020) 年 5 月から令和 4 (2022) 年 11 月 (季節ごと、計 11 回)

【調査方法】

幹線道路である国道 23 号の沿道 2 地点 (① 鈴鹿、② 伊勢) と、比較対象として郊外 1 地点 (③ 鳥羽) の計 3 地点で、オゾンおよび窒素酸化物の測定を実施しました (図 2、図 3)。

【調査結果】

1. 地点による変動調査（図4）

オゾン濃度は、沿道（①、②）、郊外（③）ともに大きな差はみられませんでした。

窒素酸化物濃度は、沿道が郊外よりも高濃度を示す傾向がみられました。また、北部の方が高濃度を示す結果となっており、自動車、特に大型車の影響により、窒素酸化物濃度が上昇したと推測されます。

2. 季節による変動調査（図5、図6）

オゾン濃度は、どの地点も毎年春季に最も上昇し、夏季から冬季にかけて低下しており、地点による濃度差もほとんどみられませんでした。

逆に、窒素酸化物濃度は、秋季から冬季に上昇し、春季から夏季に低下しており、冬季ほど地点による濃度差が大きくなる傾向がみられました。これは、冬季は大気が安定し、汚染物質が滞留しやすくなることや、地点ごとの人口の違いによる暖房等燃焼機器の燃料使用量の差が原因として推測されます。

【まとめ】

オゾン濃度が春季に高くなったのは、春から初夏にかけては紫外線が強く、窒素酸化物や炭化水素などと光化学反応を起こし、オゾンが生じやすくなるためと推測されます。これは、光化学スモッグ予報等が春から初夏にかけて発令されやすい事実とも一致しています。

今回、オゾンの原因物質の一つとして着目した窒素酸化物は、オゾンと異なった動きを示し、明確な関係性を見出すことができませんでした。これは、オゾンが窒素酸化物以外の物質からも生成することや、県外から汚染物質が流れてくる越境汚染など、多くのことが影響しているためと考えられます。

オゾンや窒素酸化物に着目した光化学オキシダントに関する研究は、全国でも多数行われていますが、研究途中であることから、三重県保健環境研究所では、今後もさらに知見を収集し、大気環境保全のため、各種研究を行っていきます。

オゾンおよび窒素酸化物を採取する装置



図3 調査の様子

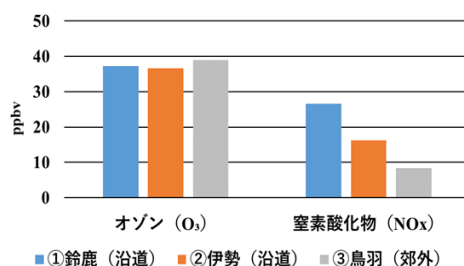


図4 各地点における平均濃度

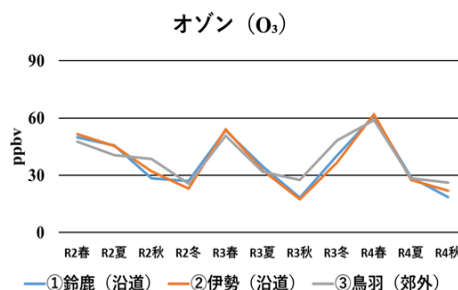


図5 オゾン濃度の季節変動

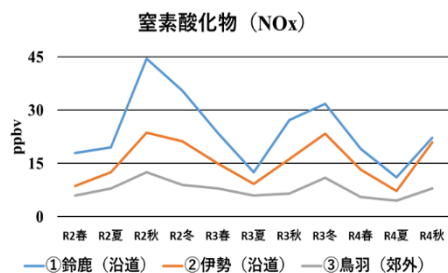
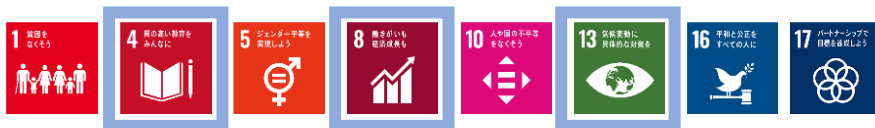


図6 窒素酸化物濃度の季節変動

第5章 共通基盤施策



「Ⅴ 共通基盤施策」については、「Ⅰ 低炭素社会の構築」「Ⅱ 循環型社会の構築」「Ⅲ 自然共生社会の構築」「Ⅳ 生活環境保全の確保」の各施策を推進していくための“エンジン（駆動力）”として位置づけています。

持続可能な社会「スマート社会みえ」の実現のためには、県民、事業者等のさまざまな主体が協創を通じた環境への取組を自律的かつ持続的に推進していくことが必要不可欠であり、環境教育・環境学習や環境活動の推進、事業者については環境経営を推進することなどが重要となります。

第1節 令和5年度の取組概要と成果等

1 環境教育(持続可能な開発のための教育(ESD))・環境学習の推進

1-1 学校教育における環境教育・環境学習 (身近な環境問題への取組の推進)

県内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校および特別支援学校では、豊かな自然環境の中で行うさまざまな体験活動をととして、自然の大切さを学び、身近な環境問題に関心を持つことができる子どもたちの育成を図っています。

また、家庭や地域社会、民間団体との連携を深め、環境保全に関するボランティア活動の紹介やボランティア活動への参加意欲を高める取組を進めています。

① 「学校環境デー」の取組を中心とした環境教育の推進

県内の学校・園で、例えば各学校において、環境教育に関する全体的な計画等を作成し、学校のあらゆる教育活動の中で環境教育を実践していくよう、取組を促しています。

また、「学校環境デー」(6月5日)を中心とした時期に、創意工夫ある活動を行うことをととして環境教育に取り組む意欲を一層高め、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図っています。

② 県立学校における環境マネジメントの取組
全ての県立学校で「県立学校環境マネジメント」を作成し、計画→実行→評価→改善のサイクルに基づいた継続的な取組を、平成17(2005)年4月から、環境教育および環境保全活動の充実を図っています。

③ 四日市公害に関する学習

四日市市にある「四日市公害と環境未来館」と連携し、その所蔵品や語り部の方々から四日市公害の経緯を伝え、環境保全の意識を育んでいきます。

座学的な講義形式ではなく、実験や体験から、気づきを得る事を目的とした講座や課題解決のため、ディスカッション形式により、さまざまな意見を取り入れて、より良い方法を発見していく手法を取り入れた講座を実施していきます。

1-2 地域や社会における環境教育・環境学習

(1) 環境教育・環境学習の充実

① 環境教育・環境学習の推進

県では、県環境学習情報センターを拠点施設として、環境教育・環境学習を推進するとともに、学校や社会においても、環境教育・環境学習を推進し、環境保全活動の普及・啓発に努めています(表2-5-1)。

表 2-5-1 県環境学習情報センターにおける環境教育・学習の状況（令和 5（2023）年度）

センター主催講座	一般向けの講座のほか、SDGs、地球温暖化対策等をテーマとした基礎講座や生物多様性、ESD実践等の環境学習指導者養成のための講座、工作や自然観察会等の夏休みこども環境講座等、113講座（2,481人）を開講しました。
出前講座	県内小中高学校等の授業や、公民館、市民活動団体の学習会等への出前講座を133回（5,510人）実施しました。
見学視察体験教室	県内小・中・高等学校等の社会見学受け入れや環境体験学習を111団体（6,219人）に実施しました。
その他イベント等	・地球温暖化防止啓発ポスターコンクールを実施し（小中学82校、885人参加）、「みえ環境フェア2023」で入賞者の表彰を行いました。 ・上記コンクールの入賞作品や四日市市と連携した四日市公害訴訟に関する展示等を行いました。

② こどもエコクラブ活動支援

こどもエコクラブ活動は、子どもたちの将来にわたる環境保全への高い意識を醸成するため、平成 7（1995）年 6 月から環境庁（現環境省）により始められました。県内でも環境の保全に取り組もうとする子どもが、大人と一緒に家庭や地域でこどもエコクラブを結成し、環境に対する理解を深めるための学習・研究活動や美化活動、リサイクル活動等の実践運動に自主的に取り組んでいます。

こどもエコクラブ活動の定着と推進を図るため、各クラブのメンバー・サポーターの交流会や、活動を支える市町担当職員の研修会を開催するなど、こどもエコクラブ活動を支援しています。

令和 5（2023）年度の会員数は、61 クラブ 10,823 人となりました。

（2）三重県環境学習情報センターの充実

県民に開かれた環境教育・環境学習、情報発信の拠点施設として、各種講座の開催や、情報提供、展示等に取り組み、子どもから大人まで幅広く利用いただけるよう機能の充実に努めています。

運営・管理には、指定管理者制度を導入し、民間事業者の創意工夫を活用しながら、一層効果の高い環境教育・環境学習の機会の提供に取り組んでいます（表 2-5-2）。

表 2-5-2 県環境学習情報センターでの環境教育に関する主な業務内容

・展示コーナーやライブラリーコーナーの整備、活用 ・参加・体験型の環境講座、出前講座、交流事業等の実施 ・地域の活動リーダーや環境学習指導者等の養成 ・ホームページ、情報誌、メールマガジン等を活用した環境教育に係る情報の発信 ・県民、市民活動団体、企業との協働連携
--

（3）「三重県民の森」および「上野森林公園」の活用

森林教育や自然とのふれあいの拠点として「三重県民の森」と「三重県上野森林公園」を設置し、県民等の利用者に自然観察会や生物多様性の学びの場として活用いただいたほか、身近な憩いの場として利用していただきました。

（4）三重県総合博物館（MieMu）の活用

県総合博物館（MieMu）は、三重の自然と歴史・文化について、誰もが主体的に学び、交流できる場となることで、環境学習や自然環境の保全のための人材育成支援の役割を果たしています。

令和 5（2023）年度は、県総合博物館ミュージアムパートナーの「歴史、民俗、ユニバーサルミュージアム」など 5 つのグループとともに、探究活動を行ったほか、「三重県環境学習情報センター」や学校、企業等と連携し、環境教育や環境学習の推進を図りました。

また、企画展「鳥のひみつ調べ隊！みて・きいて・ふれて」を開催し、県内に生息する鳥類の種類や生態、正しい観察の方法などの紹介をとおして環境学習や環境教育の機会を提供しました。

（5）ビジターセンターの整備

ビジターセンター（博物展示施設）では、自然公園の地形、地質、動物、植物、歴史等を公園利用者が容易に理解できるよう、解説または実物標本、模型、写真、映像、図表等を用いた展示を行っています（表 2-5-3）。

表 2-5-3 ビジターセンター一覧表

自然公園名	施設名	所在地
伊勢志摩 国立公園	登茂山ビジターセンター	志摩市
	横山ビジターセンター	志摩市

2 環境活動の推進

2-1 指導者の育成

県環境学習情報センターにおいて、地域で環境活動を展開できる指導者の養成講座を開催し、環境についてさまざまな視点で考え、行動できる人材を育成しました（令和 5（2023）年度指導者養成講座受講者数 1,680 名）。

2-2 環境保全活動の支援、促進

（1）地域における自主的な環境保全活動の促進

① 河川等の維持・美化を行う団体の活動支援

県管理河川および海岸の環境美化について、河川・海岸管理者だけの対応には限界があります。

適正な河川・海岸管理を行っていくためには、県民参加によるボランティア活動は望ましい形態であり、ボランティア活動団体の育成、支援に努める必要があります。

令和 5（2023）年度には、フラワーオアシス事業として憩いと潤いに満ちた水辺環境を作ることを目的に、ボランティア活動 9 団体等を対象に花木の苗、球根、肥料等を提供しました。

② 道路、河川等の清掃

快適で安全な道路環境の確保および河川・海岸等の美化を図るため、道路敷の除草、ゴミ、空き缶等の清掃および河川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行いました。

また、道路、河川、海岸等の美化活動の推進を図るため、ボランティア団体等に作業用物品の提供等の支援を行っており、令和 5（2023）年度の実績は、道路関係で 151 団体、河川関係で 139 団体、海岸等の関係で 73 団体となっています。

地域住民に道路の一定区間の除草、ごみ拾い等の維持活動をお願いする「ふれあいの道事業」

を実施しており、令和 5（2023）年度は 9 団体が活動を行いました。

③ 森林ボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、森林づくり活動団体からの相談対応を行いました。

（2）各主体の連携による環境保全活動の促進

① オフィス等での省エネ運動の展開

平成 15（2003）年度から中部圏知事会の構成団体とともに、夏季の一定期間において適正冷房（室温 28℃）を徹底し、ノーネクタイ、ノージャケット等の軽装で過ごそうという「サマーエコスタイル」に取り組むとともに、県内の企業や市町等に実施を呼びかけました。県庁内では、日常的な勤務はもちろん、会議や出張の場面でも夏季の軽装が徹底され、一つのライフスタイルとして定着してきています。

② 年間をとおして行う自主的な庁舎周辺の美化行動

勤務する職場や周辺を美しくすることは、快適な環境づくりを行う第一歩と考え、県職員自らが各職場で年間を通じて自主的に庁舎周辺の美化行動を行っています。

令和 5（2023）年度は、延べ 2,791 名の県職員がこのボランティア活動に参加しました。

③ 連携による環境教育実践活動の促進

環境教育の実践活動として、子どもたちが家庭において省エネルギー活動を実践し、環境への意識を高める「みえこどもエコ活動」に企業、学校、行政が連携して取り組んでおり、令和 5（2023）年度は県内企業 4 社からの協力を得て、4 市町 6 校、249 名の小学生が取り組みました。

3 環境経営の推進

(1) 環境保全施設整備に対する支援

・三重県環境対策促進資金融資制度

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取組に対し、必要となる資金の融資制度を設けています（表 2-5-4）。

表 2-5-4 三重県環境対策促進資金

(令和 6 (2024) 年 3 月末現在)

項目	内容
融資限度額	5,000万円 ※土地汚染状況調査の場合 200万円
融資利率	固定・年率1.60%（保証を付けない場合1.65%） ※以下の場合は、固定・年率1.40%（保証を付けない場合1.45%） (1) 新エネルギー関連施設・設備の設置 (2) 省エネルギー関連施設・設備の設置 (3) 吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置 (4) 環境対策車の導入 (5) リサイクル関連施設の整備等
保証料	年率 0.45%~1.50%
融資期間	設備資金 7 年以内（据置期間 1 年以内を含む） 運転資金 5 年以内
返済方法	元金均等月賦返済
融資対象	(1) 新エネルギー関連施設・設備の設置 (2) 省エネルギー関連施設・設備の設置 (3) 公害防止および環境保全に資する施設の設置 (4) 工場又は事業場の公害防止のためにする移転 (5) 土壌汚染の除去等 (6) 吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置 (7) 環境対策車の導入 ①低公害車の購入 ②使用過程のディーゼル車の天然ガス自動車への改造 ③Nox・PM低減装置の装着 ④Nox・PM法排出基準適合車への買い替え ⑤ポスト新長期規制以降の排出ガス規制対応車への買い替え (8) リサイクル関連施設の整備等

(2) 事業者の環境経営の促進

① 脱炭素経営の促進

県内企業等における脱炭素経営を促進するため、脱炭素経営に取り組んでいく意欲がある県内企業を公募し、応募のあった 4 社に対して、アドバイザーを派遣するなどし、脱炭素経営の理解促進、温室効果ガス排出量の現状確認や SBT（Science Based Targets）に整合した温室効果ガス削減目標の設定などの支援を実施しました。

② 環境に配慮した認証制度

将来にわたって水産資源の持続可能な利用を担保するため、MEL（Marine Eco-Label Japan）等の水産エコラベル認証の取得に向けた取組を促進しました。

(令和 6 (2024) 年 3 月末現在：認証取得件数 8 件)

また、尾鷲林政推進協議会おわせ森林管理協議部会（尾鷲市、紀北町、速水林業および森林組合おわせ）、三井物産フォレスト株式会社、トヨタ自動車株式会社が、県内の森林において、生態的、経済的、社会的側面等の持続可能性を地域に適した森林管理基準に基づいて評価する FSC（Forest Stewardship Council 森林管理協議会）認証を取得しています。

③ 小規模事業所向け環境マネジメントシステム（EMS）の導入

県内事業者の環境経営の取組を促進するため、取り組みやすく費用負担の少ない環境マネジメントシステムである「三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム：ミームス（M-EMS）」の普及を行っており、令和 6 (2024) 年 3 月末現在で、延べ 399 事業所が M-EMS 認証を取得し、188 事業所が活動を継続しています。

④ 企業環境ネットワーク

環境問題に関心のある企業が業種の枠を越えてネットワークを形成し、企業間や行政との協働・連携により、環境経営取組の向上を図るため、平成 12 (2000) 年 11 月に「企業環境ネットワーク・みえ」を設立しました。(令和 6 (2024) 年 3 月末現在：参加企業数 340 社)

また、メールマガジン等の発行による情報共有を行っています。

⑤ PRTR 制度の推進

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止することを目的とする PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）が、平成 13（2001）年 4 月から実施されています。

令和 5（2023）年度、県内において、法に基づく届出数は 730 件あり、大気への排出物質については、トルエン、キシレン等の溶剤類が主なものとなっています。

⑥ 環境に優しい生産技術の確立

県内の各養殖場においては、持続的養殖生産確保法に基づき、持続的な養殖業が営めるよう、良好な漁場環境を維持するための「漁場改善計画」が策定されています。令和 5（2023）年度も同計画において設定された適正養殖可能数量の遵守状況を確認し、養殖漁場環境の保全に努めました。

⑦ 農業生産工程管理（GAP）の普及啓発、導入支援

GAP（Good Agriculture Practice）は、食品安全、労働安全、環境保全等につながる取組であるとともに、リスクや改善点を認識し、改善の仕組みを構築することにより、経営基盤の強化につながる重要な取組であることが、令和元（2019）年度の優良事例調査からも示されました。この結果から、より安全で、より効率的で、持続可能な農業の実現に向けて、GAP 推進指導員の育成（令和 6（2024）年 3 月末現在：218 名）による支援体制を構築し、国際水準 GAP 認証取得の推進（令和 6（2024）年 3 月末現在：77 件）と、国際水準 GAP の取組の拡大を進めています。

（3）県における環境経営の推進

県では、県民や企業から信頼できるパートナーとして認めていただけるよう、県自らがまず環境負荷の低減に率先して取り組んでいます。

① ISO14001 で培ったノウハウを生かした県庁マネジメントの推進

平成 12（2000）年 2 月に、本庁およびその周辺機関において ISO14001 を認証取得し、その後順次対象範囲を拡大しながら、ISO14001 に基づく環境マネジメントを推進してきました。

こうした中で、廃棄物の発生抑制およびリサイクルの促進、温室効果ガス排出量に係る電気、燃料等の使用量削減などに大きな成果を上げるとともに、職員の環境意識の定着、成熟も図られました。

平成 26（2014）年 4 月からは、長年の ISO14001 の取組で培ったノウハウを生かしながら本県の行政運営の仕組みである「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」にマネジメントシステムを一本化することにより、これまでの成果を維持しつつ、本県の仕組みに合致した、より効率的な運用に努めています。

② 環境調整システムの推進

県では、自ら実施する一定規模以上の事業について、計画を立案する段階から、環境保全に対する配慮を審議・調整する環境調整システムを運用し、県事業における環境配慮の徹底を図っています。令和 5（2023）年度には、2 件の開発事業について、審議・調整を行いました。対象とする開発事業の種類は、次のとおりです。

- ・道路の整備
- ・河川・ダム等の整備
- ・海岸の整備
- ・公有水面の整備
- ・港湾の整備
- ・森林の整備
- ・公園の整備
- ・下水道の整備
- ・水道の整備
- ・農業農村の整備
- ・発電所の整備
- ・建物の建設
- ・用地の整備
- ・その他

(4) 組織的な取組を進める三重県庁のグリーン購入

グリーン購入については、平成 13 (2001) 年 10 月 1 日に「みえ・グリーン購入基本方針」を策定し、日常的に購入する全ての消耗品(単価契約物品)を環境配慮型商品とし、平成 14 (2002) 年度からは、物品だけでなく、役務や公共工事部門についても数値目標を定めて取り組んでいます。

その後、三重県リサイクル製品利用推進条例や県産材利用推進のための「三重の木」制度による認定製品について、本県独自のグリーン購入の取組とし、これらの優先購入に努めています。

また、平成 17 (2005) 年 4 月に基本方針の一部改正を行い、事業者の選定にあたっては、ISO14001をはじめ、「三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)」等の導入により適切な環境マネジメントを行っていることなども考慮し、事業者に対して環境保全活動への積極的な取組を働きかけています。

(5) 環境・エネルギー関連産業の振興

成長分野である環境・エネルギー関連産業への進出を図り、あわせて低炭素社会の構築につなげるため、企業の研究開発や新事業展開等を促進します。

令和 5 (2023) 年度は、「サステナブルなバイオマス燃料開発のための合成ガス生成」「鉄を用いた水素製造技術」「硫化水素存在下でのバイオガスを用いた合成ガス製造の実証」「ナトリウムイオン電池用電極材料の構造分析」「マイクロ水力発電と蓄電池を組合せたシステムの開発」「高融点炭化物セラミックスの開発」「炭素含有耐火物用黒鉛原料の開発」「炭素含有耐火物の炭素の酸化消失を抑制する技術開発ーメカノケミカル処理による耐酸化抑制剤(Al-Si-C系複合炭化物)の低温合成技術の確立ー」に関する先導的な共同研究等(計8件)を実施しました。

また、「バイオマス由来のメタンとCO₂を利用した改質技術」、「太陽エネルギー・熱エネルギーの同時利活用技術」、「生産性向上に資する省エネ型セラミックス製造技術」に関する研究成果を学会等での発表(3件)によりPRしました。

(6) 環境保全施設整備に対する支援

環境対策促進資金の融資制度を活用して、低炭素社会づくりに貢献する企業の活動を支援しています。

4 環境に配慮した事業活動の推進

4-1 環境影響評価等の実施

環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは、開発事業等が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査・予測および評価を行って、その結果を公表し、これに対する環境保全の見地からの知事、関係市町長、住民等の意見を聴いた上で、事業者自らが環境配慮を行い、開発事業等を実施することにより、自然環境・生活環境を保全していくための制度です。

本県では、昭和 54 (1979) 年に「環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定して以来、この制度により環境保全を進めてきましたが、平成 9 (1997) 年 6 月に環境影響評価法が制定されたことに伴い、県の環境影響評価制度についても、制度の充実・強化を図るため、平成 10 (1998) 年 12 月に三重県環境影響評価条例(以下、「4-1」において「条例」)を制定し、平成 11 (1999) 年 6 月 12 日から全面施行しました。

また、平成 23 (2011) 年と平成 25 (2013) 年に環境影響評価法が改正されたこと、条例の制定から 16 年以上が経過していることをふまえ、条例を改正し、平成 28 (2016) 年 4 月 1 日から簡易的環境アセスメントの導入等を行いました。

簡易的環境アセスメントは、環境影響評価手続の「対象事業」の規模要件未満の造成事業についても一定の環境配慮がなされるよう、一部の「対象事業」の規模要件の 1/2 以上の規模の事業を「準対象事業」と位置づけ、文献調査等の簡易な調査方法による環境影響評価手続を求めるものです。

なお、条例に基づく手続の体系は、図 2-5-1 に示すとおりです。

要綱に基づく手続も含め、令和 5 (2023) 年度末までに評価書作成または措置報告書作成までの一連の手続が終了したものは 168 件です。

令和 5（2023）年度は、3 件の事業（太陽光発電事業、廃棄物処理施設、土地区画整理事業）の方法書、2 件の事業（廃棄物処理施設、用地造成）の準備書および 1 件の簡易評価書（レクリエーション施設の設置）について、地域および事業の特性を考慮し、大気環境や水環境の保全、希少動植物の保護と生態系の保全、景観の保全等について配慮するよう三重県環境影響評価委員会の答申を受けて、知事意見を述べました。

環境影響評価手続であらかじめ調査・予測・評価を行った内容について、事業者自らが実際の影響を調査し、また、影響が大きい場合にどのように対処を行ったかをまとめた事後調査報告書については、17 件提出されました。

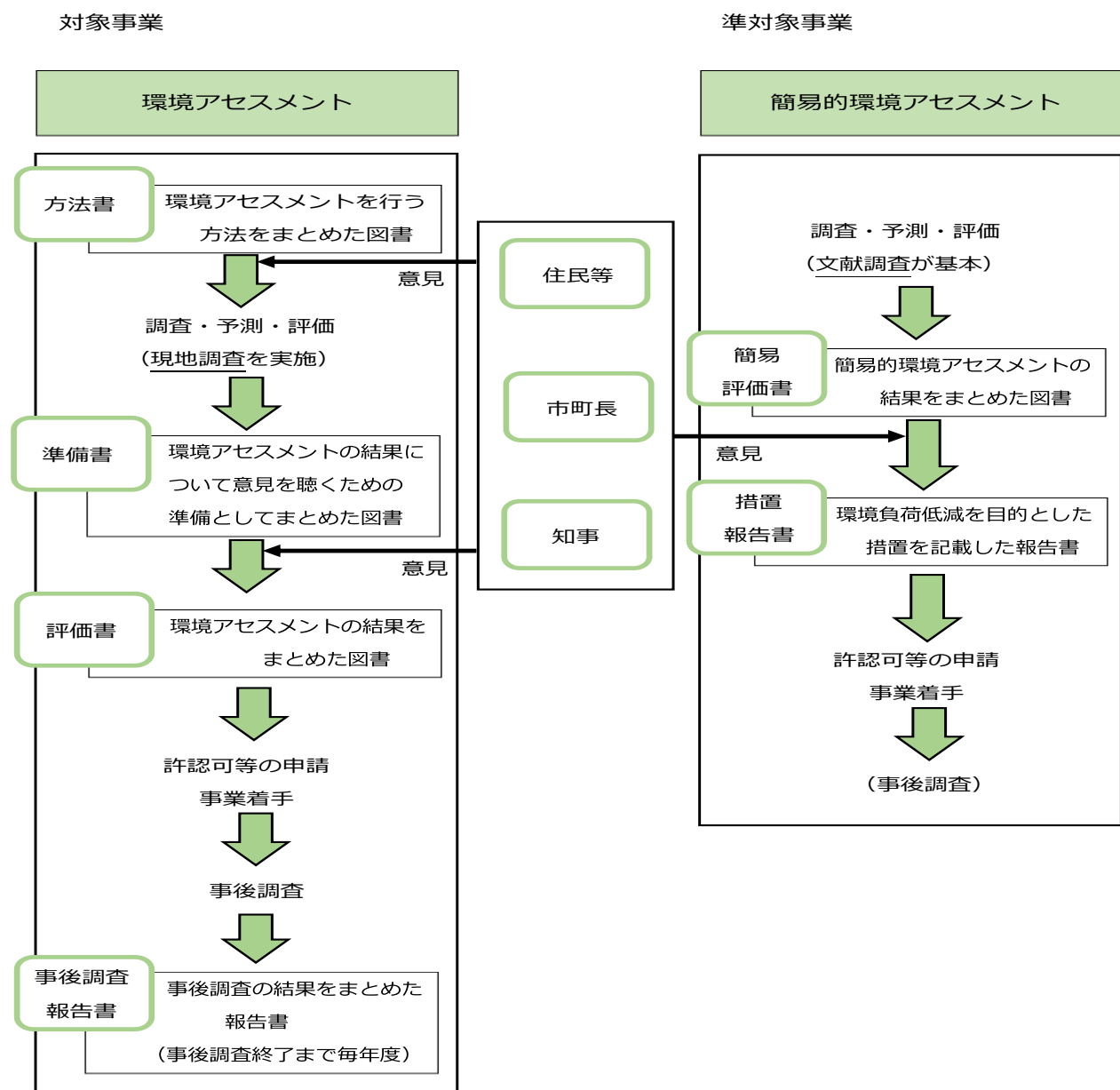


図 2-5-1 三重県環境影響評価条例の手続

4-2 公害事前審査制度の活用

工場・事業場の新・増設に伴う公害の未然防止を図るため、昭和 47（1972）年 7 月に三重県公害事前審査会条例を制定し、公害事前審査を実施しています。（図 2-5-2）

審査の重点は、次のとおりで、学識経験者による慎重な検討が行われます。

- ・ 公害防止施設等に関する技術的検討
- ・ 工場等からの排出物質による周辺環境に及ぼす影響
- ・ 法または条例に基づく排出基準等の適合性

なお、令和 5（2023）年度までに審査を実施したものは、195 件です。

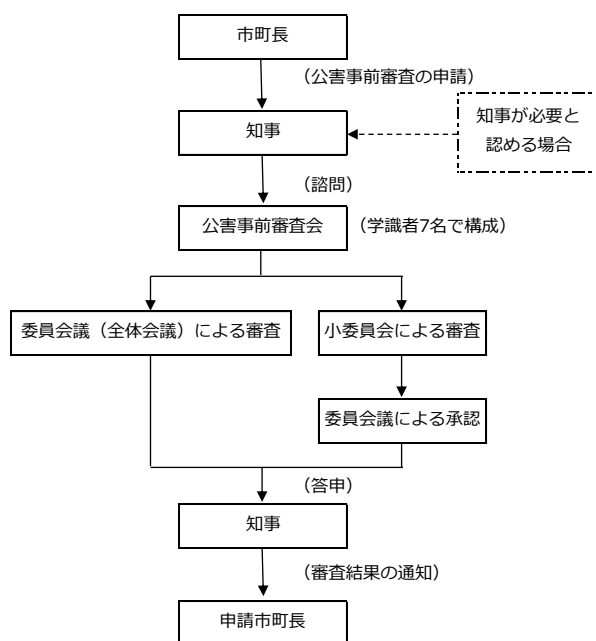


図 2-5-2 公害事前審査の手続

4-3 環境保全協定の締結促進

三重県環境基本条例第 5 条では、事業者の責務として「事業者は、市町長等と環境の保全に関する協定を締結するように努めなければならない」と規定しています。

環境保全協定は、従来の公害防止協定の範囲を広げ、緑化の推進等の自然環境の保全に関する項目を含むものであり、環境関係の諸法令等を補完するものとして、地域の自然的、社会的条

件や、事業活動の実態に即応したきめ細かい指導が可能であることから、市町等では環境汚染を防止するための有効な手段として広く活用されています。

従来の公害防止協定を含む環境保全協定の締結件数は、令和 5（2023）年度末で 1,451 件となっています。

4-4 公害紛争への対応

（1）公害に係る苦情処理

公害に関する苦情については、公害紛争処理法（昭和 45（1970）年 6 月制定）に基づき、市町と協力して適正な処理に努めています。

また、同法には、公害苦情相談員制度が定められており、本県では環境生活部および各地域防災総合事務所・地域活性化局に公害苦情相談員を配置しています。

・ 年次別種類別公害苦情処理取扱状況

令和 4（2022）年度に県または市町が取り扱った大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の公害苦情件数は 1,611 件でした（図 2-5-3）。

・ 地域別公害苦情取扱状況

公害苦情件数 1,611 件を発生地域別に見ると、北勢地域が 41.3%、中南勢地域が 22.8%、伊勢志摩地域が 28.6%、伊賀地域が 4.0%、東紀州地域が 3.3%となっています（図 2-5-4）。

なお、公害苦情件数を主な発生原因別に見ると、焼却（野焼き）が 334 件（20.7%）と最も多くなっています（図 2-5-5）。

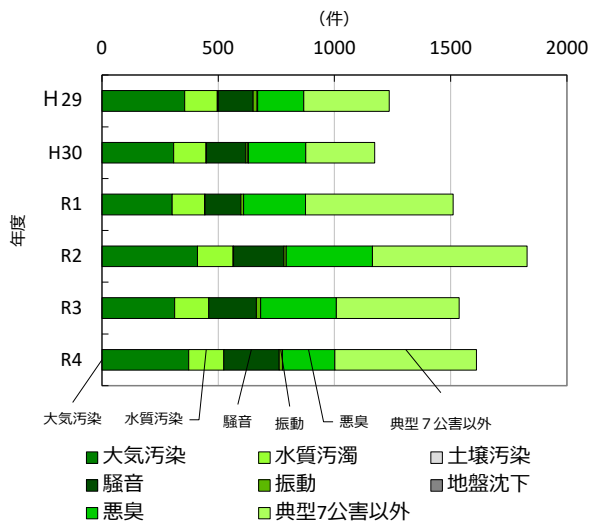


図 2-5-3 年次別種類別公害苦情処理件数の推移

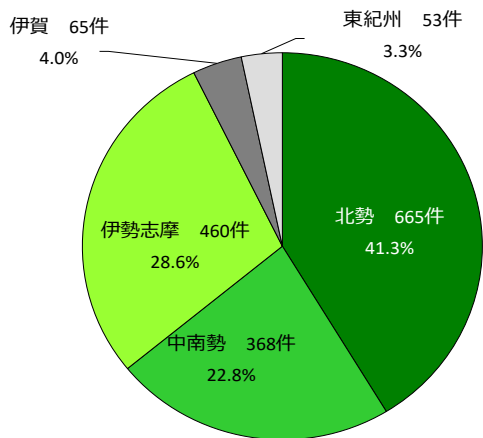


図 2-5-4 地域別公害苦情件数
(令和4 (2022) 年度)

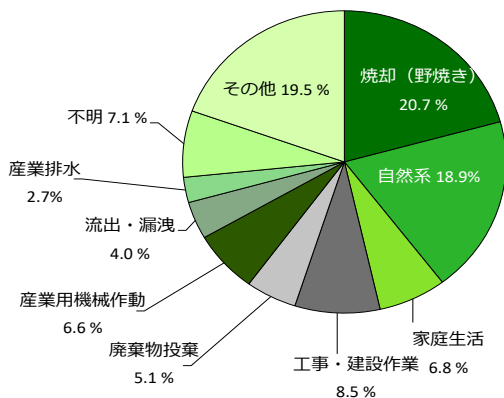


図 2-5-5 主な発生原因別公害苦情件数
(令和4 (2022) 年度)

(2) 公害に係る紛争処理

公害に関する紛争処理は、公害紛争処理法に基づき、昭和45(1970)年10月に三重県公害審査会条例を定め、同年11月に三重県公害審査会を設置して、典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁を行っています(表2-5-5)。

表 2-5-5 公害紛争処理に基づく最近の事件一覧表

申請受付年	処理種別	処理事件名	最終区分
H26	調停	解体工事に伴う振動被害補償等請求事件	打ち切り
H26	調停	グレーチング製造工場騒音被害防止請求事件	打ち切り
H27	調停	製氷冷蔵会社からの振動等被害防止請求事件	打ち切り
H28	調停	廃棄金属リサイクル施設からの騒音等被害防止請求事件	取り下げ
H29	調停	防災無線からの騒音被害防止請求事件	打ち切り
H29	調停	金属加工場からの騒音・振動被害防止請求事件	成立
R1	調停	金属加工工場からの騒音・振動問題調整事件	打ち切り
R2	調停	太陽光発電施設からの水質汚濁防止請求事件	打ち切り
R2	調停	牛ふん等堆肥化事業処理施設からの水質汚濁等被害防止請求事件	取り下げ
R3	調停	鉄スクラップ工場からの騒音被害防止請求事件	打ち切り
R5	調停	マンション管理会社からの薬剤散布被害防止及び損害賠償等請求事件	打ち切り

4-5 公害健康被害者に対する補償給付

本県における公害健康被害者の発生は、四日市市塩浜地区の石油化学コンビナートが本格的に操業をはじめた昭和35(1960)年頃からみられるようになり、付近の住民の間に気管支ぜん息をはじめとする呼吸器系疾患(いわゆる「四日市ぜん息」)が多発し、大きな社会問題となりました。こうした事態に対応するため、公害健康被害者を救済する制度の整備が進められ、昭和40(1965)年5月には、四日市市単独による公害健康被害者の医療救済制度(自己負担分を市が負担)が全国に先駆けて発足しました。

国においても、昭和44(1969)年12月に、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法が制定され、公害健康被害者として認定された方に対する医療費、医療手当などの支給が行われるようになり、昭和49(1974)年9月には、公害健康被害補償法が施行され、医療費等に加え障害補償費や遺族補償費など財産的損失に対する補償の給付も行われるようになりました。

これらの法制度において、本県では、四日市市の臨海部から中心部にかけての市街地と楠町全域が指定地域として定められ、同地域に一定期間以上居住または通勤して健康に被害を受けた方が公害健康被害者として認定されました。

その後、大気環境の改善の状況をふまえ、昭和62（1987）年9月に、公害健康被害補償法は公害健康被害の補償等に関する法律に改正されました。この改正により、昭和63（1988）年3月に全ての指定地域が解除され、新たな公害健康被害者の認定は行われなくなりましたが、既に認定を受けた公害健康被害者やその遺族については、継続して認定の更新や補償給付が行われています。

四日市市における被認定者数の推移、年齢階層別・疾病別の被認定者数については次の表の示すとおりです。

表 2-5-6 被認定者数の推移（単位：人）

年度	年度末被認定者数	
	四日市	楠町
H14	515	49
H15	501	49
H16	523	—
H17	512	—
H18	499	—
H19	488	—
H20	476	—
H21	462	—
H22	450	—
H23	433	—
H24	422	—
H25	411	—
H26	394	—
H27	377	—
H28	368	—
H29	358	—
H30	336	—
R1	327	—
R2	318	—
R3	310	—
R4	289	—
R5	279	—

注）楠町は平成17（2005）年2月7日付で四日市市に編入合併

表 2-5-7 年齢階層別被認定者数

（令和6（2024）年3月末現在）（単位：人）

年齢	四日市市		
	男	女	計
0～14	—	—	—
15～29	—	—	—
30～44	13	5	18
45～59	75	50	125
60～64	11	9	20
65～	42	74	116
計	141	138	279

表 2-5-8 疾病別被認定者数

（令和6（2024）年3月末現在）（単位：人）

疾病名	四日市市		
	男	女	計
慢性気管支炎	25	28	53
気管支喘息	116	110	226
喘息性気管支炎	0	0	0
肺気腫	0	0	0
計	141	138	279

4-6 健康被害予防事業の実施

令和5（2023）年度には表 2-5-9 の事業を実施しました。

表 2-5-9 健康被害予防事業の実施状況

実施主体	四日市市
事業名	環境保健健康診査（アレルギー健康相談）
対象	幼児
内容	アレルギー素因児、アレルギー疾患歴のある児、アレルギー疾患に漠然とした心配のある児に対し、医師の診察及び保健師、栄養士による相談事業を行う。
実施場所	四日市市総合会館 5階
開催回数又は開催月日	年6回
参加人数	56人
事業名	子育て支援センター等におけるアレルギー健康相談
対象	乳幼児
内容	アレルギー疾患に対する正しい知識と家庭でできる適切なケア等を情報提供するとともに、相談支援を実施する。
実施場所	子育て支援センター等親子が集まる場
開催回数又は開催月日	年12回
参加人数	78人

5 国際協力・技術移転

(1) 姉妹友好提携先に対する環境協力の推進

「独立行政法人国際協力機構」(JICA)の草の根技術協力事業として「パラオ共和国ガッパン州イボバン、アイメリーク州モンガミにおける官民協働ごみゼロ社会推進事業」を提案し、「公益財団法人国際環境技術移転センター」(ICETT)を実施主体として、パラオ共和国における循環型社会の形成に向けて、平成30(2018)年から廃棄物の適切な分別活動の支援を行ってきました。本事業を通じて、地域住民が環境問題や身の回りのごみの状況に関心を持つようになり、資源回収ステーションを利用した分別排出が行われるようになるなどの進展が見られています。

令和4(2022)年度からは、前述事業に引き続き、パラオ共和国全域での分別排出普及のための地盤形成を目的として、イボバンおよびモンガミをモデル地域としてこの地域を含む2州全域への分別排出の仕組みを普及するほか、パラオのバベルダオブ島全域の小学校での環境教育に取り組む「パラオ共和国バベルダオブ島における分別排出システムの普及促進事業」を実施しています。

(2) 公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)による環境保全活動

地球環境の保全と世界経済の持続的な発展に寄与するため、産業界、学界等の全面的な支援を得て、ICETTを設立し、環境保全に関する各種事業を実施して、諸外国の特性に応じた円滑な技術移転の推進を図っています。

令和5(2023)年度は、本県からの委託により、高校生、大学生を対象に環境問題や県内企業の環境保全の取組を学ぶグローバル人材育成講座を実施しました。

加えて、「独立行政法人国際協力機構」(JICA)からの委託により、東南アジア諸国連合(ASEAN)をはじめとした開発途上国の行政官を対象に、海洋ごみ対策のための廃棄物管理に関する研修を行いました。

また、ASEANの沿岸・海洋環境作業部会の事務局であるタイ王国天然資源環境省汚染防止局からの実施協力要請を受け、「日・ASEAN統合基金」(JAIF)より資金的支援を受けて、ASEAN各国を対象とした「流出油とタールボールの特定と識別に関するASEAN人材育成研修」を関東地域で実施しました。

海外においては、「海外産業人材育成協会」(AOTS)の補助を受け、フィリピンにおいて、行政官、企業技術者、業界経営層、自治体技師、研究者を対象に廃棄物からのエネルギー回収に係

る普及啓発セミナーを3回シリーズで開催しました。

ICETTでは、関係機関と連携して環境保全・改善に関する研修・技術指導、調査・研究、交流・連携、情報提供・普及啓発等を行うだけでなく、これらの事業の連携によって、諸外国の特性に応じた円滑な技術移転の推進を図っています。

(3) 公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)による企業支援

ICETTは、環境保全・改善のための活動を行うとともに、環境保全技術を有する日本企業等の海外展開支援に関連する事業を実施しています。

令和5(2023)年度は、県委託の循環関連産業における先進的取組推進事業として、プラスチック資源循環の現状や企業の先進的な取組事例を紹介する企業トップ向けのセミナーを開催するとともに、企業を対象とした相談窓口を開設しました。

四日市市委託事業では、中小企業を対象とした脱炭素経営に係る自主的な取組を促進するためのセミナーを2日間、会場およびオンラインで開催しました。このほか、ベトナム国ハイフォン市において四日市市の産業や環境面をPRするセミナーも実施しました。

ICETTの自主的な取組の一環として、第2次中期経営計画に沿って中部地域内から選定したモデル企業4社を対象に、脱炭素経営の推進に係る支援を実施しました。さらに、「ICETT環境セミナー」と題し、国の最新政策や企業の先進的な取組事例などを紹介するセミナーを、令和2(2020)年度より開催しています。

6 研究開発の推進

(1) 資源循環に関する調査研究

① 産業廃棄物の抑制に係る産官共同研究

県内事業者等が、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進を図ることを目的とした技術開発を支援するため、県内事業者等と共同研究に取り組み、研究成果の事業化の促進を図っています。令和5(2023)年度は、県内事業者からの申請がなく、共同研究の実施はありませんでしたが、企業訪問により産業廃棄物抑制に関する技術の情報収集に取り組みました。

② 地域循環形成の促進に係る産官共同研究

県内事業者等が、地域循環形成の促進に向け、主に産業廃棄物や使用済み製品の循環利用の推進のために行う研究開発を支援するため、県内事業者等と共同研究に取り組み、研究成果の事業化の促進を図っています。令和 5（2023）年度は、県内事業者と「メタン発酵消化液の肥料化に関する研究」を共同で実施しました。

③ リサイクル材の環境リスク評価に関する調査研究

廃棄物のリサイクルについては、廃棄物の性状に応じた適正な処理および使用用途のもと安全・安心が確保される必要があります。リサイクルを装った不適正処理や安易なリサイクルが実施され、有害ガスや汚水が発生する等の周辺環境に影響を及ぼす事案も発生しています。

このため、令和 5（2023）年度は、環境リスクの把握等が必要とされる廃棄物のうち、廃石膏ボードから分離された再生石膏粉と無機性汚泥に関して調査研究を進めました。

また、これまでの調査研究成果をもとに、県内リサイクル事業者 2 者に対して、リサイクル材を活用した再生品の開発、管理に係る支援を行いました。

④ 再生品の環境安全性に関する調査研究

再生資源の適正な循環利用の促進に取り組むにあたっては、産業廃棄物の不適正な処分を防止しつつ、再生品の環境安全性を確保することが求められます。

本研究では、県内の産業廃棄物中間処理業者が産業廃棄物を再生資源として受け入れ生産した再生品について、管理体制と原料の再生資源も含めて環境安全性を調査することとしており、令和 5（2023）年度は、改良土・再生土に関して調査研究を進めました。

（2）大気環境保全に関する調査研究

① 化学物質による環境汚染の実態調査

環境省委託「化学物質環境実態調査」の一環として、既存化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、四日市港、鳥羽港の水質、底質および四日市市内の一般環境大気の調査を行っています。令和 5（2023）年度は、四日市港、鳥羽港の水質、底質の試料採取を行うとともに、四日市港の水質について *p*-クロロフェノールの分析を行いました。また、四日市市内の一般環境大気の試料採取を行いました。

② 自動同定定量システムを活用した災害時に流出が想定される化学汚染物質の把握に関する研究

災害時等に流出する化学物質は、生活環境に悪影響を起こす可能性があります。本研究では、県内中小企業から流出が想定される化学汚染物質のうち、GC/MS で測定可能な物質について、自動同定定量システム（AIQS）へデータベース登録を行うことにより、化学物質の流出時にモニタリングを実施し、迅速な事故対応ができるよう調査研究を進めています。令和 5（2023）年度は、PRTR データ等により情報収集し、県内中小企業から流出が想定される化学物質種の選定を行いました。

（3）水環境保全に関する調査研究

① 伊勢湾流入河川の流域別負荷量評価に関する調査研究

伊勢湾沿岸部の水質（有機物、窒素等）は、海域によって違いがあり、さまざまある要因の一つとして、その付近に流入する河川からの汚濁負荷の影響があると推測しました。河川からの汚濁負荷を沿岸部の生物相に対する栄養供給という観点に立ち、詳細な調査を実施するため、令和 5（2023）年度は安濃川および外城田川流域の負荷量の実態を調査するとともに、負荷量評価方法について検証しました。

② 熊野灘沿岸域における有害プランクトン優占化機構に関する研究

令和 5（2023）年度は、伊勢湾から熊野灘沿岸域にかけての有害赤潮の広域モニタリング調査を実施しました。

熊野灘沿岸の複数海域では、カレニア・ミキモトイ赤潮が発生し、一部の海域では、漁業被害が発生しました。また、熊野灘沿岸の複数海域で、アコヤガイなど二枚貝のへい死原因となるヘドロカブサ赤潮が 7 年振りに確認されました。

（4）多様な自然環境保全に関する調査研究

① 松くい虫の発生予察

松くい虫被害の防止や軽減を図るため、松枯れの誘引となるマツノマダラカミキリの発生時期を予測し、適期に薬剤の散布ができるよう、冷涼な伊賀地域と温暖な志摩地域から枯れ松を採取し、幼虫の生育状況を調査し、その年の成虫の発生時期を予測しています。

4月下旬から7月中旬頃まで成虫の発生状況等を観察し、その結果をとりまとめてホームページで公表するとともに、関係機関に情報を提供しました。

② 英虞湾・的矢湾漁場環境に係る調査

英虞湾・的矢湾の赤潮や環境変化による漁業被害の防止や軽減を図るため、水質・底質調査や底生生物・プランクトン調査を実施しました。その調査結果をとりまとめ、「アコヤ養殖環境情報」として53回、「赤潮情報」として14回、関係機関に情報提供を行いました。

③ アユの資源回復に関する研究

アユ種苗来歴カードを活用したアユ冷水病の情報収集や解析を行うとともに、カワウの被害対策に関する全国の最新知見を収集しました。

④ 漁業資源評価に係る調査

本県沿岸域のカツオ、クロマグロ、マアジ、サバ類、マイワシ等重要漁業資源の資源量評価とその動向予測を行いました。

また、クロマグロ、マアジ、サバ類、マイワシでは、科学的根拠に基づく漁獲可能量を推定することで、漁業資源の保全と持続的利用を図りました。

(5) 保健環境研究所における取組

保健環境研究所では、行政職員に対する分析講習会の開催や講師派遣を行い、地域の環境問題の解決に向けた人材育成に努めました。

7 環境情報の迅速な提供、監視・観測等の体制の整備

(1) 環境情報の提供

県ホームページにおいて、環境に関するさまざまな情報を提供しています。

県では、県民との協働・連携の実現には情報公開・情報発信が重要であるとの考えのもと、平成11(1999)年にホームページによる環境関連情報の提供を開始しました。

(2) 地理情報システムを活用した森林資源の管理

三重県森林GIS(地理情報システム)は、森林資源、林況、林道、治山等の森林情報を一元管理し、森林情報を解析することで森林のゾーニング等が可能なシステムとして、平成13(2001)年度から運用しています。

県民の財産である森林の適正な維持・管理を進め、森林の有する多様な公益的機能を高度に発揮させていくために、同システムを活用しており、令和5(2023)年度は、データ更新や精

度向上に努めるとともに、クラウド型森林GISの普及に取り組みました。

(3) 大気環境の常時監視システム

人の健康を保護し、生活環境を保全するため、環境総合監視システムを整備・運用し、大気汚染緊急時の発令、大気環境基準の評価を行い、環境の状況の的確な把握と環境保全に努めています。

なお、大気発生源については、硫黄酸化物と窒素酸化物を常時監視しており、得られたデータはホームページで公開しています(図2-5-6)。

環境汚染の未然防止のためには、環境監視が有効です。四日市地域の環境汚染防止対策には以前から積極的に取り組んできましたが、その推進には大気環境の常時監視システムが大きな役割を果たしてきました。

① 大気環境の常時監視

大気環境の常時監視は、大気汚染防止法第22条に基づき、県および四日市市が測定局を設置して行っており、その整備は、昭和38(1963)年11月に四日市市の磯津地区に一般環境測定局を設置し、二酸化硫黄の自動測定器により監視したことがはじまりです。以後、県では、桑名市から熊野市まで県内の主な市町に測定局を設置し、一般環境測定局については23か所、自動車排出ガス測定局については7か所の測定局において、監視を行っています。

さらに、県では、常時監視のための参考データを得る目的で、上層気象観測局を菰野町の御在所岳山上に設置しています。

現在の測定局の設置状況は、資料編に記載のとおりです。

② 大気発生源の常時監視

大気発生源の常時監視は、硫黄酸化物排出量について、三重県生活環境の保全に関する条例第39条に基づき、四日市地域における硫黄酸化物の排出量が $10\text{Nm}^3/\text{時}$ 以上の8工場・事業場を対象に行っています。また、窒素酸化物排出量については、平成11(1999)年度から、同地域における燃料使用量 $2,000\text{kg}/\text{時}$ 以上の13工場・事業場を対象に測定を行っています。

(4) 放射線モニタリング等の情報提供

環境放射能調査は、原子力規制委員会の委託事業「環境放射能水準調査事業」として全都道府県で実施されており、本県は、昭和63(1988)年度から同事業を受託し、調査を行っています。

東日本大震災後、同事業における空間放射線量率の常時監視を県内4か所で行っており、測定結果は、原子力規制委員会ホームページで公表されています。

環境総合監視システム

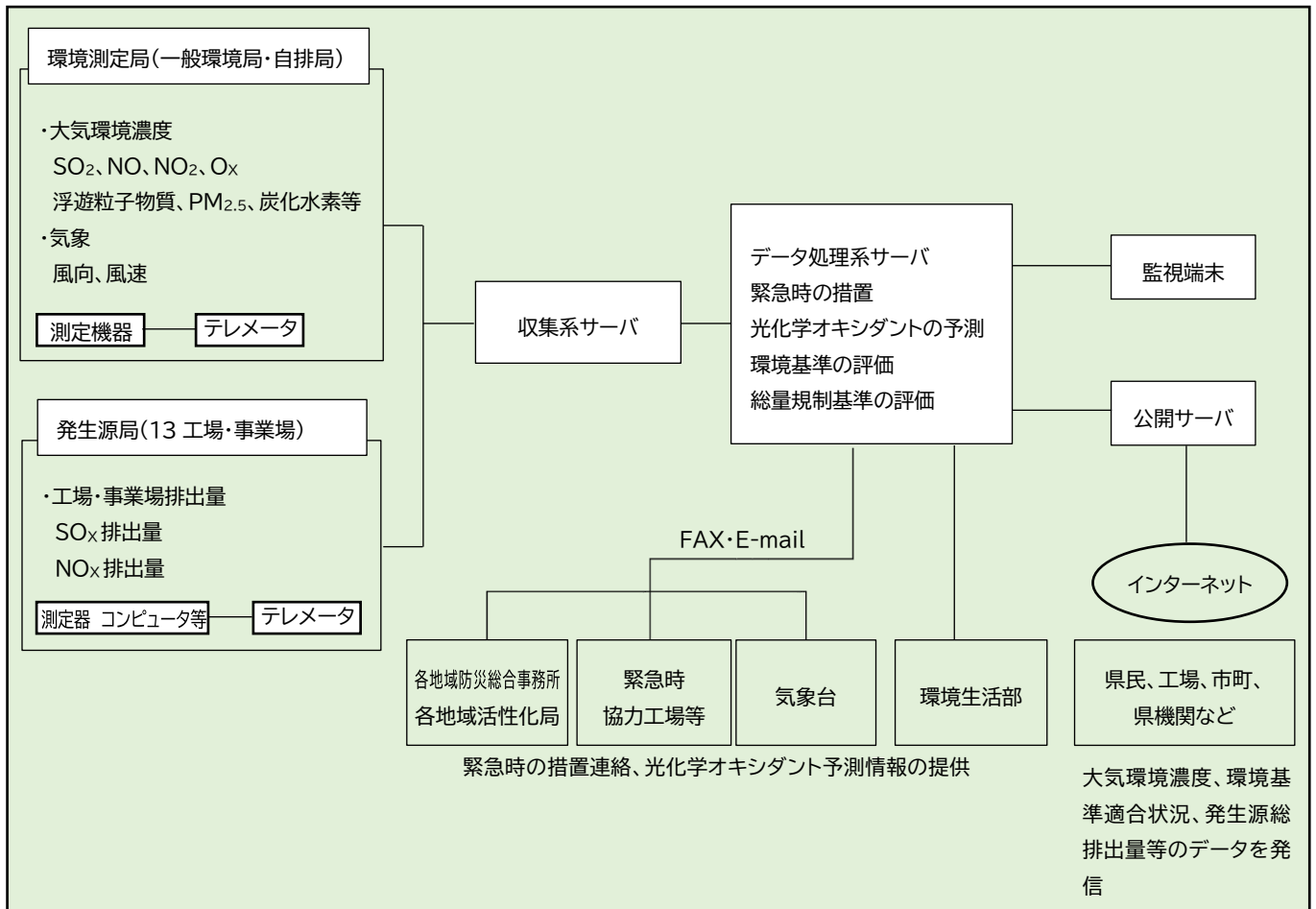


図 2-5-6 環境総合監視システムの概念図

第2節 令和6年度以降の取組方向

1 環境教育(持続可能な開発のための教育(ESD))・環境学習の推進

1-1 学校教育における環境教育・環境学習

(1) 総合的な学習の時間等における環境教育の推進

県内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校および特別支援学校では、総合的な学習の時間等において、豊かな自然環境の中で行うさまざまな体験活動をととして、自然の大切さを学び、身近な環境問題に関心を持つことができる子どもたちの育成を図ります。また、家庭や地域社会、民間団体との連携を深め、環境保全に関するボランティア活動の紹介やボランティア活動への参加意欲を高める取組を進めていきます。

(2) 「学校環境デー」の取組

県内の学校・園で、「学校環境デー」(6月5日)を中心とした時期に、創意工夫ある活動を行うことをととして、環境学習に取り組む意欲を一層高め、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図ります。

(3) 環境教育指導者の育成

子どもたちが自然にふれる体験をしたり、そこで得た知識・技能を活用したりすることで、課題を解決する能力を育てることが大切です。このため、学校等の教育現場で活用可能な地域の資源を用いた環境教育の進め方を学ぶ研修や自然体験活動を取り入れた授業の進め方を学ぶ研修を三重大学等と連携して実施します。

また、オンデマンド型研修(ネットDE研修)において、環境教育に関する研修講座を配信し、教職員が勤務校等で効果的・効率的な研修ができるようにします。

1-2 地域や社会における環境教育・環境学習

(1) 地域における環境教育・環境学習機会の提供

県内の学校、地域団体、市町等の要望により、地域に出向いて講座を実施するとともに、市民向け環境講座等、県環境学習情報センターの講座の開催により、環境教育・環境学習の機会を積極的に提供していきます。

(2) 子どもを対象とした環境教育・環境学習の推進

次世代を担う子どもたちの環境保全意識を醸成していくため、子ども向け環境講座の開催など、子どもを対象とした体験型の環境教育・環境学習を推進していきます。

(3) 三重県環境学習情報センターの活用

① 見学受入れと体験講座の実施

団体見学の受入れについては、展示ホールの見学と体験講座をセットにして実施することで、より効果的な環境教育・環境学習の機会を提供します。

② 企画展示コーナーの充実

展示ホールに設置した月替わりの企画展示コーナーを利用して、県内の環境に優しい取組を実践している企業、学校、NPO、ボランティア団体等の活動を紹介します。

(4) 「三重県民の森」および「三重県上野森林公園」の活用

森林公園の適正な維持管理を進めるとともに、指定管理者と連携して自然体験イベントを行うなど、県民の利用を促進します。

(5) 三重県総合博物館(MieMu)の活用

環境教育・環境学習の場として、展示や交流スペース等の施設の充実と活用を図ります。

また、年間行事に、各種講座やフィールドワーク等を計画します。

フィールドワークでは、県内のフィールドやミュージアムフィールドを活用し、自然環境保全のための人材育成を支援します。

大学や公的機関、民間団体等と連携し、フィールドワークのほか、ワークショップや講演会等を開催し、環境保全、環境教育・環境学習の機会を提供します。

2 環境活動の推進

2-1 指導者の育成

(環境教育・環境学習指導者の養成)

広く環境に関する知識を身につけ、体験型・参加型の環境学習が実践できる指導者を養成します。

令和6(2024)年度も、社会情勢や取り巻く環境の変化に適切に対応し、既存講座のブラッシュアップを実施していきます。

2-2 環境保全活動の支援、促進

(1) 道路、河川等の清掃

快適で安全な道路環境の確保および河川・海岸等の美化を図るため、道路敷の除草、清掃および河川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行います。

また、道路、河川、海岸等の美化活動の推進を図るため、ボランティア団体等に作業用物品の提供等の支援を行います。

(2) 森林ボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、森林づくり活動団体からの相談対応や、支援ニーズの把握、市町が支援事業を構築する際のアドバイス等を行います。

(3) 連携による環境教育実践活動の促進

子ども向け環境教育プログラムであるキッズISO14000プログラムが令和4(2022)年度で終了したため、地域における環境教育の展開を目的として県独自で策定した「みえこどもエコ活動」を実施する学校と、社会貢献の一環として

これを支援する企業との調整など、さまざまな主体との連携による取組を進めます。

(4) サマーエコスタイルキャンペーン

これまでに取り組んできたサマーエコスタイルキャンペーンを継続し、県内事業所に夏季の適正冷房と軽装勤務を引き続き、呼びかけます。

夏季の適正冷房と軽装勤務実施期間

令和6(2024)年5月1日～10月31日

(5) エシカル消費の促進

人や社会・地域・環境に配慮した消費活動であるエシカル消費を促進するため、SNSの活用や消費生活出前講座、関係機関・団体主催のイベント等のさまざまな機会をとらえて普及啓発を図るとともに、市町や関係機関・団体と連携した取組を推進します。

また、県環境学習情報センターにおいて、エシカル消費に関する県民向け講座の開催や、関係団体や事業者等と広域連携で行う東海三県一市グリーン購入キャンペーンの中でエシカル消費の啓発を実施していきます。

3 環境経営の推進

(1) 事業者に向けた環境経営の促進

近年拡大している ESG 投資や RE100、サプライチェーンでの二酸化炭素排出削減の取組等の動向を紹介するとともに、環境経営や脱炭素経営に取り組んでいる事業者の取組事例等を紹介するセミナーを公開し、事業者の環境経営や脱炭素経営の導入を促進します。

また、県内企業等における脱炭素経営を促進するため、脱炭素経営に取り組んでいく意欲のある県内企業等にアドバイザーを派遣するなどの個別支援を行います。

(2) 小規模事業所に向けた EMS 導入事業

中小事業所における環境経営を促進するため、事業所への働きかけや大規模事業所、商工団体および業界団体等を訪問して関連企業等に対する普及の依頼を行うなど、「三重県版小規模事業者向け環境マネジメントシステム（M-EMS）」の普及に取り組みます。

(3) 企業間連携の推進

「三重グリーン購入ネットワークネットワーク」や「企業環境ネットワーク・みえ」により、会員企業が中心となった企業間連携や行政との協働による自主的な環境活動を推進します。

(4) PRTR 制度の推進

有害性のある化学物質について、発生源と排出、移動量の把握を特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき行う PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）とともに、事業者による適正な管理を促進します。

また、県ホームページやパンフレット等を活用し、広く PRTR 制度の啓発を行うとともに、排出、移動量の集計結果について公表し、事業者の自主管理を促します。

(5) 県における環境経営の推進

① 環境保全活動の推進

職員一人ひとりや職場全体による環境に優しいオフィスづくりに向けた環境保全活動を推進するため、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づき、積極的な取組を進めます。

② 環境調整システムの充実

県開発事業においては、計画段階から環境調整システム等を活用した全庁的な調整を通じ、環境の保全に配慮します。

(6) 環境ビジネスの育成・振興

県内企業が環境・エネルギー関連分野に進出するため、県内企業や高等教育機関との間でネットワークを構築するとともに、県内企業の技術力を生かした製品開発に向けた研究開発を支援するなど、環境・エネルギー関連産業の育成と集積に取り組んでいきます。

また、県工業研究所の設備や知見を活用し、県内企業への共同研究に向けた技術支援や情報提供などを通じて、県内企業の環境・エネルギー関連分野への進出につなげます。

(7) 環境保全設備に対する支援

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取組に対し、必要となる資金の融資を実施します。

4 環境に配慮した事業活動の推進

三重県環境影響評価条例の適正な運用に努め、開発事業等に係る環境影響の低減により適正に環境保全を図ります。

工場や事業場の新增設に伴う悪影響を未然に防止するため、三重県公害事前審査会条例に基づき、三重県環境影響評価条例の対象とならない工場や事業場について、公害防止の技術的事項を審査し、市町の工場等の誘致や環境保全協定の締結時における活用を促進します。

環境関係の諸法令に基づく規制等の権限を有していない市町長等が、その区域の実態に即したきめ細かな対応を行うことができるように、三重県環境基本条例に基づき、市町長等と事業者との環境保全協定の締結を促進します。

公害に係る紛争については、公害紛争処理法に基づくあっせん、調停や三重県生活環境の保全に関する条例に基づく調査請求等の制度により、その迅速かつ適正な解決を図ります。

また、公害等に係る苦情については、公害苦情相談員が、県民からの苦情相談に対応するとともに、市町等と協力して、その適切な処理を行います。

5 国際協力・技術移転

環境保全技術を開発途上地域に移転し、地球環境保全、世界経済の持続的発展に資するために設立された「公益財団法人国際環境技術移転センター」(ICETT) に対して、職員を派遣するなど人的な協力を行います。

また、引き続き、太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワークの枠組みで、ICETT の有する知見も活用しながら、人的交流・人材育成を通じて、パラオ共和国をはじめとする太平洋島嶼国の環境課題の解決に向けて協力していきます。

6 研究開発の推進

(1) 資源循環に関する調査研究

① 産業廃棄物の発生抑制・低減化に関する調査研究

各種産業廃棄物の発生抑制・低減化を目的とし、企業訪問による産業廃棄物に関する調査および有効活用方法を探るための基礎研究を実施します。その結果、実用化が期待できる産業廃棄物については、資源リサイクルに取り組む県内事業者と共同研究等を行い、リサイクル製品の開発を支援します。

② リサイクル材の環境リスク評価に関する調査研究

廃棄物のリサイクルについては、廃棄物の性状に応じた適正な処理および使用用途のもと安全・安心が確保される必要がありますが、リサイクルを装った不適正処理や安易なリサイクルが実施され、有害ガスや汚水が発生する等の周辺環境に影響を及ぼす事案も発生しています。

本研究では、環境リスクを把握することが急務である廃棄物について、有害物質の溶出、有害ガスの発生等のおそれを調査し、潜在的な環境リスク評価を実施するとともに、有効利用方法の方向性を検討しており、令和6(2024)年度は、廃太陽光パネルガラス材を対象として調査研究を進めていきます。

③ 再生品の環境安全性に関する調査研究

再生資源の適正な循環利用の促進に取り組むにあたっては、産業廃棄物の不適正な処分を防止しつつ、再生品の環境安全性を確保することが求められます。

本研究では、県内の産業廃棄物中間処理業者が産業廃棄物を再生資源として受け入れ生産した再生品について、管理体制と原料の再生資源も含めて環境安全性を調査することとしており、令和6(2024)年度は、これまで対象としてきた改良土・再生土とは別の再生品を選定し、調査研究を進めていきます。

(2) 大気環境保全に関する調査研究

① 化学物質による環境汚染の実態調査

環境省委託「化学物質環境実態調査」の一環として、既存化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、引き続き、四日市港、鳥羽港の水質、底質および四日市市内の一般環境大気の調査を行います。

② 自動同定定量システムを活用した災害時に流出が想定される化学汚染物質の把握に関する研究

災害時等に流出する化学物質は、生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。本研究では県内中小企業から流出が想定される化学汚染物質のうち、GC/MS で測定可能な物質について、自動同定定量システム(AIQS) ヘデータベース登録を行うことにより、化学物質の流出時にモニタリングを実施し、迅速な事故対応ができるよう調査研究を進めています。令和6(2024)年度は、GC/MS で測定可能な物質について、自動同定定量システム(AIQS) ヘデータベース登録を進めていきます。

(3) 水環境保全に関する調査研究

・伊勢湾流入河川の流域別負荷量評価に関する調査研究

伊勢湾沿岸部の水質(有機物、窒素等)は、海域によって違いがあり、要因の一つとして、その付近に流入する河川からの汚濁負荷の影響があると推測されます。河川からの汚濁負荷を沿岸部の生物相に対する栄養供給という観点に立ち、詳細な調査を実施するとともに、河川流域ごとの負荷量評価方法について検証します。令和6(2024)年度は、前年度に引き続き、外城田川流域の調査を行い、河川流域からの負荷量予測手法の策定および評価を行います。

（４）多様な自然環境保全に関する調査研究

① 英虞湾・的矢湾漁場環境に係る調査

英虞湾・的矢湾における赤潮や環境変化による被害の防止や軽減を図るため、水質、底質、プランクトンの発生状況を監視するとともに、漁業関係者に調査結果を情報提供します。

② 本県沿岸域における漁業資源の資源評価

本県沿岸域の重要漁業資源の持続的な利用に向け、漁獲状況や生物特性を調べ、それらに基づく資源評価を行います。

③ 熊野灘沿岸域における有害プランクトン優占化機構に関する研究

伊勢湾から熊野灘沿岸において、有害プランクトンの発生状況および海洋環境の調査を愛知県と共同で実施し、有害赤潮の発生環境や広域的な赤潮の輸送パターンを把握することで、熊野灘沿岸域における有害赤潮の発生機構を解明し、赤潮予察技術の開発につなげます。

④ アユの資源回復に関する研究

アユの資源回復に向け、アユ冷水病やカワウ被害対策に係る情報収集や研修会等での情報提供を行います。

（５）有害大気汚染物質の調査

環境省が示す 22 の優先取組物質および水銀等のうち、測定法が示されているベンゼン、トリクロロエチレン等の 21 物質の大気環境調査を実施します。

（６）ダイオキシン類の調査

大気、河川、海域、底質、地下水および土壌のダイオキシン類による汚染状況を常時監視します。

（７）騒音・振動の調査

自動車交通騒音および航空機騒音の測定を実施するとともに、市町と協力し、一般地域の環境騒音および道路交通振動の測定を実施します。

（８）保健環境研究所の取組

令和 6（2024）年度も地域に密着した研究や国立環境研究所、全国の地方環境研究所と共同で先進的な研究を行うとともに、県内の高等教育機関や ICETT 等からの依頼による学生や研修員の受入れを通じて、環境分野における人材育成に寄与していきます。

7 環境情報の迅速な提供、監視・観測等の体制の整備

（１）環境情報の提供

県ホームページにおいて、窒素酸化物、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）等の大気状況データを毎時更新するほか、光化学スモッグ発令状況を提供します。

また、化学物質、水環境等のデータについても、より広くわかりやすく情報提供します。

（２）森林 GIS の運用

森林簿、森林計画図等の森林資源情報や治山、林道、保安林等の関連情報の整備を進め、システムの適正な運用に努めます。また、森林の適正な管理のため、クラウド型森林 GIS をとおして森林簿データ等を市町や関係者に提供します。

（３）環境総合監視システムの運用

環境監視、発生源監視（大気）を行う環境総合監視システムを運用し、大気環境と主要な発生源の常時監視を行うとともに、光化学スモッグ注意報の発令等の緊急時対策を実施します。

（４）公共用水域の常時監視

公共用水域（河川・海域）および地下水について、関係機関と連携し、水質の常時監視を実施します。

第3部 参考資料

県の中期戦略計画である「みえ元気プラン」に掲げている指標（KPI）について、令和5（2023）年度の実績値を環境基本計画の施策体系ごとに紹介します。

1 脱炭素社会の実現

〈マネジメント指標〉

県域からの温室効果ガス排出量(千 t - CO₂)

	4 年度	5 年度
目標値	23,146 千 t - CO ₂	22,376 千 t - CO ₂
実績値	23,117 千 t - CO ₂ (2 年度)	23,760 千 t - CO ₂ (3 年度)

脱炭素社会に向け、県と連携した取組を新たに実施する事業所数(累計)

	4 年度	5 年度
目標値	60 事業所	525 事業所
実績値	521 事業所	554 事業所

環境教育・環境学習講座等の受講者数(累計)

	4 年度	5 年度
目標値	15,000 人	30,000 人
実績値	30,493 人	62,757 人

2 循環型社会の構築

〈マネジメント指標〉

廃プラスチック類の再生利用率

	4 年度	5 年度
目標値	63% (3 年度)	65% (4 年度)
実績値	60.6% (3 年度)	59.7% (4 年度)

カーボンニュートラル等の社会的課題解決に資する資源循環の取組事業者数(累計)

	4 年度	5 年度
目標値	100 事業者	150 事業者
実績値	148 事業者	210 事業者

適正に管理されないおそれのある PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理に関する指導率

	4 年度	5 年度
目標値	100%	100%
実績値	100%	100%

建設系廃棄物の不法投棄件数

	4 年度	5 年度
目標値	10 件以下	10 件以下
実績値	11 件	8 件

3 自然共生社会の構築

〈マネジメント指標〉

希少野生動植物保護等の生物多様性保全活動の取組数(累計)

	4 年度	5 年度
目標値	93 取組	95 取組
実績値	93 取組	95 取組

自然体験施設等の利用者数

	4 年度	5 年度
目標値	1,106 千人 (3 年度)	1,143 千人 (4 年度)
実績値	1,052 千人 (3 年度)	1,148 千人 (4 年度)

4 生活環境保全の確保

〈マネジメント指標〉

環境基準達成率

	4 年度	5 年度
目標値	94.3%	95.2%
実績値	89.5%	89.5% (速報値)

生活排水処理施設の整備率

	4 年度	5 年度
目標値	89.3%	90.3%
実績値	89.0 %	89.6% (速報値)

「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組数

	4 年度	5 年度
目標値	4 取組	5 取組
実績値	6 取組	6 取組

海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数

	4 年度	5 年度
目標値	18,500 人	19,500 人
実績値	23,252 人	24,203 人

図表一覧

図表番号	項目	ページ数
第1章 低炭素社会の構築		
図 2-1-1	県域の温室効果ガス排出量の推移	14
図 2-1-2	部門別二酸化炭素排出量の構成	14
表 2-1-1	三重県庁の温室効果ガス排出量	15
図 2-1-3	三重県の総発電量	18
図 2-1-4	三重県の電力需要実績	18
図 2-1-5	三重県のガス消費量の推移	18
表 2-1-2	新エネルギー導入量	18
第2章 循環型社会の構築		
表 2-2-1	「三重県循環型社会形成推進計画」5年間の取組方向	27
表 2-2-2	ごみ処理施設数等	29
表 2-2-3	粗大ごみ処理施設数等	29
表 2-2-4	最終処分場数	29
表 2-2-5	ごみの収集形態	30
表 2-2-6	産業廃棄物処理施設の地域別設置状況	30
表 2-2-7	産業廃棄物処理施設（中間処理施設）の種類別設置状況・中間処理施設	31
表 2-2-8	PCB 廃棄物保管状況	31
表 2-2-9	優良認定処理業者件数	32
表 2-2-10	電子マニフェスト活用率	32
図 2-2-1	廃棄物の不法投棄・不適正処理に係る検挙件数の推移	33
表 2-2-11	廃棄物に係る苦情発生件数	33
表 2-2-12	廃棄物に係る苦情発生内容	33
表 2-2-13	立入検査実施状況	33
図 2-2-2	環境共生局への通報内容	34
図 2-2-3	ごみ総排出量の内訳	36
図 2-2-4	ごみ総排出量および1人1日あたりのごみ排出量の推移	36
図 2-2-5	ごみ資源化率の推移	36
図 2-2-6	ごみの最終処分量の内訳および推移	36
表 2-2-14	容器包装分別収集実施市町数および収集量	37
図 2-2-7	し尿等の量および水洗化・非水洗化人口の推移	37
図 2-2-8	発生および処理状況の概要	37
図 2-2-9	産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移	37
図 2-2-10	種類別の排出量	38
図 2-2-11	業種別の排出量	38
図 2-2-12	種類別の再生利用量	38
表 2-2-15	環境保全型畜産の主な支援制度	40
表 2-2-16	最終処分場の整備内容	41
第3章 自然共生社会の構築		
表 2-3-1	三重県自然環境保全地域の指定要件	50
表 2-3-2	鳥獣保護区等の設定状況（県設定）	51

表 2-3-3	鳥獣保護事業実施状況	51
表 2-3-4	砂防事業実施箇所	52
表 2-3-5	砂防事業の主な工法における環境配慮の内容	52
表 2-3-6	海岸環境の整備状況	52
表 2-3-7	三重県の河川	53
表 2-3-8	自然公園事業	54
表 2-3-9	東海道自然歩道市町別一覧表（延長：km）	54
表 2-3-10	緑の基本計画策定状況	55
図 2-3-1	都市公園面積推移	55
表 2-3-11	県営公園の整備状況	55
表 2-3-12	森林計画区	56
表 2-3-13	林地開発許可の状況	57
表 2-3-14	保安林の役割と種類	57
図 2-3-2	保安林の状況	57
表 2-3-15	三重県認定林業事業者数	57
表 2-3-16	新規林業就業者数の推移	57
表 2-3-17	環境保全型農業の推進対策の実施状況	58
表 2-3-18	地区別市民農園開設の状況	59
図 2-3-3	赤潮発生件数の推移	60
表 2-3-19	藻場・干潟造成の実施状況	60
表 2-3-20	令和 6 年度鳥獣保護区等の指定計画	62
表 2-3-21	「三重県レッドデータブック 2015」掲載種数	62
表 2-3-22	三重県指定希少野生動植物（32 種）	62
表 2-3-23	移入種による影響の事例	63
表 2-3-24	海岸環境の整備	63
第 4 章 生活環境保全の確保		
図 2-4-1	二酸化硫黄の経年変化（一般局の年平均値）	70
図 2-4-2	二酸化窒素の経年変化（一般局の年平均値）	71
図 2-4-3	浮遊粒子状物質の経年変化（一般局の年平均値）	71
図 2-4-4	微小粒子状物質（PM2.5）の経年変化（一般局の年平均値）	72
図 2-4-5	光化学オキシダント昼間値（5～20 時）が 0.06ppm を超えた時間数の割合の経年変化	72
表 2-4-1	優先取組物質	73
表 2-4-2	排出量の削減目標	77
表 2-4-3	三重県生活環境の保全に関する条例に基づく制限行為等に係る勧告等の実施状況	78
表 2-4-4	工場・事業場および建設作業に関する騒音・振動関係の立入検査等の実施状況	78
表 2-4-5	観測地点における環境基準適合状況環境騒音（一般地域）	78
表 2-4-6	類型を当てはめた地域および環境基準	79
表 2-4-7	規制地域を有する市町	79
表 2-4-8	水質汚濁防止法に基づく特定事業場数の推移	81
表 2-4-9	生活排水処理施設の整備率（％）の状況	82
図 2-4-6	下水道普及率の変化	82
表 2-4-10	農業集落排水事業の実施状況	83
表 2-4-11	漁業集落環境整備事業（漁業集落排水）の実施状況	83

表 2-4-12	生活排水対策重点地域	83
図 2-4-7	伊勢湾の汚濁負荷量の推移（COD）	84
図 2-4-8	伊勢湾の汚濁負荷量の推移（窒素、りん）	84
図 2-4-9	北勢地域主要水準の沈下状況	87
表 2-4-13	地盤沈下対策関連事業一覧表（要綱に基づく完了事業）	88
表 2-4-14	温泉法に基づく許可実績の推移（単位：件）	88
表 2-4-15	屋外広告物沿道景観地区	89
表 2-4-16	三重県内で登録されている「道の駅」	90
表 2-4-17	街路の整備状況	90
図 2-4-10	三重県下松くい虫被害の推移	91
表 2-4-18	森林病虫害等の防除状況	91
表 2-4-19	三重県内の埋蔵文化財数	91
表 2-4-20	三重県内の国・県指定等文化財数	92
表 2-4-21	街路の整備	96
表 2-4-22	発掘調査予定	97
第 5 章 共通基盤施策		
表 2-5-1	県環境学習情報センターにおける環境教育・学習の状況	103
表 2-5-2	県環境学習情報センターでの環境教育に関する主な業務内容	103
表 2-5-3	ビジターセンター一覧表	104
表 2-5-4	三重県環境対策促進資金	105
図 2-5-1	三重県環境影響評価条例の手続	108
図 2-5-2	公害事前審査の手続	109
図 2-5-3	年次別種類別公害苦情処理件数の推移	110
図 2-5-4	地域別公害苦情件数	110
図 2-5-5	主な発生原因別公害苦情件数	110
表 2-5-5	公害紛争処理に基づく最近の事件一覧表	110
表 2-5-6	被認定者数の推移（単位：人）	111
表 2-5-7	年齢階層別被認定者数（単位：人）	111
表 2-5-8	疾病別被認定者数（単位：人）	111
表 2-5-9	健康被害予防事業の実施状況	111
図 2-5-6	環境総合監視システムの概念図	115

令和 5 年度 野生生物保護啓発ポスターコンクール

【 特 選 】



松阪市立幸小学校
1 年生 西村 永遠さん



桑名市立陽和中学校
2 年生 後藤 ことみさん



暁高等学校
1 年生 磯部 祐成さん

令和 5 年度 三重県地球温暖化防止啓発ポスターコンクール

【 最 優 秀 賞 】



東員町立神田小学校
3 年生 伊藤 希菜さん



四日市市立西笹川中学校
3 年生 山中 瑛美さん

お問い合わせ先

環境生活部	環境生活総務課		kansei@pref.mie.lg.jp
		企画班	059-224-2314
		総務班	059-224-2308
環境生活部環境共生局	資源循環推進課	予算経理班	059-224-2367
		資源循環政策班	059-224-3310
		リサイクル推進班	059-224-2385
	廃棄物対策課		haikik@pref.mie.lg.jp
		環境保全管理班	059-224-2483
		廃棄物規制・審査班	059-224-2475
	廃棄物監視・指導課		kanshi@pref.mie.lg.jp
		広域指導班	059-224-2388
		地域指導班	059-224-2388
	地球温暖化対策課		earth@pref.mie.lg.jp
		地球温暖化対策班	059-224-2368
		環境評価・活動班	059-224-2366
	大気・水環境課		mkankyo@pref.mie.lg.jp
		大気環境班	059-224-2380
		水環境班	059-224-2382
		生活排水・水道班	059-224-3145
農林水産部	農林水産総務課		nosomu@pref.mie.lg.jp
		企画調整班	059-224-2476
	みどり共生推進課		midori@pref.mie.lg.jp
		みどり推進班	059-224-2513
		野生生物班	059-224-2578
	森林・林業経営課	自然公園班	059-224-2627
			shinrin@pref.mie.lg.jp
		森林計画班	059-224-2564
		木材利用推進班	059-224-2565
		林業経営班	059-224-2563
	治山林道課	スマート林業推進班	059-224-2991
			chirin@pref.mie.lg.jp
		治山班	059-224-2575
		林道班	059-224-2574
		森林管理班	059-224-2573
	獣害対策課		jtaisaku@pref.mie.lg.jp
		被害対策班	059-224-2017
		捕獲管理班	059-224-2020
環境生活部地域機関	桑名地域防災総合事務所	環境室	環境課
			0594-24-3624
	四日市地域防災総合事務所	環境室	環境保全課
			059-352-0593

		廃棄物対策課	059-352-0593
鈴鹿地域防災総合事務所	環境室	環境課	059-382-8675
津地域防災総合事務所	環境室	環境課	059-223-5083
松阪地域防災総合事務所	環境室	環境課	0598-50-0530
伊賀地域防災総合事務所	環境室	環境課	0595-24-8078
南勢志摩地域活性化局	環境室	環境課	0596-27-5405
紀北地域活性化局	環境室	環境課	0597-23-3469
紀南地域活性化局	環境室	環境課	0597-89-6937
保健環境研究所			059-329-3800

農林水産地域機関

四日市農林事務所	森林・林業室	林業振興課	059-352-0655
		森林保全課	059-352-0652
津農林水産事務所	森林・林業室	林業振興課	059-223-5091
		森林保全課	059-223-5085
松阪農林事務所	森林・林業室	林業振興課	0598-50-0568
		森林保全 1 課	0598-50-0566
		森林保全 2 課	0598-50-0567
伊勢農林水産事務所	森林・林業室	林業振興課	0596-27-5265
		森林保全課	0596-27-5183
伊賀農林事務所	森林・林業室	林業振興課	0595-24-8142
		森林保全課	0595-24-8143
尾鷲農林水産事務所	森林・林業室	林業振興課	0597-23-3504
		森林保全課	0597-23-3502
熊野農林事務所	森林・林業室	林業振興課	0597-89-6134
		森林保全課	0597-89-6136
林業研究所		研究課	059-262-5351
		アカデミー運営課	059-262-5350
		普及・森林教育課	059-262-5352

環境関連施設

環境学習情報センター	059-329-2000
------------	--------------

令和 6（2024）年度版 三重県サステナビリティレポート

編集発行 三重県環境生活部 環境生活総務課 企画班

TEL：059-224-2314・FAX：059-224-3069

<https://www.pref.mie.lg.jp/eco/index.shtm>

海岸漂着物問題啓発キャラクター

アナタカモ



ゴミは、ゴミ箱へ。

三重県環境生活部 環境生活総務課

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

TEL:059-224-2314

FAX:059-224-3069

MAIL:kansei@pref.mie.lg.jp